日本放送協会平成２０年度業務報告書
（案）

目　　次

第１章　事業の概況 …… １

第２章　放送番組の概況 …… ９

第３章　放送番組に関する世論調査及び研究 …… ３４

第４章　営業及び受信関係業務の概況 …… ３９

第５章　視聴者関係業務の概況 …… ４４

第６章　放送設備の建設改修及び運用の概況 …… ４９

第７章　放送技術の研究 …… ５２

第８章　業務組織の概要及び職員の状況 …… ５７

第９章　財政の状況 …… ６７

第10章　子会社等の概要 …… ７２

第11章　その他 …… ７５

資　　料 …… ７９

（注）

・日本放送協会の事業年度は、毎年４月に始まり翌年３月に終わる。本報告書に記載している４月から１２月までの日付については、特に断りのないかぎり、平成２０年の当該日付を指している。

・第１章及び第９章に記載の金額については、単位未満の端数を切り捨てて表示している。

第１章　事業の概況

日本放送協会（以下「協会」という。）は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行い又は当該放送番組を委託して放送させるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び委託協会国際放送業務を行うことを目的として、放送法に基づき設立された法人である。（協会の沿革　資料１）

協会は、平成２０年度の事業運営にあたり、内外の経営環境が大きく変化する中で、「平成１８年度～２０年度　ＮＨＫ経営計画」を踏まえ、業務全般にわたり適正かつ効率的な運営を図りつつ、事業計画を着実に実施した。視聴者の負担する受信料によって支えられる公共放送の使命と責任を深く認識し、視聴者の信頼と要望にこたえるべく、放送サービスの充実、視聴者との結びつきの強化、地上デジタルテレビジョン放送の推進と普及促進、海外への情報発信の強化、調査研究の推進等各部門の事業活動を積極的に進めた。

協会のガバナンスの強化等を柱とする放送法等の一部を改正する法律（平成１９年法律第１３６号）による改正後の放送法（改正放送法）が４月１日に施行されたことを受けて、新たなガバナンス体制の下で業務を執行するとともに、協会が放送した放送番組等（既放送番組等）を電気通信回線を通じて利用者負担により提供する業務のサービスを開始したほか、国際放送及び委託協会国際放送業務を新たに邦人向け又は外国人向けの放送として実施した。

３か年の経営の基本方針として、１０月、３年後のＮＨＫへの接触者率８０％、受信料の支払率７５％等とする経営目標を掲げた「平成２１～２３年度　ＮＨＫ経営計画」を策定し、公表した。

本年度における協会の業務運営の状況について次章以下に記述するが、これらを概観すれば、次のとおりである。

(1) 国内放送（第２章）

地上放送では、テレビジョンにおいて、アナログ方式により総合放送（アナログ総合放送）及び教育放送（アナログ教育放送）を実施するとともに、デジタル方式により総合放送（デジタル総合放送）及び教育放送（デジタル教育放送）を、アナログ方式による放送と同時同内容の放送として実施した。ラジオにおいて、アナログ方式により第１放送、第２放送、ＦＭ放送を実施した。衛星放送では、デジタル方式により委託国内放送業務としてハイビジョン放送（衛星ハイビジョン放送)、第１テレビジョン（デジタル衛星第１放送)、第２テレビジョン（デジタル衛星第２放送）を実施するとともに、アナログ方式により第１テレビジョン（アナログ衛星第１放送)、第２テレビジョン（アナログ衛星第２放送）を、デジタル方式による委託国内放送業務としての放送と同時同内容により実施した。

放送番組の実施にあたっては、視聴者の意向を積極的に受け止め、公共放送の使命に徹し、公正な報道と多様で質の高い放送番組を提供することを基本とした。

地上放送については、テレビジョンにおいて、総合放送で、平日夜間に時間帯ごとの特徴や対象とする視聴者層を明確にした番組編成を行うとともに、平日及び土曜の深夜に若い世代向け番組ゾーンを新設した。教育放送では、平日の朝及び土曜午前に子ども向け番組を新設するとともに、土曜夜間の若い世代向け実用・講座番組を拡充した。また、デジタルテレビジョン放送で、高画質、高音質、高機能の特性を生かした放送を行った。ラジオにおいては、第１放送で時間帯ごとの特徴を明確にして番組を大幅に刷新するとともに、第２放送で語学講座番組を刷新し、ＦＭ放送で多彩なジャンルの音楽番組等を充実強化した。地域放送については、地域に密着した放送を実施した。

衛星放送については、衛星ハイビジョン放送で、高画質、高音質の特性を生かした番組を編成するとともに、午前及び夜間の編成を充実・刷新した。衛星第１放送では、ニュース・情報番組を強化した。衛星第２放送では、地上放送の難視聴解消に資する番組を編成するとともに、若い世代向けの番組、エンターテインメント番組等を充実させた。

テレビジョン放送の音声による補完放送としてステレオ放送、２か国語放送、解説放送

を、テレビジョン放送の文字・データ等による補完放送として字幕放送、データ放送、文字放送を、それぞれ実施した。地上デジタルテレビジョン放送のデータ放送では、主に固定型受信機に向けたサービスのほか、主に携帯型受信機（携帯端末）に向けたサービス「ワンセグ」を実施した。

放送時間（１日平均）は、デジタル方式によるテレビジョンで、総合放送２３時間５８分、教育放送２１時間１４分、衛星ハイビジョン放送２１時間０４分、衛星第１放送２４時間００分、衛星第２放送２４時間００分、ラジオで、第１放送２３時間５９分、第２放送１８時間５２分、ＦＭ放送２３時間５３分であった。

放送番組の編集にあたっては、国内番組基準に準拠するとともに、放送番組審議会等の意向を尊重しつつ実施した。放送番組の考査については、部外のモニターによる番組評価等を参考にして、国内番組基準にのっとり厳正に行った。

また、放送法第９条第２項第２号の業務の基準に基づき、既放送番組等をインターネットを通じて一般の利用に供する業務を行った。このうち、利用者負担により行う業務として、１２月、「ＮＨＫオンデマンドサービス」を開始した。

(2) 国際放送（第２章）

テレビジョン放送による委託協会国際放送業務（テレビジョン国際放送）については、放送法に基づく実施要請により一体として実施するものを含め、衛星を使用して、邦人向け放送及び外国人向け放送を実施した。世界全域に向けた同一の番組編成による放送を実施するとともに、邦人向け放送については、北米向け及び欧州向けに、受信が容易で、現地の生活時間にあわせた番組編成の放送を実施した。放送番組については、邦人向け放送において、ニュース・情報番組、娯楽番組を国内放送から抜粋して多様な番組を編成した。外国人向け放送において、英語ニュース及び日本文化を英語で紹介する番組を従来のテレビジョン国際放送より強化し、１０月に英語による放送を２４時間化するとともに、２１年２月には英語ニュースを毎正時に編成した。

国際放送（ラジオ国際放送）については、放送法に基づく実施要請により一体として実

施するものを含め、世界の１７の放送区域に向け、１８の言語により実施した。放送番組については、邦人向け放送において日本の情報を充実・強化するとともに、外国人向け放送において世界各地域に向けた多彩な情報発信を行った。

このほか、ラジオ放送による委託協会国際放送業務（衛星ラジオ国際放送）を実施した。

また、国際理解の促進を図るとともに放送番組を補完する観点から、インターネットホームページにより国際放送のニュース等の提供を行った。

(3) 放送番組の国際交流（第２章）

放送番組の国際交流を積極的に推進し、海外への番組提供のほか、放送番組の共同制作や交換を行った。

衛星伝送による番組提供については、全世界をカバーする１日２４時間配信を実施し、アジア・太平洋、南北アメリカ、欧州地域の放送事業者等に対して提供を行った。

(4) 調査研究（第３章及び第７章）

放送番組及び放送技術の両分野にわたって調査研究活動を推進した。放送番組については、テレビジョン・ラジオ番組の視聴率調査をはじめとする各種世論調査を行ったほか、デジタル時代のメディアに関する調査研究等を進めた。放送技術については、高臨場感・空間再現メディアの実現に向けた研究、ユースフル・ユニバーサルサービスの実現に向けた研究、高度コンテンツ制作環境の実現に向けた研究を進めた。

調査研究の成果は、放送の実施等にあたって活用したほか、シンポジウムや研究発表、放送技術研究所の一般公開等により、広く一般に公表した。また、外部の研究機関等との共同研究を進めるとともに、外部に対して各種の技術協力を行った。

(5) 営業及び受信関係業務（第４章）

営業活動が引き続き厳しい状況にある中、放送受信契約の維持・増加と受信料の確実な収納に全力で取り組むとともに、より公平で合理的な受信料体系への改定を行った。訪問

集金の廃止、障害者の受信料免除適用範囲の拡大、事業所契約に関する特例の導入、同一生計支払に関する特例（家族割引）の拡大をそれぞれ実施したほか、受信料の契約・収納業務の公開競争入札を実施し、２１年２月、落札者において業務を開始した。

年度末における放送受信契約件数は、地上契約２，４２０万（うち有料の受信契約は２，２７５万）、衛星契約等（衛星契約及び特別契約）１，４００万（同１，３８７万）、契約総数３，８２０万（同３，６６２万）であった。年度内の増減は、衛星契約等において５８万（同５３万）の増加、契約総数において４０万（同２２万）の増加であった。

また、地上デジタルテレビジョン放送の受信普及を図るとともに、全国の放送局で受信に関する技術相談に応じるなど、放送の受信環境の維持改善のための諸活動を推進した。難視聴地区において地元の視聴者の組合と共同で設置したテレビジョン共同受信施設（ＮＨＫ共聴）については、地上デジタル放送に対応するための改修を積極的に進めた。さらに、「総務省テレビ受信者支援センター」の活動に協力するとともに、地元の視聴者の組合が自主的に設置したテレビジョン共同受信施設（自主共聴）において地上デジタル放送の電波の受信状況調査を行うなど、地上テレビジョン放送のデジタル化への円滑な移行への支援等を行った。

(6) 視聴者関係諸活動（第５章）

視聴者との結びつきをいっそう強化するため、視聴者関係業務を総合的に推進した。

広報活動として、事業運営や放送番組に関する広報を行うとともに、アナログ放送の円滑な終了に向けた周知活動を行った。公共放送として視聴者に対する説明責務を果たす観点から、ＮＨＫ情報公開基準に基づく情報公開を推進し、視聴者からの問い合わせに対して情報提供を行うとともに、放送、インターネットホームページ等の活用により、事業活動や財務内容等に関する情報を積極的に提供した。視聴者からの文書開示の求めに対しては、ＮＨＫ情報公開規程に基づいて公開を行った。視聴者満足（ＣＳ）向上活動を推進し、「ＮＨＫふれあいミーティング」を１，９００回開催した。業務に関して視聴者から寄せられた苦情その他の意見は４６０万件であり、これらに対しては、迅速かつ適切に対応す

るとともに、分析結果を業務改善につなげた。このほか、公開番組等を全国各地で実施するとともに、放送番組の利用促進のための諸活動を推進した。

(7) 放送設備の建設及び運用（第６章）

地上放送網の整備については、デジタル総合放送及びデジタル教育放送において中継局４３７局を、デジタル総合放送において中継局４局を、それぞれ開設した。

衛星テレビジョン放送については、受託放送事業者である株式会社放送衛星システムに委託して実施するとともに、同社に対して、放送衛星ＢＳＡＴ－３ｂ及び３ｃの調達や放送衛星ＢＳＡＴ－２及び３の運用に関する技術協力を行った。

また、良質な放送を確保し、放送のデジタル化を推進するため、放送設備の改善及び老朽設備の更新整備を進め、テレビスタジオ、編集設備等のハイビジョン化整備を行ったほか、国際放送テレビスタジオの更新、「ワンセグ」独自放送対応設備の整備等を実施した。

放送会館については、横浜放送会館の建設工事を取り進めた。

放送設備の運用については、年度末において、テレビジョンで、アナログ総合放送３，３２９局、アナログ教育放送３，２５４局、デジタル総合放送７８５局、デジタル教育放送７７４局、ラジオで、第１放送２２９局、第２放送１４２局、ＦＭ放送５２５局を運用した。

(8) 業務組織・職員（第８章）

経営委員会は２６回開催され、法定議決事項について審議し、決定するとともに、その他の基本的事項についても審議、検討を行った。審議状況については、議事録の公表や委員長の報道機関への説明等により、情報を公開した。

新たに設置された監査委員会は３２回開催され、年度の監査実施方針の決定等を行った。放送法第２３条の５等に定める選定監査委員は、協会の業務及び財産の状況調査等を行った。

理事会は５０回開催され、協会の業務執行に関する重要事項について審議した。

“約束”評価活動として、事業運営の目標の達成状況について視聴者の視点から評価した結果を事業運営の改善に役立てるＰＤＣＡ（Plan、Do、Check、Act）の取り組みを行い、「ＮＨＫ“約束”評価委員会」の平成１９年度“約束”評価報告書で指摘された諸施策について事業運営の改善を図るとともに、２０年度の“約束”の達成状況評価を同委員会に付託した。

コンプライアンスの推進等を一元的に行う総合リスク管理室を設置するとともに、会長を最高責任者とし全役員を委員とするリスクマネジメント委員会を発足させた。職員の株式取引事案を受けて前年度に設置した外部の有識者からなる委員会の提言を受けて、「インサイダー取引防止規程」を制定した。ＮＨＫ第２次コンプライアンス委員会の答申等を踏まえ、「ＮＨＫ倫理・行動憲章」及び「行動指針」を改定した。また、リスクマネジメント委員会が策定した計画に従って、内部統制の構築に取り組んだ。

このほか、組織・業務体制の見直し、子会社等（放送法第９条の２に定める子会社並びに同法施行規則第１１条第１０号に定める関連会社及び関連公益法人等）との効果的な連携等業務全般にわたって合理的、効率的な運営に努め、要員については、「平成１８年度～２０年度　ＮＨＫ経営計画」に掲げた職員削減計画に基づき、業務の集約・再編成の実施、子会社の活用等の施策により、４２０人の純減を行った。

(9) 財政の状況（第９章）

収支（一般勘定）については、事業収入は６，６４４億円で、受信料収入の増加等により予算に対し６７億円の超過となった。事業支出は６，３６８億円で、効率的な番組制作を行ったこと等により、１０５億円の予算残となり、事業収支差金は２７５億円となった。この事業収支差金から債務償還への充当３３億円を差し引いた２４２億円は、翌年度以降の財政安定のため繰り越すこととした。翌年度以降の財政安定のための繰越金は、年度末において１，１６６億円となった。

(10) 子会社等の概要（第１０章）

子会社等の再編成を取り進めるとともに、そのあり方について引き続き検討を行った。

子会社等は、年度末において、３２団体であった。子会社等からの配当は５３億円、副次収入は７０億９千万円であった。

子会社等の事業については、子会社等の運営基準に基づいて適切な管理に努め、経営上の重要事項についての事前協議、外部監査法人による業務運営状況調査に加え、子会社等と連携したリスクマネジメント体制整備のための施策等を講じた。

なお、２１年度における事業運営の重点は、次のとおりである。

① 視聴者のみなさまの信頼を高めるため組織風土改革に全力をあげます

② 日本の課題、地球規模の課題に真正面から向きあいます

③ 放送・通信融合時代の新サービスで公共放送の役割を果たします

④ 地域を元気にするための拠点となります

⑤ 日本を、そしてアジアを、世界に伝えます

⑥ 円滑な完全デジタル化に向けて重点的に取り組みます

⑦ 構造改革を推し進め効率的な体制で受信料の価値をより大きくします

⑧ 受信料を公平に負担していただくための取り組みを強化します

⑨ 環境経営に着実に取り組みます

第２章　放送番組の概況

１　国内放送

(1) 番組の編成

ア　重点事項

放送番組の編集にあたっては、公共放送としての使命に徹し、信頼性あるジャーナリズム機能と文化創造機能をいっそう向上させ、公正な報道と多様で質の高い放送番組を提供することを基本とした。デジタル放送時代においても視聴者の信頼と多様な要望にこたえるため、地上放送、衛星放送各波の役割を明確にしつつ、次の項目を年度重点事項として、放送番組の編集を行った。

① 幅広い世代に親しまれる多彩な番組の編成

② 信頼に応える迅速・的確な報道の充実

③ 地域からの情報発信力の強化

④ 地球環境など公共的なテーマについての年間を通じた継続的な取り組み

⑤ 次の世代を担う青少年に向けた教育番組の充実

⑥ 人と人とが支えあう“ともに生きる社会”の実現をめざす番組の充実

⑦ ラジオ第１放送の大幅な刷新

⑧ 多様なメディアに向けたサービスの展開

⑨ オリンピック・パラリンピック北京大会の放送の実施

イ　テレビジョン

(ｱ) 地上放送

総合放送では、広く一般を対象に、国民の生活・視聴態様に対応して、報道、教育、教養、娯楽の各分野にわたり調和ある編成を行った。教育放送では、教育番組を中心とし、教養番組を効果的に編成するとともに、報道番組若干を編成した。地域向けの放送としては、地域に密着したニュース・情報番組を中心に編成するとともに、地域の実情に応じた特集番組を随時編成した。デジタル総合放送及びデジタル教育放送については、高画質、

高音質、高機能の特性を生かし、それぞれアナログ総合放送及びアナログ教育放送と同時同内容の放送（サイマル放送）を行った。デジタル放送においては、視聴者の多様な要望にこたえるため、デジタル教育放送でハイビジョン放送１チャンネルを時間帯によって標準テレビジョン放送２チャンネルに分割するなど、マルチ編成を行った。

本年度の開始に際し、番組改定を行い、総合放送で、平日夜間において、時間帯ごとの特徴や対象とする視聴者層を明確にし、親子向け番組や働き盛りの世代向け番組を編成するとともに、平日及び土曜の深夜に若い世代向け番組ゾーンを新設するなどの措置を実施した。教育放送では、平日の朝及び土曜午前の子ども向け番組の新設、土曜夜間の若い世代向け実用・講座番組の拡充、多メディア展開による英語講座の新設を行うなどの措置を実施した。１０月、番組改定を行い、総合放送で、夜間編成の充実を図った。このほか、夏期特集として戦争と平和を考えるさまざまな番組を編成するなど、年間を通じて特別編成を随時実施した。

(ｲ) 衛星放送

衛星ハイビジョン放送では、その普及に資するため、高画質、高音質の特性を生かした番組を編成し、ハイビジョン放送とあわせて臨時にハイビジョン放送１チャンネルと標準テレビジョン放送１チャンネルを行うマルチ編成を随時実施した。衛星第１放送では、内外の最新の動向を伝える番組やスポーツ番組を中心に編成した。衛星第２放送では、地上放送の難視聴解消を目的として総合放送及び教育放送の主な番組を編成するとともに、大型エンターテインメント番組をはじめとする衛星独自番組を効果的に編成した。衛星第１放送及び衛星第２放送については、アナログ方式による放送において、それぞれデジタル方式による放送のサイマル放送を実施した。

本年度の開始に際し、番組改定を行い、衛星ハイビジョン放送では、午前及び夜間の編成を充実・刷新するとともに、地球温暖化など地球規模の課題を取り上げた番組を年間を通じて編成した。衛星第１放送では、若い世代を取り上げたドキュメンタリー番組やアジアに関する情報番組を新設するなど、ニュース・情報番組を強化した。衛星第２放送では、若い世代向けの番組、エンターテインメント番組、視聴者参加・公開番組を充実させた。

ウ　ラジオ

第１放送では、広く一般を対象に、聴取実態に応じて、報道、教育、教養、娯楽の各分野の番組を編成し、特に、ラジオの機動性及び速報性を生かした弾力的編成を行った。第２放送では、教育番組を中心とした全国同一放送として、対象となる聴取者層を明確にして編成した。ＦＭ放送では、高音質の特性を生かした音楽番組に重点を置いて編成した。地域向けの放送としては、第１放送及びＦＭ放送において、地域の関心にこたえる番組を編成した。

本年度の開始に際し、番組改定を行い、第１放送で、時間帯ごとの特徴を明確にしたうえで、聴取者参加型のニュース・情報番組を新設するなど、番組を大幅に刷新した。第２放送では、語学講座番組を刷新した。ＦＭ放送では、多彩なジャンルの音楽番組や長時間特集番組を充実強化した。

エ　補完放送

テレビジョン放送の音声による補完放送として、ステレオ放送、２か国語放送、解説放送を実施した。解説放送は、主として視覚障害者に向けて編成した。

テレビジョン放送の文字・データ等による補完放送として、字幕放送、データ放送、文字放送を実施した。字幕放送は、聴覚障害者・高齢者に向けて、総合放送、教育放送、衛星ハイビジョン放送、衛星第２放送で実施し、総合放送で生放送番組への付与をいっそう進めるなど、それぞれ拡充した。また、近畿地方、中部地方、九州地方、東北地方においては、地域放送番組でも字幕放送を実施した。データ放送については、地上及び衛星のデジタルテレビジョン放送各波で実施し、デジタル総合放送及びデジタル教育放送では、１チャンネルの伝送容量１３セグメントのうち、１２セグメントの放送の一部として主に固定型受信機に向けたサービスを行うとともに、１セグメントを用いた主に携帯型受信機（携帯端末）に向けたサービス「ワンセグ」を実施した。デジタル総合放送の「ワンセグ」では、本年度の開始に際し、地域のニュース、災害情報等の地域向けのデータ放送を開始した。

なお、補完放送のほか、デジタルテレビジョン放送各波において、番組情報を一覧でき

る番組ガイド（ＥＰＧ）を実施した。

オ　放送時間及び放送事項別比率

放送時間については、１日平均、テレビジョンで、アナログ総合放送２４時間００分、デジタル総合放送２３時間５８分、アナログ教育放送２１時間１３分、デジタル教育放送２１時間１４分、衛星ハイビジョン放送２１時間０４分、衛星第１放送２４時間００分、衛星第２放送２４時間００分、ラジオで、第１放送２３時間５９分、第２放送１８時間５２分、ＦＭ放送２３時間５３分であった。また、字幕放送は、１週間平均、アナログ総合放送７７時間３６分、デジタル総合放送７７時間３６分、アナログ教育放送４８時間２７分、デジタル教育放送４８時間２７分、衛星ハイビジョン放送４８時間１４分、衛星第２放送４９時間２８分であった。

年間の放送事項別比率については、テレビジョンで、アナログ総合放送は報道４８．０％、教育１１．４％、教養２３．８％、娯楽１６．８％、デジタル総合放送は報道４８．１％、教育１１．３％、教養２３．８％、娯楽１６．８％、アナログ教育放送は報道４．２％、教育８０．３％、教養１５．５％、デジタル教育放送は報道４．２％、教育８０．２％、教養１５．６％、衛星ハイビジョン放送は報道１６．３％、教育１３．４％、教養４６．３％、娯楽２４．０％、衛星第１放送は報道５４．７％、教育１５．５％、教養２２．０％、娯楽７．８％、衛星第２放送は報道２０．８％、教育３０．０％、教養２０．８％、娯楽２８．４％、ラジオで、第１放送は報道５２．６％、教育４．０％、教養２２．１％、娯楽２１．３％、第２放送は報道１４．２％、教育６８．９％、教養１６．９％、ＦＭ放送は報道１８．３％、教育６．８％、教養３８．０％、娯楽３６．９％であった。

（テレビジョン及びラジオの放送事項別放送時間及び比率　資料２、３）

（テレビジョン補完放送の放送時間　資料４）（地域放送番組放送時間　資料５）

(2) 番組の実施

ア　報道部門

テレビジョンにおいては、総合放送で、「ＮＨＫニュース７」等を放送するとともに、

「地域発！ぐるっと日本」を新設した。衛星第１放送では、「ＡＳＩＡ　７ＤＡＹＳ」を新設した。ラジオにおいては、第１放送で、平日の夕方に、聴取者からの意見を取り上げながら専門家や解説委員による解説を交えて伝える「私も一言！夕方ニュース」を新設した。

ニュースの放送に際しては、迅速かつ正確で多角的な報道に努め、特に、胡錦濤中国国家主席の訪日、中国・四川大地震、秋葉原無差別殺傷事件、岩手・宮城内陸地震、アメリカの対北朝鮮テロ支援国家指定解除、北海道洞爺湖サミット、福田総理大臣の辞意表明、大相撲大麻疑惑、自民党総裁選と麻生内閣発足、米証券大手リーマンブラザーズ破綻とそれに端を発した世界的な金融危機、相次ぐ食品偽装事件、ノーベル賞の日本人複数受賞、アメリカ大統領選挙とオバマ新大統領就任式、元厚生事務次官殺傷事件、非正規労働者を中心とした雇用情勢の急速な悪化、定額給付金等を盛り込んだ平成２０年度補正予算案をめぐる動き、中川財務大臣辞任、西松建設政治献金事件、拉致被害者家族のキム・ヒョンヒ元死刑囚との面会等の重要ニュースについては、特設ニュースの編成やニュース時間の延長、関連番組の編成等により実施した。報道取材にあたっては、国内外での緊急時における機動力の向上を図った。

「ＮＨＫスペシャル」として「中国・四川大地震」、「追跡・秋葉原通り魔事件」、「ＣＯ２は減らせるか～巨大都市　東京の苦闘～」、「決戦前夜～政権攻防の行方を追う～」、「アメリカ発　世界金融危機」、シリーズ「日本とアメリカ」、「アメリカは“変革”を選ぶのか～オバマＶＳマケイン～」、「追跡！“国産食品”偽装」、「医療再建　医師の偏在　どう解決するか」、「リストラの果てに～日雇いに流れ込む人々～」、「職業“詐欺”～増殖する若者犯罪グループ～」、「揺れる大国　プーチンのロシア」等を放送した。「クローズアップ現代」として「突然“山”が消えた～岩手・宮城内陸地震～」、「“テロ指定解除”　試される日本の外交」、「“ゲリラ豪雨”　日本の空で何が」、「ともにつかんだノーベル賞～小林・益川両博士にきく～」、「振り込め詐欺　なぜ減らないのか」、「“大麻汚染”を食い止めろ」、「激突国会の行方～揺れる“麻生自民党”～」、「待ち続けた面会～金賢姫と拉致被害者家族～」、「広がるか　ワークシェアリング」、「貧しくて学べない」等を放送した。

「地域発！どうする日本」として「止まらない少子化～地域を支えるには～」、「物価高騰地域はどう立ち向かうのか」、「危機の自治体」等を放送した。「ハイビジョン特集」として「証言　中国改革開放はこうして始まった」、フロンティア「イラク戦争へのカウントダウン～英メディアが描いた１０日間～」、「オシラク・オプション～イスラエル　イラク原子炉攻撃の全貌（ぼう）～」等を、「ＢＳ世界のドキュメンタリー」として「シリーズ　金融危機」等を放送した。このほか、放送記念日特集「テレビの、これから」等を放送した。

解説番組については、「時論公論」、「視点・論点」等を放送するとともに、視聴者からの質問や意見をもとに解説委員が解説する「双方向解説・そこが知りたい！」を新設した。

手話を使った番組として、「ＮＨＫ手話ニュース８４５」、「週間手話ニュース」等を放送した。

衆議院議員補欠選挙及び鹿児島、山口等９県の知事選挙に際しては、政見・経歴放送を行うとともに、開票速報及び選挙関連番組を放送した。

広報番組については、「もうすぐ８時　プレマップ」、「ＢＳティーンズ倶楽部」、「週末プレマップ」を新設したほか、特集番組を随時放送した。

イ　教育部門

学校教育番組については、テレビジョンにおいて、教育放送で、小学校向け番組として、「伝える極意」、「見える歴史」を新設した。

社会教育番組については、テレビジョンにおいて、教育放送で、「シャキーン！」、「おさるのジョージ」、「アニメ　精霊の守り人」、「趣味の園芸　やさいの時間」、「ここが聞きたい！名医にＱ」、「趣味の園芸ビギナーズ」等を新設した。また、語学講座として、「リトル・チャロ～カラダにしみこむ英会話～」、「英語が伝わる！１００のツボ」、「リトル・チャロ」を新設した。「ＥＴＶ特集」として「そこに友だちがいた～傷ついた子どもたちの再出発～」、「里山で子どもたちが輝く」等を放送したほか、特集番組として、シリーズ「福祉の未来を考える　ハートネットＴＶ」、ＥＴＶ５０「こどものきもち２４じ」等を放送した。衛星ハイビジョン放送では、「素敵にガーデニングライフ」等を放送した。衛星第２放送では、「ＢＳおかあさんといっしょ」、「ＢＳななみ　ＤＥ　どーも！」、「響

け！みんなの吹奏楽」等を放送した。ラジオにおいては、第１放送で、「きらり１０代！」を放送するとともに、「夜はぷちぷちケータイ短歌」を新設した。第２放送で、「基礎英語３」、「チャロの英語実力講座」、「アラビア語講座」、「英語ものしり倶楽部」、「くらしで使えるポルトガル語」等の語学番組を新設した。

ウ　教養部門

テレビジョンにおいて、総合放送で、「爆笑問題のニッポンの教養」、「その時　歴史が動いた」等を放送するとともに、「ドキュメント挑戦」、「わたしが子どもだったころ」等を新設した。「ＮＨＫスペシャル」としてシリーズ「病の起源」、シリーズ「ミラクルボディー」、「セーフティーネット・クライシス～日本の社会保障が危ない～」、シリーズ「沸騰都市」、シリーズ「インドの衝撃」、「解かれた封印～米軍カメラマンが見たＮＡＧＡＳＡＫＩ～」、「源氏物語　黄金絵巻の謎」、シリーズ「女と男　最新科学が読み解く性」、「闘うリハビリⅡ　寄せられた声をたずねて」、「うつ病治療　常識が変わる」等を放送した。「ドキュメント　にっぽんの現場」として「告発の電話鳴りやまず～食品偽装　Ｇメンの闘い～」、「千客万来　まちの“不夜城”～鹿児島・巨大スーパー～」、「さなぎの食堂　定食日記」、「寝台特急　ラストラン～人生を運び続けた半世紀～」等を放送した。また、特集番組として、「魚が消える？～“海の幸”に忍び寄る危機～」、「ちょっと変だぞ日本の自然Ⅲ」、「もっと知りたいノーベル賞　小林さん・益川さんにとことんQ」等を放送した。

教育放送では、「土よう親じかん」、「めざせ！会社の星」等を新設した。このほか、特集番組として、「第３５回ＮＨＫ古典芸能鑑賞会」、「ＮＨＫ音楽祭２００８ハイライト」等を放送した。

衛星ハイビジョン放送では、「アートエンターテインメント　迷宮美術館」、「アインシュタインの眼」等を放送するとともに、「世界一周！地球に触れる・エコ大紀行」、「私の１冊　日本の１００冊」等を新設した。また、「ハイビジョン特集」として「深海に幻のサメを追う～秘境　東京海底谷～」、「柴咲コウ　孤独の中の輝き」、「桂離宮　知られざる王朝の美」、「シリーズ　新的中国人Ⅱ～オリンピックの年に～」、「ヤノマミ～奥アマ

ゾン　原初の森に生きる～」等を放送した。特集番組として、「すべて見せます　錦秋の京都御苑」、「夢の音楽堂　小澤征爾がいざなうオペラの世界」等を放送した。

衛星第１放送では、「ＢＳ世界のドキュメンタリー」等を放送するとともに、「関口知宏のファーストジャパニーズ」、「ジェネレーションＹ～地球未来図～」、「アジアンスマイル」等を新設した。「ＢＳドキュメンタリー」として「シリーズ　アフリカ２００８」等を、特集番組として、「発掘アジアドキュメンタリー」、「シリーズ　中国・庶民の改革開放３０年」、「シリーズ　イラク戦争から６年」等を放送した。

衛星第２放送では、「おーい、ニッポン」、「デジタル・スタジアム」等を放送するとともに、「ＢＳ熱中夜話」、「にっぽん熱中クラブ」、「ザ☆ネットスター！」を新設した。特集番組として、「ザ・ベストテレビ　“全部”見せます　グランプリ作品」、ＢＳ２０周年企画「手塚治虫のすべて」等を放送した。

ラジオにおいて、第１放送で、「ラジオビタミン」、「ふるさとラジオ」、「つながるラジオ」、「もぎたて！北海道」、「ぬくだまりの宿　みちのく亭」を新設した。特集番組として、「日本のカルテ　希望の国への処方箋」、「ラジオデー“いのちを考える”」、「２００９ラジオ巻頭言　もう一つの日本」等を放送した。第２放送で、「ことば力アップ」を新設した。ＦＭ放送で、「クラシックカフェ」、「オーケストラの夕べ」等を新設した。

エ　娯楽部門

テレビジョンにおいて、総合放送で、「ＮＨＫのど自慢」、「ＮＨＫ歌謡コンサート」等を放送するとともに、連続テレビ小説「瞳」、同「だんだん」、大河ドラマ「天地人」、「ドラマ８」、「土曜時代劇」、「テレ遊び　パフォー！」、「東京カワイイ★ＴＶ」、「太王四神記」等を新設した。「ドラマ８」として「バッテリー」、「乙女のパンチ」等を、「土曜時代劇」として「オトコマエ！」、「陽炎の辻２～居眠り磐音　江戸双紙～」等を、「土曜ドラマ」として「トップセールス」、「監査法人」、「ジャッジⅡ～島の裁判官奮闘記～」等を放送した。このほか、特集ドラマとして、広島発特集ドラマ「帽子」、「ディロン～運命の犬ふたたび」、正月ドラマ「福家警部補の挨拶～オッカムの剃刀（かみそり）～」、ドラマスペシャル「白洲次郎」、「幸福（しあわせ）のスープはいかが？」等を、特集番組として、「第４０回　思い出のメロ

ディー」、「第５９回ＮＨＫ紅白歌合戦」等を放送した。

衛星ハイビジョン放送では、「クラシックミステリー　名曲探偵　アマデウス」、海外ドラマ「刑事コロンボ」等を新設したほか、特集番組として「華麗なるメトロポリタンオペラ」、シリーズ「私が初めて創ったドラマ」等を放送した。

衛星第２放送では、「渋谷らいぶステージ」、「“笑”たいむ２００８」、「魅惑のスタンダード・ポップス」等を新設したほか、海外ドラマ「名探偵モンク５」、同「ファン・ジニ」、同「ＥＲ　ⅩⅢ　緊急救命室」、同「アグリー・ベティ２」等を放送した。特集番組として、「没後１０年　黒澤明特集」、「ＢＳアニメ夜話スペシャル　とことん！ルパン三世」、ＢＳまるごと大全集「作詞家阿久悠の世界　時代を作り、時代を紡いだ歌」、ＢＳエンターテインメント「カーペンターズ・オール・リクエスト」等を放送した。

ラジオにおいて、第１放送で、「世の中面白研究所」、「日曜バラエティー」を新設したほか、特集番組として、「こうせつと仲間たち」、「アキラさんの音楽ドレミ塾」、「年忘れ夢の紅白歌合戦」等を放送した。ＦＭ放送で、特集番組として、「今日は一日“大阪”三昧（ざんまい）」等を放送するとともに、ＦＭ放送開始４０年関連の特集番組として、「ＦＭ４０年とその音楽」等を放送した。

オ　スポーツ部門

オリンピック・北京大会については、競技中継を中心に多角的に紹介し、衛星第１放送で全２８競技にわたって３５２時間４０分放送したのをはじめ、総合放送、教育放送、衛星ハイビジョン放送、ラジオ第１放送で実施した。パラリンピック・北京大会については、テレビジョンにおいて、開会式及び閉会式を中継するとともに、競技の模様や結果を伝える番組を全期間にわたって放送したほか、関連番組を放送した。

また、国民体育大会、全国高校野球選手権大会、大相撲、プロ野球、サッカー、プロゴルフ、米大リーグ野球、駅伝、マラソン等の中継を行った。

このほか、テレビジョンにおいて、総合放送で、「スポーツ大陸」を新設するとともに、ＮＨＫスペシャル「“栄光への架け橋”ふたたび～密着　体操男子団体～」、同「熱投４１３球～女子ソフト・金メダルへの軌跡～」、同「日本柔道を救った男～石井慧　金メ

ダルへの執念～」、ドキュメント　にっぽんの現場「疾走　１９歳～騎手・三浦皇成の挑戦～」等を、衛星第１放送で、「華麗なる銀盤の軌跡　ＮＨＫ杯フィギュア３０年」等を放送した。

カ　地域放送

全国各地で、県域又は広域に向けた地域放送を実施した。

テレビジョンにおいて、総合放送で、午前の情報番組として、「ひるとくテレビプラザＮ」（長野県域）、「ひろもり」（広島県域）を新設した。夕方のニュース・情報番組として、「まるごとニュース北海道」、「あっぷるワイド」（青森県域）、「新潟ニュース６１０」、「ニューステラス関西」、「ニュースなっとく福岡」等を新設した。また、特集番組として、プライムＨ「世界の首脳がやってくる～サミットの舞台裏すべて見せます～」（北海道地方）、クローズアップ東北スペシャル「山が崩れた～内陸直下　震度６強の衝撃～」、金曜山梨「元気の秘密は農にあり」、金とく「どうする雇用～ものづくり中部再生の模索～」（中部地方）、かんさい熱視線特集「ひとりでも多くの命を救うために～ＪＲ福知山線脱線事故の教訓～」、ふるさと発スペシャルちゅうごく再生プロジェクト「地域の“宝”を活かせ～身近な資源で経済再生～」、四国羅針盤スペシャル「集中豪雨に備える～私たちに何ができるのか～」、徹底討論ふるさと再生スタジアム「お年寄りの医療　どう支えますか？」（九州地方）等、地域が直面している課題等を取り上げる多様な番組を放送した。

このほか、震度６強を記録した岩手・宮城内陸地震等の災害の発生に際しては、特設ニュースの編成等により地域向けのニュースを放送したほか、文字情報を挿入することにより、きめ細かな生活関連情報等を提供した。

ラジオにおいては、第２放送でポルトガル語による番組「ラジオジャパンフォーカス」（東海地方）を、ＦＭ放送で「よこはまサウンド♪シャトル」、「トワイライト群馬」、「鹿児島の夕べ」等を新設した。

なお、総合放送で、各放送局が制作したドキュメンタリー等の地域放送番組を全国に発信する「地域発！ぐるっと日本」を新設するとともに、衛星ハイビジョン放送で、ハイビジョンによる紀行番組等の地域放送番組を全国に紹介する「ふるさとから、あなたへ」を

新設した。

キ　補完放送

(ｱ) テレビジョン放送の音声による補完放送

「ＳＯＮＧＳ」、「Ｎ響アワー」、スポーツ中継等でステレオ放送を、「ＮＨＫニュース７」、「海外ドラマ」等で２か国語放送を、「連続テレビ小説」、「きょうの健康」等で解説放送を実施した。デジタル放送においては、米大リーグ野球中継等の２か国語放送や、「連続テレビ小説」、「大河ドラマ」等の解説放送を、それぞれステレオ放送で実施した。また、地上放送において、ラグビー中継等で、ルール説明等を交えた実況を行う解説放送を実施した。

なお、高音質のＢモードステレオ放送については、地上デジタル放送及び衛星放送の各波において、「名曲アルバム」等の音楽番組で実施した。臨場感あふれる５．１チャンネルサラウンド放送については、地上デジタル放送及び衛星ハイビジョン放送において、「ＮＨＫ歌謡コンサート」等で実施した。

(ｲ) テレビジョン放送の文字・データ等による補完放送

字幕放送については、総合放送、教育放送、衛星ハイビジョン放送、衛星第２放送において、「連続テレビ小説」、「ニュースウオッチ９」、「ためしてガッテン」、大相撲中継等で実施したほか、オリンピック・北京大会の競技中継、パラリンピック・北京大会の競技中継、米大リーグ野球中継等で随時実施した。

データ放送については、地上デジタル放送において、１２セグメントの放送の一部として行うサービスとして、総合放送で全国及び地域向けのニュース、気象情報、各地域ごとの生活関連情報番組等を、教育放送で「暮らしＱ＆Ａ」等を放送した。また、１セグメントを用いて行う「ワンセグ」として、簡易動画によるサイマル放送を総合放送及び教育放送で実施したほか、総合放送でニュース、気象情報等、教育放送で「特選・きょうの料理」等のデータを放送した。衛星デジタル放送において、ハイビジョン放送でニュース、気象情報等を、第１放送及び第２放送で気象情報を放送した。また、デジタル総合放送及び衛星ハイビジョン放送においては、「ためしてガッテン」、「大河ドラマ」等で番組連動

型サービスを実施するとともに、随時、台風・大雨情報、地震・津波情報等を放送した。

文字放送については、アナログ総合放送において、ニュース、地域情報等を放送した。

（テレビジョン文字放送番組表　資料６）

ク　緊急地震速報

地震の発生直後、大きな揺れが来る前に気象庁が推定した震度等を知らせる緊急地震速報を、岩手・宮城内陸地震（６月）、岩手県沿岸北部の地震（７月）等に際し、テレビジョン・ラジオ全波で放送した。

ケ　番組制作の委託

コンパクトな番組制作体制の下で、多様で質の高い放送番組を安定的に確保するため、「解体新ショー」、「おかあさんといっしょ」、「アインシュタインの眼」等の番組制作を子会社等に委託した。

番組のいっそうの多様化を図るため、外部の制作プロダクションから広く番組企画提案を募集し、番組制作を委託した。外部の制作プロダクションに対し直接委託する方式については、年度を通じてインターネットホームページで提案を募集し、６３６社から１，３８７件の提案が寄せられ、「びっくり法律旅行社」、「さんぷんまる」等１０７本の番組制作を委託した。また、子会社を通じて委託する方式については、ドラマ８「乙女のパンチ」、「星新一のショート・ショート」、ハイビジョン特集「白洲正子が愛した京都」等の番組制作を外部の制作プロダクションに委託した。委託にあたっては、公正性・透明性をいっそう高めるよう、下請法に準拠した手続きによるとともに、「番組制作の委託取引に関する自主基準」に基づき実施したほか、新たに委託形態の多様化や制作プロダクションからの問い合わせ等への対応体制を整備した。委託先に対しては、公共放送番組としての質を確保するため、「ＮＨＫ新放送ガイドライン」を周知した。

（番組制作の委託取引に関する自主基準　資料７）

コ　地上デジタル音声実用化試験放送への参画

地上デジタル音声放送の普及・発展に資するため、社団法人デジタルラジオ推進協会に参加して、高音質、高機能の特性を生かした番組の開発を推進するとともに、同法人が東

京及び大阪で行う実用化試験放送に対し、それぞれ１日あたり約１０時間の番組提供を行った。

(3) 放送番組審議会等

中央放送番組審議会は１１回開催され、会長の諮問に応じて、平成２１年度国内放送番組編集の基本計画について審議し、答申を行ったほか、新設番組「にっぽん熱中クラブ」をはじめ、放送番組全般について意見交換を行った。各地方放送番組審議会はそれぞれ１１回開催され、会長の諮問に応じて、平成２１年度各地方向け地域放送番組編集計画について審議し、答申を行ったほか、各地方向け地域放送番組等について意見交換を行った。各審議会の答申や議事の概要等については、全国向け又は各地方向けの放送やインターネットホームページへの掲載等により公表した。

なお、審議の充実に資するため、視聴者意向の概要や放送番組モニター報告を各審議会に毎回報告した。（委員名　資料８）

放送番組の企画及び実施にあたっては、教育放送企画検討会議等部外委員による番組専門委員会における検討を参考にした。

(4) 放送番組の考査

人権の尊重や放送倫理の徹底等放送番組の質の向上に資するよう、国内番組基準にのっとり、放送番組の事前考査及び放送時の考査を実施した。考査結果については、速やかに放送現場への周知を行った。

考査にあたっては、部外のモニターによる番組評価等を参考にした。モニターによる番組評価は、視聴者の意向が放送番組に反映されるよう、放送現場等に周知した。

(5) 放送番組等の保存と公開

放送済みの放送番組等については、再利用等を効率的に実施できるよう、体系的に整理して保存した。埼玉県川口市で、放送番組等の保存、管理、活用を一元的に行うＮＨＫ

アーカイブスを運用した。このほか、日本の優れた文化遺産、人物、事件等の映像・音声記録の保存を行った。また、劣化が進むアナログＶＴＲテープをデジタルテープに変換する作業を進めた。保存した放送番組等は、「ＮＨＫアーカイブス」等の放送番組において活用した。

保存した放送番組の一部については、必要な権利処理を行い、来館者が専用端末を通じて視聴できる番組公開ライブラリーにより、横浜放送局を除く全国の放送局及びＮＨＫアーカイブス等合わせて５６施設で一般に公開した。また、ＮＨＫアーカイブスに保存している全番組のリストについては、インターネットホームページへの掲載により一般に公開した。

放送法第５条の規定に基づき、訂正・取消し放送の関係者等が内容を確認できるよう、放送番組を保存した。なお、訂正･取消し放送の請求は１件あり、実施は無かった。

(6) 一般放送事業者への放送番組の提供等

一般放送事業者に対し、放送番組５，１５８本、放送番組の編集に必要な資料１，４４１件を提供した。放送大学学園に対し資料１，１８２件を、ケーブルテレビ事業者に対し放送番組４，５９０本を、それぞれ提供した。

また、財団法人放送番組センターに対し、同法人が行う放送番組ライブラリー事業のため放送番組１９４本を提供した。

このほか、放送及びその受信の進歩発達に資するため、モバイル放送株式会社に対し、９月末まで１日あたり約８時間の番組提供を行い、９月末をもって提供を終了した。

さらに、聴力障害者向けの字幕付きビデオの制作や、海外の日本人の視聴等に供するため、それぞれ関係する団体に対し放送番組の提供を行った。このほか、番組複製頒布事業等のための放送番組二次使用申し込みに応じた。

(7) 番組の受賞

イタリア賞において、「探査機“かぐや”月の謎に迫る～史上初！『地球の出』をとら

えた～」が、ハイビジョン特別賞を受賞した。

国際テレビ映像祭において、ＮＨＫスペシャル「激流中国　病院大行列～１３億人の医療～」が時事問題部門で、金賞を受賞した。

アジア・テレビ賞において、ＮＨＫスペシャル「夫婦で挑んだ白夜の大岩壁」がドキュメンタリー部門で、最優秀賞を受賞した。

ＡＢＵ（アジア太平洋放送連合）賞において、「競泳　北京オリンピック代表決定戦」がテレビ・スポーツ番組部門で、ＦＭシアター「残置物処理班」がラジオ・ドラマ番組部門で、それぞれＡＢＵ賞を受賞した。

日本賞において、課外授業ようこそ先輩「みんな生きていればいい」がグランプリ日本賞を、ＮＨＫスペシャル「１００年の難問はなぜ解けたのか～天才数学者　失踪の謎～」が生涯教育部門で東京都知事賞を、それぞれ受賞した。

芸術祭において、テレビ部門で、広島発特集ドラマ「帽子」が優秀賞を、ラジオ部門で、「ＮＨＫ広島放送局開局８０年ラジオドラマ“放送を続けよ！”～広島中央放送局の８月６日～」が大賞を、ＦＭシアター「あの人の声がきこえた」が優秀賞をそれぞれ受賞した。

放送文化基金賞において、ＮＨＫスペシャル「夫婦で挑んだ白夜の大岩壁」がテレビドキュメンタリー番組部門で、ＮＨＫスペシャル「鬼太郎が見た玉砕～水木しげるの戦争～」がテレビドラマ部門で、それぞれ本賞を受賞した。

(8) 既放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務

放送法第９条第２項第２号の業務の基準に基づき、既放送番組等をインターネットを通じて一般の利用に供する業務を行った。意見募集により寄せられた視聴者の意見等を踏まえ、１１月、同基準を変更した。

このうち、専ら受信料を財源として行う業務については、「平成２０年度放送番組補完インターネット利用計画」（１１月１９日まで）及び「平成２０年度インターネットサービス基本計画」（１１月２０日以降）を策定し、これらに基づき、全国・地域のニュース・気象情報、学校放送番組「マテマティカ２」等を二次利用した動画・音声・文字情報

等の提供を行うとともに、「きょうの料理」等の番組関連情報の提供を行った。提供にあたっては、利用者の便宜を図る観点から、パソコンに限らず、インターネット接続機能付きのデジタルテレビジョン受信機、携帯電話等多様な端末からの利用が可能となるよう、さまざまな端末に対応したホームページを運用した。

利用者負担により行う業務については、１２月、「ＮＨＫオンデマンドサービス」を開始した。「見逃し番組」サービスとして、大河ドラマ「天地人」等を、「特選ライブラリー」サービスとして、ＮＨＫスペシャル「地球大進化」等をそれぞれ提供した。提供した番組はのべ３千９百本であった。また、パソコン及び高機能テレビジョン受信機に向けて提供を行い、このうちパソコンを通じて利用する会員の登録数は、年度末において４万３千人であった。なお、同サービスの開始に際し、利用者からの問い合わせ等について、ＮＯＤコールセンターを設けて迅速かつ適切に対応するとともに、外部事業者からの苦情等に対応するため、外部の専門家を交えて業務の適正性を審査するＮＯＤ業務活動審査委員会を設置した。

(9) その他

社団法人日本民間放送連盟と共同で設立した放送倫理･番組向上機構の運営に協力するとともに、その活動について、放送による周知等を行った。なお、光市母子殺害事件の差し戻し控訴審に関する協会と一般放送事業者の放送のあり方について同機構の放送倫理検証委員会が取りまとめた意見（４月）、及び１９年１月に協会が放送したニュースについて同機構の放送と人権等権利に関する委員会が放送倫理違反があったとした見解（６月）について、その主旨をそれぞれ放送した。

２　国際放送

(1) テレビジョン国際放送

テレビジョン国際放送については、放送法に基づく実施要請により一体として実施するものを含め、世界全域に向け、デジタル方式により、邦人向け放送及び外国人向け放送を、

４月から９月までは同一チャンネルで、１０月からは異なるチャンネルで、それぞれ実施した。

邦人向け放送については、世界全域に向けた同一の番組編成による放送を、３つの衛星（インテルサット８、９、１０号機）を使用して実施した。また、北米向け及び欧州向けには、受信が容易で、現地の生活時間にあわせた番組編成の放送を、それぞれ地域に向けた衛星（エコースター１、３、７、９号機、ホットバード６号機）を使用して実施した。

外国人向け放送については、世界全域に向けた同一の番組編成による放送を、３つの衛星（インテルサット８、９、１０号機）に加え地域向けの８つの衛星を使って実施した。実施にあたっては、株式会社日本国際放送に一部業務を委託した。

（外国人向けテレビジョン国際放送の使用衛星　資料９）

２１年２月、株式会社日本国際放送の放送開始に際しては、外国人向け放送をこれと同一チャンネルで実施し、欧州地域においては、これらを一体のものとして地域衛星により放送させる業務を行った。

ア　番組の編成

(ｱ) 邦人向け放送

海外の日本人に対し幅広い情報を提供するため、次の項目を年度重点事項として、放送番組の編集を行った。

①　多彩な番組編成

②　安全情報の提供

１０月、番組改定を実施し、ニュース・情報番組、娯楽番組を国内放送から抜粋して、多様な番組を編成した。

(ｲ) 外国人向け放送

英語により、諸外国の日本への理解を深め、国際交流の発展に寄与するよう、次の項目を年度重点事項として、放送番組の編集を行った。

①　ニュースの大幅な強化

②　英語番組の充実

本年度の開始に際し、報道番組及びインフォメーション番組の充実刷新を図り、従来のテレビジョン国際放送に比して、日本及びアジアの情報を伝える英語ニュース、日本文化を英語で紹介する番組を強化するなどの措置を実施した。１０月、番組改定を行い、英語による外国人向け放送を２４時間化した。２１年２月、番組改定を行い、英語ニュースを毎正時に編成するとともに、日本やアジアの情報を伝える番組を、世界各地の視聴時間帯に配慮して編成した。放送の実施にあたっては、株式会社日本国際放送に、放送番組の制作の一部業務を委託して行った。

(ｳ) 放送時間及び放送事項別比率

１日平均の放送時間は、４月から９月までは、世界全域に向けた邦人向け放送及び外国人向け放送が２３時間５７分であった。１０月の番組改定以降、世界全域に向けた邦人向け放送は４時間４３分、外国人向け放送は、１０月から２１年２月の番組改定までは２３時間５８分、それ以降は２３時間１０分であった。このほか、北米向けの邦人向け放送は５時間３２分、欧州向けの邦人向け放送は５時間３８分であった。

年間の放送事項別比率は、４月から９月までは、全世界に向けた外国人向け放送及び邦人向け放送は、報道６０.４％、インフォメーション３９.６％であった。また、１０月から３月までは、全世界に向けた邦人向け放送は、報道９４.０％、インフォメーション６.０％、外国人向け放送は、報道６４.１％、インフォメーション３５.９％であった。

イ　番組の実施

邦人向け放送において、１０月、「ＮＨＫのど自慢」を新設するとともに、このうち世界全域に向けた放送では、「ＮＨＫニュース　おはよう日本」、「Begin Japanology」、「さわやか自然百景」、「経済羅針盤」等を新設した。

外国人向け放送においては、本年度の開始に際し、従来からある英語ニュース「NHK NEWSLINE」の平日及び週末の放送枠を増設し、さらに、１０月、週末の深夜・早朝の放送枠を増設した。２１年２月には、番組名を「NEWSLINE」として毎正時に編成し、放送時間枠を拡大した。国際放送独自制作の英語番組として、日本のファッションを紹介する「TOKYO FASHION EXPRESS」、マンガ、アニメ、ゲームの最新情報を伝える「imagine-

nation」等を新設したほか、「解体新ショー」、「ドキュメント　にっぽんの現場」等の国内放送番組に英語を付加した２か国語番組を新設した。１０月には、アジア各国の知識人やジャーナリストとの討論番組「ASIAN VOICES」を新設した。さらに、２１年２月には、中小企業の技術を紹介する「J-TECH」、アジアの若者達を取り上げた「Asian Inspiration」等の番組を新設した。

特集番組として、７月の北海道洞爺湖サミットにあわせて「Climate Change－The Global Challenge－」等の環境関連番組を集中編成した。８月には、広島・長崎における平和記念式典の中継を行うとともに、「NAGASAKI PEACEFUL BELL DREAMS（響け長崎の鐘)」、平和アーカイブスの「The Lost Decade（被爆者　空白の十年)」等、原爆の惨禍と平和の尊さを描いた番組を集中編成した。このほか、「J-MELO サマー・スペシャル」、「SAMURAI SPIRIT」、「大相撲　決まり手の秘密」、「日本美術体感ツアー」等を放送した。

邦人向け放送及び外国人向け放送を通じて、正確かつ機動的な報道に努め、北海道洞爺湖サミット、激動する日本の政局、世界的な金融危機、アメリカ大統領選挙等国内外の重要ニュースについては、国内放送番組の抜粋による臨機の編成、独自番組の制作、英語字幕ニュースにより、英語及び日本語で放送した。また、岩手・宮城内陸地震を速報で伝えたほか、インドネシア中部地震等の際に出された津波監視情報について、迅速に伝えた。

(2) ラジオ国際放送

ア　番組の編成

ラジオ国際放送については、放送法に基づく実施要請により一体として実施するものを含め、世界の１７の放送区域に向け、１８の言語により、八俣送信所からの短波放送及び海外中継局からの短波・中波・超短波放送で実施した。

邦人向け放送においては、海外の日本人に対する放送サービスの強化を図るため、「日本情報の充実・強化」を年度重点事項として、放送番組の編集を行った。本年度の開始に際し、聴取者の要望の強い国内放送の同時放送の時間枠を、従来の日本語放送より増やした。

外国人向け放送においては、諸外国の日本への理解を深め、文化及び経済の国際交流の発展に寄与するため、「世界各地域に向けた多彩な情報発信」を年度重点事項として、放送番組の編集を行った。本年度の開始に際し、番組改定を行い、インドネシア語等４言語の番組の放送時間を拡充するとともに、地域の実情に応じた放送回数の見直しを行った。

放送時間は、１日平均４８時間２８分（邦人向け放送２０時間０２分、外国人向け放送２８時間２６分）であった。また、年間の放送事項別比率は、報道６７．２％、インフォメーション３１．６％、娯楽１．２％であった。

（ラジオ国際放送の使用言語別放送地域及び放送時間　資料１０）

（ラジオ国際放送の放送事項別放送時間及び比率　資料１１）

イ　番組の実施

(ｱ) 報道部門及びインフォメーション部門

報道部門では、岩手・宮城内陸地震等の緊急報道をはじめ、福田総理大臣辞任、麻生内閣発足、世界的な金融危機、アメリカ大統領選挙等国内外の重要ニュースについて、正確かつ迅速に放送するとともに、随時、日本の立場を明らかにした見解等を報道したほか、日本の世論の動向を正しく伝えるようにした。また、インドネシア中部地震等の際に出された津波監視情報について、迅速に伝えた。

インフォメーション部門では、外国人向け放送において、英語放送で、日本文学を分かりやすく解説する「日本文学館」を新設した。

両部門にまたがる番組として、外国人向け放送において、英語以外の各言語による情報番組「ラジオジャパンフォーカス」で、「やさしい日本語」の新シリーズを放送した。また、特集番組として、邦人向け放送において、「源氏ファンタジー～よみがえる千年の音楽～」を放送した。

なお、両部門を通じて、邦人向け放送で、ラジオ第１放送との同時放送及び時差放送を行い、「ラジオ深夜便」、「地球ラジオ」、大相撲、北京オリンピック中継、全国高校野球選手権大会決勝戦等を放送した。

(ｲ) 娯楽部門

邦人向け放送において、ラジオ第１放送との同時放送及び時差放送を行い、「真打ち競演」、「ＮＨＫのど自慢」、「第５９回ＮＨＫ紅白歌合戦」等を放送した。

ウ　海外中継放送

受信状況の改善を図るため、カナダ・サックビル中継局、イギリス中継局（スケルトン、ウーハートン、ランピシャムの３か所）、シンガポール・クランジ中継局、アラブ首長国連邦・ダバヤ中継局、オランダ領ボネール島・ボネール中継局、フランス・イスーダン中継局、ドイツ・ヴェルタハタル中継局（いずれも短波）からそれぞれ中継国際放送を実施した。このうち、カナダ・サックビル中継局からの放送の一部は、外国放送事業者との交換中継方式により実施した。

なお、２１年３月２９日、アルメニア中継局（短波及び中波）、ウズベキスタン中継局（短波）、インドネシア中継局（超短波）、ロシア・モスクワ中継局（中波）から新たな中継国際放送を開始した。　（ラジオ国際放送の中継放送時間（１日）の推移　資料１２）

(3) 衛星ラジオ国際放送

中東・北アフリカ、欧州に向けて１日１時間の放送を、アラビア語による外国人向け放送として、３つの地域衛星（ホットバード６号機、ナイルサット１０１号機、バドル４号機）を使用して実施した。放送番組は、ラジオ国際放送における中東・北アフリカ向けのアラビア語による放送と同内容により実施した。

なお、２１年３月２９日、世界全域に向けて、邦人向け放送及び英語、ポルトガル語等１０の言語による外国人向け放送を、３つの衛星（インテルサット８、９、１０号機）を使用して開始した。

(4) 放送番組審議会

国際放送番組審議会は１１回開催され、会長の諮問に応じて、平成２１年度国際放送（テレビジョン・ラジオ）の放送番組編集の基本計画について審議し答申を行ったほか、新設番組「imagine-nation」、「ASIAN VOICES」をはじめ、放送番組全般について意見交換

を行った。審議会の答申や議事の概要等については、放送やインターネットホームページへの掲載により公表した。また、審議の充実に資するため、視聴者意向の概要を審議会に毎回報告した。（委員名　資料１３）

(5) 放送番組の考査

放送番組の質の向上に資するよう、国際番組基準にのっとり、放送番組の考査を実施した。考査結果については、速やかに放送現場への周知を行った。

考査にあたっては、国内外の番組モニターによる評価のほか、視聴者から寄せられた意向を参考にした。モニターによる番組評価は放送現場等に周知し、視聴者の意向が放送番組に反映されるよう努めた。なお、ラジオ国際放送の番組モニターについては、使用言語ごとに委嘱を行った。

(6) 受信状況、反響等

ア　受信状況

ラジオ国際放送の八俣送信所からの放送については、アジア大陸、東南アジア、豪州・ニュージーランド地域では、おおむね安定した受信状態であった。欧州、ハワイ、極東ロシア、南西アジア地域では、場所、時期、時間帯等により良好な受信状態と不安定な受信状態に分かれた。中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ地域では、中位以下の受信状態となることが多かった。海外の中継局からの中継国際放送は、対象となる各地域において、おおむね良好な受信状態であった。

イ　反　響

国際放送に対して寄せられた視聴者からの投書は、約２万５千通であった。

テレビジョン国際放送については、「News Today 30 Minutes」、「News Today Asia」、「WHAT'S ON JAPAN」、「ASIA 7 DAYS」等のニュース番組、「J-MELO」、「TOKYO FASHION EXPRESS」、「TOKYO EYE」、「Begin Japanology」等の日本文化や最新流行情報を伝える番組、「JAPAN BIZ CAST」、「J-TECH」等の日本の技術やビジネス情報を紹介する番組が好評だっ

た。また、２１年２月から放送内容や放送時間を拡充した「NEWSLINE」に好評意見が寄せられた。番組内容や受信方法の問い合わせ、番組編成についての要望が寄せられた。

ラジオ国際放送については、各言語によるニュース・番組について、公平さや正確さを評価する意見が寄せられたほか、「ラジオジャパンフォーカス」等の番組に多くの反響が寄せられた。

このほか、全般を通じて、中国・四川大地震、ミャンマーのサイクロン被害、台湾総統選挙、食の安全、福田総理大臣辞任、世界的な金融危機関連等のニュースに視聴者の関心が高く、迅速で的確な放送を評価する意見等幅広い意見が寄せられた。

ウ　周知及び視聴促進

番組情報等の周知については、国際放送のほか、インターネットホームページやファックスにより実施した。また、国際放送の周知及び視聴促進を図るため、番組表を空港等で配布するとともに、海外関係公的機関、海外進出企業等へ番組表・パンフレット等を提供したほか、成田国際空港でのＰＲビデオの上映等を行った。特に、２１年２月のテレビジョン国際放送の番組改定に際し、海外の新聞、雑誌、インターネットニュースサイトに広告を掲載するなど、集中的に周知活動を実施した。

(7) 中継国際放送

ラジオ国際放送に係る中継国際放送については、カナダ放送協会との協定に基づき、八俣送信所から、東南アジア及びアジア大陸向けに１日２時間実施した。

(8) インターネット利用による情報提供

国際理解の促進を図るとともに放送番組を補完する観点から、インターネットホームページにより、国際放送のニュース・情報番組等の提供を行った。１８言語による音声ニュースのほか、英語、アラビア語、中国語等８言語による文字ニュースを提供し、このうち英語、スペイン語等５言語についてはインターネット接続機能付きの携帯電話向けにも提供した。また、１７言語の音声・文字による日本語講座番組等の提供を実施したほか、

英語、中国語、ポルトガル語で動画のニュース・情報番組を提供した。外国人向けテレビジョン国際放送の番組の一部については、２１年２月から、放送にあわせて提供を行った。

海外の日本人の生命・財産を守る観点から、「海外安全情報」を日本語音声と動画により提供した。

３　放送番組の国際交流

(1) 海外への放送番組の提供等

外国放送事業者等への放送番組の提供を積極的に推進した。

このうち、衛星伝送による１日２４時間の番組提供（ＮＨＫワールド・プレミアム）については、「おかあさんといっしょ」、「ニュースウオッチ９」、「ＢＳ日本のうた」、大河ドラマ「篤姫」等を、アジア・太平洋、南北アメリカ、欧州地域の２３７の放送事業者等に対して行った。

また、財団法人ＮＨＫインターナショナル及び財団法人放送番組国際交流センターが行う放送番組国際ライブラリー事業を通じて、放送番組２，５２７本を提供した。

このほか、外国放送事業者等との相互協力の一環として、取材制作協力を行い、胡錦濤・中国国家主席の訪日、福田総理大臣辞任、ＮＨＫ杯国際フィギュアスケート競技大会、日中韓首脳会談等に際して、スタジオ設備や衛星伝送に関する便宜供与を行った。

(2) 放送番組の共同制作等

外国放送事業者等との放送番組の共同制作を実施し、ハイビジョン特集「異界～Ｊホラーの秘密を探る～」、ＮＨＫスペシャル「北極大変動」、「発掘アジアドキュメンタリー」、ＮＨＫスペシャル「月と地球４８億年の物語～探査機かぐや　最新報告～」等を制作した。

外国放送事業者とのニュース素材、番組交換について、協力協定や協力覚書、ニュース素材交換覚書に基づき、実施した。また、ＡＢＵ加盟の放送事業者と共同して行う番組交換活動に参加するとともに、衛星伝送によるニュース素材交換（アジアビジョン）を実施した。

なお、協会と協力協定や協力覚書、ニュース素材交換覚書を締結している外国放送事業者等は、４８の国と地域の６５機関であった。

(3) 「日本賞」教育コンテンツ国際コンクール

「日本賞」の対象を、従来の放送番組に加え、教材等に用いられる音と映像のコンテンツにまで拡大し、１０月、東京において第３５回「日本賞」教育コンテンツ国際コンクールとして実施した。コンクールには、５９の国と地域から１７３機関（２９３作品）が参加した。

第３章　放送番組に関する世論調査及び研究

１　放送番組に関する世論調査

放送番組の制作及び編成等に活用するため、各種世論調査を、調査員が訪問し質問して回答を聞き取る方法、質問用紙を配付して回収する方法、ＲＤＤ（ランダム・デジット・ダイヤリング）方式による電話法等により実施した。

(1) 視聴率調査等

テレビジョン・ラジオ番組の全国個人視聴率調査については、６月及び１１月に、それぞれ３，６００人を対象に７日間にわたり実施した。このうち、６月の調査の結果によると、協会のテレビジョン番組では、大河ドラマ「篤姫」、日曜午後８時４５分の「ニュース・気象情報」、「ＮＨＫニュース７」、土曜正午の「ニュース」、連続テレビ小説「瞳」等が高い視聴率を示した。ラジオ番組では、午前６時の「ニュース・スポーツニュース」、午前５時４５分の「ふるさと元気情報」、午前６時３０分の「ラジオ体操」等が高い聴取率を示した。テレビジョンの視聴時間量（１日平均）は、３時間４５分であった。

（テレビジョン視聴時間量（１日平均）の推移　資料１４）

６月、テレビジョン番組の幼児視聴率調査を、東京３０キロ圏の幼児１，０００人を対象に実施した。

また、放送やインターネット等さまざまなメディアにおける協会の番組及び番組関連情報への接触状況全体を把握するため、全国接触者率調査を、６月及び１１月に、それぞれ３，６００人を対象に実施した。

(2) 放送意向調査

９月、映像コンテンツの視聴及び「ワンセグ」の利用の実態並びにこれらに関する意向等を把握するため、メディア利用の意識と行動について、３，６００人を対象に全国調査を実施した。１１月及び２１年１月、５０周年を迎える教育テレビについて、その利用実態と放送意向を把握するため、それぞれ２，０９８人を対象に全国調査を実施した。テレ

ビ視聴を中心とした行動と気分の関連性を一日の時間の流れに沿って明らかにする「テレビと気分」調査を関東地区の１，８００人を対象に実施した。

(3) 国民世論調査

６月、５年ごとに実施している「日本人の意識」調査を、全国５，４００人を対象に実施した。１１月、「宗教意識」について１，８００人を対象に、「裁判員制度」について２，７２３人を対象に、２１年３月、「健康」について３，６００人を対象に、それぞれ全国調査を実施した。

このほか、内閣支持率など国民の政治意識等について、毎月、約２，０００人を対象に全国調査を実施した。

(4) 選挙世論調査

４月、山口２区で、衆議院選挙区補欠選挙について調査を実施した。

山口県（７月）、岡山県（１０月）、山形県（２１年１月）、千葉県（２１年３月）で知事選挙について、宇都宮市及び那覇市（１１月）で市長選挙について、それぞれ調査を実施した。

(5) 放送評価調査

６月、９月、１１月、２１年３月の４回、協会の放送に対する視聴者の評価を把握するため、約１，８００人を対象に全国調査を実施した。

２　放送に関する調査研究

(1) デジタル時代のメディアに関する調査研究

放送のデジタル化と放送・通信の融合が進む中で、メディアに対する視聴者の意識や意向・メディア接触行動等についての調査研究を行った。引き続き「日本人とメディア」に関する調査研究を実施し、放送の完全デジタル化に向けたメディア状況を明らかにするた

め、２１年１月、さまざまなメディアの利用状況について全国調査を行うとともに、３月、メディア関連の事業者へのアンケートを実施するなどして、多面的なメディアの利用状況の分析を進めた。また、オリンピック・北京大会の視聴行動、インターネットの検索機能の利用、ビデオ・オン・デマンドの利用等の状況について調査し、分析を行った。

(2) メディアと子どもに関する総合的な調査研究

テレビやビデオ等の映像メディアと子どもの発達との関係について、発達心理学、社会心理学、小児科学等の研究者と共同して研究を進め、テレビ等の視聴実態の調査及び影響の分析を引き続き行った。また、家庭におけるメディア利用と親子の結びつきとの関係についての調査を行った。

(3) 放送番組の開発等に資する調査研究

デジタル時代にふさわしい地域放送番組の開発や放送内容の向上に資するため、地域放送番組に関する視聴者意向調査やグループインタビュー等を実施し、調査研究を進めた。

若年層の価値観・ライフスタイルの変化と視聴行動の関係の調査分析、新しいメディアを利用した番組広報手法の研究など、多角的な調査研究を行った。

学校等を対象に２年ごとに実施している学校放送利用状況調査を実施するとともに、語学番組の利用者に対する利用実態の調査、小学校での英語教育における放送の役割の研究を行った。

(4) 放送用語の調査研究

部外学識経験者等によって構成される放送用語委員会を１２回開催し、放送用語に関する基本的事項、各種放送番組の用語や文章構成等について検討した。また、日常用語の使われ方に関する世代間の意識の違いを探る「ことばのゆれ調査」を実施し、現代人の言語意識や使用実態等の総合的な調査研究を進めた。「ＮＨＫ新用字用語辞典」、「ＮＨＫ日本語発音アクセント辞典」の改訂に向け、調査研究を進めた。

(5) 日本の放送史の研究

日本の放送史に関する今後の研究に資するため、過去の放送番組について、当時の放送番組制作者等に対してヒアリング調査を実施するとともに、協会の過去の放送番組表を容易に検索できるようにデータベース化を行った。また、平成２１年に教育テレビ５０周年を迎えることを機に、教育テレビジョンの歴史に関する調査研究を行い、教育テレビ５０年史をまとめた。

(6) 内外の放送事情の調査研究

放送のデジタル化に関連して、地上テレビジョン放送のデジタル化の進展とアナログ放送の終了の状況、携帯端末向け放送、ＨＤＴＶサービス等について世界の地域ごとに動向の分析を行い、特に、急速に進む中国のデジタル化については多角的な分析を行った。また、世界の公共放送について、ビデオ・オンデマンド・サービスやインターネット展開等の調査を行うとともに、日・韓・英３か国において、インターネット時代の公共放送と視聴者の関係について調査・分析した。このほか、外国における日系メディアや、国内の外国人向けのメディアについての現況調査を行うとともに、外部の研究者と共同して英米におけるジャーナリスト教育について研究を行った。

情報に関する法制度の最新動向の情報を収集し、分析した。

なお、「ＮＨＫ年鑑２００８」、「ＮＨＫデータブック世界の放送２００９」等を刊行した。

３　放送文化研究委員会

１２月、部外学識経験者によって構成される放送文化研究委員会を開催し、調査研究のあり方について意見交換を行った。　（委員名　資料１５）

４　調査結果及び研究成果の公表

調査の結果及び研究の成果は、「放送研究と調査」、「ＮＨＫ放送文化研究所年報」等を通じて公表し、新聞社、通信社、一般放送事業者、図書館、大学、調査研究機関、関係官庁等に送付したほか、インターネットホームページを活用し広く利用に供した。

４月、シンポジウム「視聴者とともに拓く新時代の放送」を、２１年３月、研究発表「変容の時代－メディアの可能性を探る」を、それぞれ東京で開催するとともに、埼玉、千葉、石川、福岡で「ＮＨＫ放送文化セミナー」を開催して研究成果の発表を行ったほか、関係の学会においても研究発表を行った。

放送博物館（東京都港区）においては、放送の発展の歴史や現状に関する資料の展示を行った。

第４章　営業及び受信関係業務の概況

１　営業活動の実施状況

単身世帯等の面接困難世帯の増加等に加え、経済状況の悪化等の影響により、営業活動が引き続き厳しい状況にある中、放送受信契約の維持・増加と受信料の確実な収納に全力で取り組むとともに、より公平で合理的な受信料体系への改定を行った。

受信料体系の改定については、１０月、より効果的・効率的な営業活動を推進するために訪問集金の廃止を、全額免除における基準の統一のために障害者の受信料免除適用範囲の拡大をそれぞれ実施した。訪問集金の廃止に先立って、口座振替及びクレジットカード継続払への支払方法の変更の勧奨活動を重点的に実施した。２１年２月、事業所の負担のあり方を社会状況の変化にあわせて見直す観点から事業所契約に関する特例の導入を、広く同一生計の受信者に適用範囲を拡大するために同一生計支払に関する特例（家族割引）の拡大をそれぞれ実施した。これらの改定については、放送等を通じて内容を周知した。

訪問集金の廃止に伴い、新たな契約・収納体制を構築し、委託契約収納員等による契約取次業務や未収対策等に重点的に取り組んだ。契約取次業務については、電器店・家電量販店、不動産会社、引越し会社等への法人委託を実施した。また、８月に受信料の契約・収納業務の公開競争入札を実施し、２１年２月、落札者において業務を開始した。

衛星放送については、受信確認メッセージの活用に努めるとともに、オリンピック・北京大会の開催期間を中心としてケーブルテレビ事業者や電器店等と連携した衛星契約の締結促進活動を展開した。

一連の不祥事等を理由とする受信料の支払い拒否・保留を表明した契約者に対しては、協会の改革・再生へ向けた取り組み等を説明しつつ、未収対策を実施した。

受信料未払いの契約者に対する簡易裁判所への支払督促の申立てについては、実施規模を拡大し、年度末までに２４都道府県で合計４０７件実施した。

なお、一連の不祥事等を理由とする受信料の支払い拒否・保留の件数は、年度当初に比べ１６万２千件減少し、年度末では４８万９千件であった。

（放送受信契約の種別及び受信料額　資料１６）

（放送受信契約（有料）増加計画等の達成状況　資料１７）

２　放送受信契約の状況

放送受信契約件数は、地上契約において、年度当初２，４３８万に対し、年度中の新規契約件数２６５万、契約変更等による解約件数２８３万、差し引き１８万減少して、年度末には２，４２０万となった。衛星契約等においては、年度当初１，３４２万に対し、年度中の新規契約件数１３２万、解約件数７４万、差し引き５８万増加して、年度末には１，４００万となった。契約総数は、年度当初３，７８０万に対し４０万増加して、年度末には３，８２０万となった。（都道府県別放送受信契約件数　資料１８）

放送受信契約のうち、受信料を免除しているものの件数は、受信料免除適用範囲の拡大等により地上契約において１３万、衛星契約等において５万増加し、年度末、地上契約において１４５万、衛星契約等において１３万であった。このほか、台風や地震災害等の被災者に対し期間を定めて受信料を免除した件数は、年間、地上契約において１，０２３、衛星契約等において４７１であった。免除金額の総額は、推計３１７億円である。

（種類別免除契約件数　資料１９）

年度末における有料の契約件数（半額免除を含む。）は、地上契約において２，２７５万、衛星契約等において１，３８７万、契約総数において３，６６２万であった。なお、年度内の有料契約件数の増減は、契約総数において２２万の増加、衛星契約等において５３万の増加であった。（放送受信契約件数（有料）の推移　資料２０）

口座振替等利用件数は、地上契約において、年度当初１，９０２万に対し、１７１万増加して、年度末に２，０７３万となった。衛星契約等においては、年度当初１，２５０万に対し、９６万増加して、年度末には１，３４６万となった。利用件数の総数は、年度当初３，１５２万に対し、２６７万増加して、年度末には３，４１９万（利用率９３．４％）となった。（支払区分別放送受信契約件数の推移　資料２１）

前払制度利用件数は、地上契約において、年度当初１，１４１万に対し、８万減少して、

年度末には１，１３３万（６か月前払３８５万、１２か月前払７４８万）となった。衛星契約等においては、年度当初８５３万に対し、３７万増加して、年度末には８９０万（６か月前払３０４万、１２か月前払５８６万）となった。利用件数の総数は、年度当初１，９９４万に対し、２９万増加して、年度末には２，０２３万（利用率５５．２％）となった。（毎期・前払別放送受信契約件数の推移　資料２２）

（一括支払に関する特例の利用件数　資料２３）

（同一生計支払に関する特例の利用件数　資料２４）

（事業所契約に関する特例の利用件数　資料２５）

本年度受信料の年度末における収納率は９７．５６％であった。

前年度受信料の当年度末収納率は９３．１８％であったが、本年度末における２年間通算収納率は９３．８５％となった。

３　受信普及と改善

(1) デジタルテレビジョン放送の受信普及

デジタルテレビジョン放送の周知と普及促進を図るため、地上デジタルテレビジョン放送の開局時のほか、オリンピック・北京大会の開催期間等にあわせて、一般放送事業者、受信機メーカー、電器店等と連携して、デジタル放送の魅力を伝える受信公開、展示、技術セミナー等を全国各地で実施した。また、視聴者の質問に答える放送番組「デジタルＱ」を通じて、デジタル放送に関する情報を周知した。

ケーブルテレビ事業者や集合住宅の管理会社等に対しては、デジタルテレビジョン放送の導入促進を図るため、設備点検活動、セミナーの開催への協力等を行った。

(2) 受信対策活動

全国の放送局で受信に関する技術相談に応じ、電話により１３万１千件、訪問により４万５千件の技術的助言を行った。

高層建造物等に起因するテレビジョン放送の受信障害の防止及び改善を図るため、原因

者の責任と負担による解消を基本に、建築主等に対して障害の予測、調査、改善方法の技術的助言や協力を行った。

地上デジタルテレビジョン放送の受信障害について、関係官庁及び関係団体で構成する受信環境クリーン協議会等と連携し、障害予測手法の周知活動を行った。

また、電気機器から発する雑音電波による受信障害については、受信環境クリーン協議会と連携して、その防止や対処を行うための方法の周知活動を行った。

(3) ＮＨＫ共聴の運用と地上デジタル放送の導入

山間部等の難視聴地区において地元の視聴者の組合と共同で設置したテレビジョン共同受信施設（ＮＨＫ共聴）の運用等を行うとともに、地上デジタル放送に対応するための改修を積極的に進め、年度末には総計３，３９４施設で地上デジタル放送が視聴可能となった。年度末における運用施設数は７，７９４施設（加入者数は５４万７千世帯）であった。

(4) 地上テレビジョン放送のデジタル化の円滑な移行への支援等

地上テレビジョン放送のデジタル化によって新たに生じる難視、複数の中継局からのデジタル波の混信等への対策に資するため、協会、総務省、一般放送事業者等からなる全国各地の地上デジタル放送推進協議会に対して受信実態に関する情報を提供し、これにより、それらの受信対策が円滑に行われるように協力した。

総務省が地上テレビジョン放送の完全デジタル化に向けて受信者支援を行うため、１０月に業務を開始し、２１年２月に体制を拡充した「総務省テレビ受信者支援センター」の受信相談、現地調査等の活動に対し、要員・技術面での協力を行った。

地元の視聴者の組合が自主的に設置したテレビジョン共同受信施設（自主共聴）については、地上デジタル放送の導入に資するよう、地上デジタル放送の電波の受信状況の調査及び改修手続き等の支援を行った。また、自主共聴のうち、協会の地上デジタルテレビジョン放送の難視聴地域にあることなど一定の要件を満たすものの組合に対し、地上デジタル放送を安定的かつ継続的に受信できるように施設を整備し又は維持する経費の一部を

助成する業務の実施について、１１月、総務大臣の認可を受け、２１年１月、経費助成の申請受付を開始した。

ケーブルテレビ等での視聴によって地上デジタル放送に対応するための改修が不要となるＮＨＫ共聴の組合等に対し、ケーブルテレビ等への移行の円滑化のために必要な経費の一部を助成する業務について、１１月、総務大臣の認可を受け、２１年１月、経費助成の申請受付を開始した。

第５章　視聴者関係業務の概況

１　広報活動及び情報公開

(1) 広報活動

視聴者の信頼回復を図り、協会の活動に対する理解と支持を得るとともに、放送番組の視聴を促進するため、広報活動を実施した。

ア　事業運営や放送番組に関する広報

公共放送の役割や存在意義、受信料制度への理解の促進を図るため、協会の事業運営や改革の取り組み状況などを紹介する広報番組「三つのたまご」や、デジタル放送への視聴者の疑問にわかりやすく答えるミニ番組「デジタルＱ」等のほか、「ＮＨＫ平成２１年度予算審議－衆議院総務委員会－」、「ＮＨＫ平成２１年度予算審議－参議院総務委員会－」を放送した。また、視聴者からの放送番組や事業運営に関する質問や要望に答える「土曜スタジオパークーあなたの声に答えますー」を放送するとともに、ミニ番組「もうすぐ８時プレマップ」等で放送番組を周知した。

パソコン向けホームページ「ＮＨＫオンライン」において、視聴者の使いやすさを目的にトップページのリニューアルを行ったほか、インターネット接続機能付き携帯電話向けホームページ「ＮＨＫケータイ」において、各放送局の欄を拡充し、地域の放送番組やイベント等の情報提供を充実させた。

報道機関に対しては、会長、放送総局長等の記者会見を実施するとともに、経営や放送に関する取材に協力した。

イ　アナログ放送の円滑な終了に向けた周知

５月、衛星アナログテレビジョン放送において、７月、地上アナログテレビジョン放送において、それぞれ「アナログ」である旨の表示を開始した。

アナログ放送終了に関する問い合わせに対応するコールセンターを設置して、問い合わせ対応に万全を期した。

また、総務省、一般放送事業者、受信機メーカー、社団法人デジタル放送推進協会等と

連携して、アナログ放送の終了について、放送、イベント、インターネットホームページ等で周知に努めた。

(2) 経営・事業内容に関する情報の公開

受信料によって運営されている公共放送として、事業活動や財務内容等に関して透明性を確保し、視聴者に対する説明責務を果たす観点から、ＮＨＫ情報公開基準に基づく情報公開を推進した。

ア　情報の提供

視聴者からの電話や電子メール等による問い合わせに対しては、迅速かつ適切な対応に努め、情報提供を行った。

事業活動や財務内容等に関する情報については、放送、パンフレット、インターネットホームページ等を活用して積極的に提供したほか、主な文書は各放送局等で閲覧可能とした。新たに「役職員の服務準則」、「役職員の報酬・給与等の支給基準」等を公開した。決算については、官報に公告した。　　（インターネットで公開している文書　資料２６）

番組制作費については、テレビジョン放送番組を１０のジャンルに分け、決算公表時に、各ジャンル別の制作費の決算額を直接制作費、人件費、機材費を合わせたトータルコストで公開した。また、予算公表時には、各ジャンル別番組１本あたりの制作費の最低額と最高額を、ジャンル別の編成比率の実績値とともに公開した。

イ　情報の開示

ＮＨＫ情報公開規程にのっとり、視聴者からの「開示の求め」に応じて、協会が保有している文書（電磁的に記録されたものを含む。）を公開した。新たに受け付けた「開示の求め」は６７件で、前年度からの継続案件を加えた６８件のうち、６８件について検討を終えた。検討結果の内訳は、開示・一部開示が４１件、不開示が１７件、対象外が１０件であった。「再検討の求め」に対しては、部外有識者で構成するＮＨＫ情報公開・個人情報保護審議委員会が、前年度からの継続案件を含め８件について審議し、６件について答申を行った。このうち５件については、協会の当初判断が妥当とされた。協会は、すべて

の案件について、同委員会の答申どおりの最終判断を行った。情報開示の実施状況については、月ごとに取りまとめ、インターネットホームページで公表した。同委員会は１４回開催された。　　（委員名　資料２７）（情報開示の状況　資料２８）

なお、情報開示の求めの対象とならない分野の文書についても、可能な範囲で情報を提供した。

２　理解促進・意向吸収活動

(1) 視聴者との交流・ふれあい活動

視聴者との交流・ふれあいを図るため、東京の放送センターにおいて、来館者向けの常設の見学施設「ＮＨＫスタジオパーク」及び「みんなの広場　ふれあいホール」を積極的に活用した。各地の放送会館等においては、番組やデジタル放送等に関する展示を実施したほか、会館ロビーを地域のサークル等の展示の場として開放した。また、各地の小学生や中学生を対象に、「キミが主役だ！ＮＨＫ放送体験クラブ」、技術職員が放送のしくみをわかりやすく説明する「ＮＨＫ出前授業」、財団法人ＮＨＫ交響楽団との共催による「ＮＨＫこども音楽クラブ」を実施したほか、アナウンサーが学校を訪問する「ＮＨＫ朗読ひろば」を新たに開催して、全国で合わせて約６万５千人が参加した。視聴者が番組制作担当者とともに番組を見て意見交換する番組上映会等を開催した。全国の放送会館の来館者数は年間３７５万人（うち放送センターの「ＮＨＫスタジオパーク」の来館者数は８０万人）であった。

(2) 視聴者満足（ＣＳ）向上活動

視聴者の満足度を向上させる観点から、視聴者の多様な意向を収集し、業務に迅速、的確に反映する活動を実施した。

多様な意見を業務に反映させることをねらいとし、視聴者が自由に参加できる「ＮＨＫふれあいミーティング」を全国各地で１，９００回開催し、参加者は４万３千人であった。このうち、１２月に山形県、２１年２月に福岡県で開催したミーティングでは、役員が直

接視聴者との意見交換を行い、その模様を地域放送で紹介した。

また、全国５４の放送局が放送と連動して地域社会との結びつきの強化を図る活動「チャレンジ５４」として、環境問題をテーマにした野外音楽イベント「三瀬プラネットジャム」（佐賀放送局）、「糖尿病予防キャンペーン」（徳島放送局）等を展開した。

受信料支払者等を対象に、番組やイベントの情報をインターネットを通じて提供する会員向けサービス「ＮＨＫ＋ＩＤ」を開始し、年度末の会員数は約２４万人であった。

業務に関して全国各地の視聴者対応窓口「ＮＨＫハートプラザ」等に寄せられた視聴者の苦情その他の意見は年間４６０万件であった。これらに対しては、迅速かつ適切に対応するとともに、分析結果を業務改善につなげた。これらの意見や対応状況については、毎月経営委員会に報告するとともに、放送やインターネットホームページ等で紹介したほか、年間の概要を「ＮＨＫ視聴者サービス報告書」として取りまとめ公表した。

（業務に関して寄せられた意見の件数　資料２９）

３　公開番組の実施、番組の利用促進等

(1) 公開番組、催物等

放送番組に対する視聴者の理解と関心を高めるため「ＮＨＫのど自慢」、「ＢＳふるさと皆様劇場」、「ＢＳ日本のうた」、「歌の散歩道」等の公開番組を全国各地で実施した。なお、「第５９回ＮＨＫ紅白歌合戦」等、一部の公開番組において、受信料支払者限定の観覧募集を実施した。

放送と連動したイベントとして、「国宝・薬師寺展」、「天璋院篤姫展」、「源氏物語の１０００年展」、「ＮＨＫ音楽祭２００８」等を開催した。社会的関心の高いテーマについては、福祉をテーマに「ＮＨＫハート・プロジェクト」を全国で展開するとともに、食料をテーマに全国の各放送局と地方自治体等との共催によるイベント「ふるさとの食　にっぽんの食」を、６月の環境月間を中心に「地球だい好き　環境キャンペーン」関連のイベントをそれぞれ開催したほか、視聴者に防災意識の浸透を図る「防災キャンペーン」を展開し、関連のイベントを開催した。さらに、学校単位で参加する教育イベント「ＮＨＫ全

国学校音楽コンクール」、「アイデア対決・全国高等専門学校ロボットコンテスト」等を実施した。

このほか、社会福祉法人ＮＨＫ厚生文化事業団等との共催により、「中国大地震救援金」、「岩手・宮城内陸地震災害義援金」等７件の「災害たすけあい」と「ＮＨＫ歳末たすけあい・ＮＨＫ海外たすけあい」を、放送と連動して実施した。

(2) 放送番組の利用促進

学校放送番組の利用促進を図るため、放送教育研究会等と連携して、放送教育の全国・地方研究大会及び研修会を実施するとともに、「先生のための教え方教室～ＩＣＴ・放送活用講座～」を全国１０か所で実施したほか、「ＮＨＫ学校放送・デジタル教材利用ガイド２００８」、「学校放送番組と利用のてびき」を作成してインターネットホームページ等により周知した。なお、高等学校講座番組の充実とその利用促進に協力する学校法人日本放送協会学園に対し、助成金を交付した。

第６章　放送設備の建設改修及び運用の概況

１　放送設備の建設改修

(1) 地上放送網の整備

ア　デジタルテレビジョン

デジタル総合放送及びデジタル教育放送において中継局４３７局を、デジタル総合放送において中継局４局を、それぞれ開設した。　（開設局名　資料３０）

イ　ラジオ

第１放送において、夜間に外国電波が混信する受信状況を改善するため、新居浜局（愛媛）の周波数変更や送信出力増力に向けた諸準備を取り進めた。

ラジオの放送区域は、年度末で、第１放送が全国世帯の９９．９％、第２放送が９９．９％、ＦＭ放送が９８％をカバーすることとなった。

(2) 衛星テレビジョン放送の安定的実施

衛星テレビジョン放送については、受託放送事業者である株式会社放送衛星システムに委託して実施するとともに、同社に対して、放送衛星ＢＳＡＴ－３ｂ及び３ｃの調達やＢＳＡＴ－２及び３の運用に関する技術協力を行い、放送の安定的実施に万全を期した。

(3) 放送設備の整備

良質な放送を確保し、放送のデジタル化を推進するため、放送設備の改善及び老朽設備の更新整備を進めた。

ハイビジョン化整備については、放送センター、名古屋放送局等５か所のテレビスタジオのハイビジョン化を進めるとともに、大阪放送局等７か所の編集設備のハイビジョン化更新を行った。また、緊急報道に備えて、岐阜放送局等８か所で衛星伝送車を、弥彦山（新潟）等１７か所で映像伝送設備を、松山空港（愛媛）等３８か所で天気カメラを、それぞれ新設又は更新してハイビジョン化した。制作・送出業務の効率的な実施を図るため、

放送センターでサーバー等を活用したテープレスシステムの整備を取り進めた。

ハイビジョン化整備以外では、松山放送局等５か所で音声・編集設備を、京都放送局等８か所で照明設備をそれぞれ老朽更新したほか、放送センターにおいて、テレビジョン国際放送の充実・強化にあわせた国際放送テレビスタジオの更新を、放送センター及び全国３４放送局で、「ワンセグ」独自放送対応設備の整備を実施した。

このほか、放送センターにおいて無停電電源装置を、仙台放送局で自家発電装置などの電源環境設備をそれぞれ更新した。

ラジオ放送所設備については、甲府、鳥取で第１放送及び第２放送の放送機を、東京、名古屋で第２放送の放送機をそれぞれ更新した。また、ＦＭ放送機の更新整備を帯広、秋田、水戸、京都で実施した。

(4) 放送会館の整備

横浜放送会館の建設工事を取り進めたほか、千葉、甲府放送会館整備のための諸準備を取り進めた。

２　放送設備の運用

(1) 国内放送

年度末において、地上放送関係では、テレビジョンで、アナログ総合放送３，３２９局、アナログ教育放送３，２５４局、デジタル総合放送７８５局、デジタル教育放送７７４局、ラジオで、第１放送２２９局、第２放送１４２局、ＦＭ放送５２５局を運用した。

（放送局の概要及び運用局数の推移　資料３１～３４）

このほか、地方自治体等が整備し所有する施設により、アナログ総合放送、アナログ教育放送各１４局を運用した。

衛星放送関係では、アナログ衛星第１テレビジョン放送、アナログ衛星第２テレビジョン放送の地上再送信局各３局（父島、母島、南大東）を運用した。

このほか、固定局５９３局、基地局２局、携帯基地局１６０局、陸上移動局４，６６３

局、携帯局４，９４８局、地球局１０局、人工衛星局１局を運用し、取材、連絡、番組中継等に活用した。

(2) ラジオ国際放送

ＫＤＤＩ八俣送信所の送信機体制の見直しにより、年度末において、同送信所の送信機３００ｋＷ５台、１００ｋＷ１台、計６台を運用した。

年度を通じて、送信出力は、中米向け、ハワイ向け、南西アジア向けが３００ｋＷ、欧州向け、中東・北アフリカ向け、極東ロシア向け、南米向け、アジア大陸向け、東南アジア向け、大洋州向けが３００ｋＷ又は１００ｋＷであった。また、カナダ放送協会の委託による中継国際放送の送信出力は３００ｋＷであった。

なお、ＫＤＤＩ八俣送信所の送信設備等については、協会業務に支障がない範囲で、ＫＤＤＩ株式会社が特定失踪者問題調査会に一部使用させることを承諾した。

３　放送技術審議会

会長の諮問機関である放送技術審議会は３回開催され、放送技術の大綱について審議を行った。（委員名　資料３５）

第７章　放送技術の研究

１　主な研究とその成果

(1) 高臨場感・空間再現メディアの実現に向けた研究

走査線４，０００本級の超高精細映像システムであるスーパーハイビジョンに関する研究では、カメラ、表示、映像符号化、衛星伝送等に関する研究を継続的に進めた。カメラについては、赤、緑、青の３色いずれも３，３００万画素の解像度を有する３板式カラー動画撮像素子を初めて製作し、撮像実験を進めた。表示装置として、黒をより暗く再現するために、液晶板を色相・彩度用と輝度用との２枚に分けた広ダイナミックレンジプロジェクターを開発し、静止画だけでなく、動画表示も可能とした。映像符号化については、大容量のスーパーハイビジョンの映像信号をＡＶＣ／Ｈ．２６４方式により圧縮する技術の研究を継続し、ノイズ低減など画質改善を行った。衛星伝送については、多値変調及び誤り訂正技術を用い、同時に複数のスーパーハイビジョン番組を放送することができる２１ＧＨｚ帯衛星伝送方式の検討を進めた。

メガネが不要で自然な立体画像が得られる立体テレビの研究では、インテグラル立体テレビの立体像の再生奥行き位置を任意に制御する映像処理手法を開発し、静止画を使って確認するとともに、インテグラル立体テレビ方式による撮影映像をホログラムに変換する表示実験装置を開発し、視域角１５度の電子ホログラム像によるカラー動画再生を実現した。

(2) ユースフル・ユニバーサルサービスの実現に向けた研究

携帯端末向けサービスの研究では、緊急地震速報により受信端末を自動的に起動させるために、気象庁からの緊急地震速報の地震データを「ワンセグ」信号の一部を使って伝送するシステムを開発した。

地上デジタルテレビジョン放送の送受信に関する技術研究では、放送波中継用補償器を実用化するとともに、この技術を厳しい受信環境下にある一般家庭の受信機の干渉除去に

応用する検証を行った。

ＩＰ放送システムの研究については、受信端末の中継によりインターネットで効率的な番組配信を実現するＰ２Ｐ技術を用いたハイビジョンの番組配信システムの検討を進めた。

衛星デジタル放送の伝送方式の高度化の研究においては、ＩＰパケットを有効に活用する多重方式の検討をはじめ、高速ダウンロードサービスや受信側の応用範囲が広がる新しいデータ放送方式の研究を進めた。

軽量で丸めて持ち運びが可能なフレキシブルディスプレイの実現に向け、有機ＥＬ素子、フィルム液晶素子、及びそれらを制御する有機薄膜トランジスタ（ＴＦＴ）の研究を継続した。

人にやさしい放送サービスの実現を目指し、気象災害ニュースの日英自動翻訳の研究や翻訳者の作業を支援する「翻訳パレット」システムの開発を進めた。また、視覚障害者にもデジタル放送の多様な情報を享受できる環境を提供するための情報バリアフリー提示技術の研究や、聴覚障害者のための字幕放送の拡充を目指して、自動音声認識システムの精度向上に向けた研究を進めた。

視聴者の番組に対する好みや年齢・障害の有無、視聴端末の解像度といった視聴環境などの違いなどに対応し、受信側で放送コンテンツを再構成する視聴環境適応型放送サービス（ＡｄａｐＴＶ）の実現に向けた研究開発を継続した。

多種多様な映像資源を有効に活用するため、映像内容を表す情報（メタデータ）を自動的に生成し、これに基づいて検索を容易に行うシステム（ＣｕｒｉｏＶｉｅｗ）を構築した。

(3) 高度コンテンツ制作環境の実現に向けた研究

番組制作システムの高度化の研究では、映像制作や立体テレビへの応用を目的に、限られた撮影映像をもとに任意の方向からの映像を生成できる映像処理技術の研究を進めた。

ロボットカメラについては、スタジオ撮影における移動ロボットカメラの運用性の向上や屋外撮影における被写体の自動追尾技術の研究を進めた。

超高速度カメラについては、撮影記録可能なコマ数を倍増して、肉眼では捉えられない一瞬の現象をこれまでより長い時間記録することが可能になり、撮影の可能性を広げた。

アーカイブスの膨大なコンテンツをデジタル化するために、レーザー光を活用して磁気テープを高速に読み取る技術や、２５０Ｍｂｐｓの高速で記録再生可能な光ディスクを大容量化する技術の研究を進めた。

高品質音声合成の研究では、テレビに表示された地震情報等の文字を視覚障害者のために自動的に読み上げるサービスの実現のため、より自然な発声法に近づけるよう品質を改善した。

報道の機動性等を向上させるための研究では、超高感度ハイビジョンカメラの小型化を目指して、冷陰極ＨＡＲＰ撮像板の開発を継続するとともに、霧、煙や塵に隠れて見ることのできない物体を可視化するための電波カメラの撮影時間の短縮を目的に、電波の送受信の走査を電気的に行うための検討を進めた。

ネットワークを利用して機能的、効率的に番組制作・送出を行うシステムの研究では、ネットワーク上の制作リソースを組み合わせて、どこの端末からでもアクセス可能な分散型番組制作システムの研究を進めた。

番組が視聴者に与える心理的影響を客観的に分析するため、画面への注意と脳活動の測定結果との関係を調べるとともに、多人数の視線情報を同時に計測する測定装置の開発を行った。

２　技術協力等

外部に対する技術協力及び受託研究は、前年度から継続したもの３件、新たに実施したもの５３件、合計５６件について行った。これらのうち主なものは、衛星デジタル放送関連技術、地上デジタル放送関連技術、ＨＡＲＰ関連技術に関するものであった。

また、先端技術の広がりに対応して、他の研究機関等との共同研究を推進した。ヨーロッパの公共放送の技術研究機関との連携では、双方向放送サービスに関する技術、複数のアンテナを用いることによりデータの送受信の大容量化を可能とするＭＩＭＯ伝送技術

等の検討を進めた。障害者、高齢者が利用しやすい放送のための技術の開発と普及を目的としたＥＣのプロジェクトに参加し、情報の提供と収集を行った。

３　特許権等の取得、外部への実施許諾

新たに特許権等を２７７件取得し、年度末における特許権等の保有総数は１，３３５件となった。

外部に対する実施許諾については、前年度から継続したもの２５６件、新たに許諾したもの４０件、合計２９６件について行った。これらのうち主なものは、デジタル放送受信機、ＦＭ文字多重放送受信機、オートフォーカス機能付カメラレンズ、話速変換機能を内蔵する受信機に関するものであった。

４　放送技術研究委員会等

部外学識経験者によって構成される放送技術研究委員会は２回開催され、重要な研究課題について審議した。（委員名　資料３６）

また、研究アドバイザーとして委嘱した外部研究者から、研究テーマについての助言・指導を受けた。

５　研究成果の活用及び公表等

研究の成果は、放送番組制作に活用するとともに、放送技術及び電子産業技術の向上に資するよう、外部に対する技術移転を積極的に行った。また、国内外の標準化機関の活動に積極的に参加し、技術基準の策定に貢献した。

スーパーハイビジョンについては、ヨーロッパ最大の放送機器展ＩＢＣ２００８において、ロンドン・アムステルダム間では生中継による国際ＩＰ伝送実験を、トリノ・アムステルダム間では事前収録したコンテンツによる国際衛星伝送実験を、それぞれ公開して実施した。

日本の地上デジタルテレビジョン放送方式（ＩＳＤＢ－Ｔ）の海外普及活動に協力し、

南米を中心とする各国でのセミナー、デモンストレーション、野外比較試験等に協力した。

研究成果の公表については、５月の放送技術研究所の一般公開をはじめ、関係学会の会誌や専門技術誌への寄稿、関係学会の研究会での発表、各種団体や専門委員会への参画、「ＮＨＫ技研Ｒ＆Ｄ」、「BROADCAST TECHNOLOGY」等の発行、インターネットホームページへの掲載等を行い、広く周知を図った。

このほか、視聴者の放送技術への理解促進を図るため、「技研ひろば」として、全国の放送局等で研究成果の展示や紹介を実施した。

第８章　業務組織の概要及び職員の状況

１　経営委員会

(1) 構　成

４月１日、委員多賀谷一照が常勤の委員となった。同日、多賀谷一照は本人の申し出により委員長職務代行者の職を辞し、委員会として、委員岩崎芳史を委員長職務代行者に定めた。６月２４日、新たに篠崎悦子が常勤の委員に任命された。１２月２１日、委員保ゆかり（高崎ゆかり）が任期満了となり、退任した。同日、委員古森重隆、篠崎悦子、多賀谷一照は本人の申し出により、退任した。１２月２２日、新たに桑野和泉が委員に任命された。同日、委員の互選により委員小丸成洋を委員長に選出し、委員会として、委員岩崎芳史を委員長職務代行者に定めた。２１年３月１日、新たに石島辰太郎、勝又英子、安田喜憲が委員に任命された。

年度末における経営委員会の構成は次のとおりであった。なお、委員は衆・参両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命し、定員は１２人で、任期は３年であり、委員長は委員の互選によって定める。　（経歴　資料３７）

委員長	小丸成洋	１９年　６月２０日委員再任 ２０年１２月２２日委員長就任 福山通運社長
委員 （委員長職務代行者）	岩崎芳史	１９年　６月２０日委員就任 ２０年　４月　１日委員長職務代行者就任 三井不動産販売会長
委員	石島辰太郎	２１年　３月　１日就任 産業技術大学院大学学長
〃	井原理代	１９年１２月１１日就任 香川大学大学院地域マネジメント研究科長
〃	大滝精一	１９年１２月１１日就任 東北大学大学院経済学研究科教授
〃	勝又英子	２１年　３月　１日就任 日本国際交流センター常務理事・事務局長

委　員	桑野和泉	（２０年１２月２２日就任 玉の湯代表取締役社長）
〃	小林英明	（１９年　６月２０日就任 弁護士・小林総合法律事務所代表）
〃	飛田稔章	（１９年　６月２０日就任 北海道農業協同組合中央会会長）
〃	野間光輪子	（１９年　６月２０日就任 望月代表取締役）
〃	深谷紘一	（１９年１２月１１日再任 デンソー副会長）
〃	安田喜憲	（２１年　３月　１日就任 国際日本文化研究センター教授）

（なお、２１年４月１日、委員井原理代は、常勤の委員となった。）

(2) 会議等

合議機関である経営委員会の会議は２６回開催され、法定議決事項について審議し、決定するとともに、その他の基本的事項についても審議、検討を行った。審議にあたっては、執行部から詳細な説明を聴取するとともに、「平成２１～２３年度　ＮＨＫ経営計画」の策定にあたっては、組織風土改革、人事施策、収支、地域、子会社等の経営の重要事項について審議を重ねるなど、重要な案件については特に慎重に審議した。また、会長から、業務の執行状況等について報告を受けるとともに、監査委員会が選定する監査委員（選定監査委員）から、役員の行った職務の執行の状況について、その監査結果の報告を受けた。執行部に対する業績評価を行うにあたっては評価・報酬部会が、理事の任命の同意を行うにあたっては指名委員会が、それぞれ経営委員会内の作業部会として事前準備作業を行った。

コンプライアンスの徹底に関し、１０月、経営委員会の諮問機関であるＮＨＫ第２次コンプライアンス委員会の最終答申を踏まえ、執行部に対し、子会社等を含めたガバナンス体制の強化、子会社等を含めたＩＴ全般統制の検討・実施、内部通報制度を有効に機能

させるための取り組みの強化を行うよう申し入れた。コンプライアンスの徹底については、執行部における実行段階に入っているとして、１１月、ＮＨＫ第２次コンプライアンス委員会を廃止した。（委員名　資料３８）

また、経営委員が出席して受信者から直接意見を聴取する「視聴者のみなさまと語る会～ＮＨＫ経営委員会とともに～」を、名古屋、大阪、札幌、松山、広島、東京の６か所で開催した。その結果は、経営委員会事務局から報告を受けた。

協会の事業運営について、本年度議決した事項は次のとおりであった。

① 「平成２１～２３年度　ＮＨＫ経営計画」策定にあたり、経営の重要事項について審議を重ね、執行部案を一部修正のうえ、平成２４年度からの受信料収入の１０％の還元等を掲げた同計画を決定した。

② 平成２１年度収支予算の編成にあたり、編成の基本方針及び基本的事項について審議を重ね、平成２１年度収支予算、事業計画及び資金計画について決定した。

③ 平成１９年度業務報告書及び平成１９年度貸借対照表等について審議し、決定した。また、これらに監事の意見書を添えて総務大臣に提出することを決定した。

④ 地上デジタルテレビジョン中継放送局の設置について審議し、決定した。

⑤ 放送局の開設等において軽微事項と取り扱うものについて審議し、決定した。

⑥ 平成２１年度国内放送番組編集の基本計画及び国際放送（テレビジョン･ラジオ）の放送番組編集の基本計画について審議し、決定した。

⑦ 日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更について審議し、決定した。

⑧ 放送法第９条第２項第２号の業務の基準の変更について審議し、決定した。

⑨ 改正放送法の施行に伴う業務委託基準の一部改正及び外国人向け委託協会国際放送業務の委託に関する基準の制定について審議し、決定した。

⑩ 監事制度の廃止に伴う役員報酬支給基準、役員退職金支給基準の改正について審議し、決定した。

⑪ 平成２０年度の役員の報酬について審議し、決定した。

⑫ 平成２０年度の役員交際費の支出限度額について審議し、決定した。

⑬　退任役員の退職金について審議し、決定した。

⑭　平成２１年度経営委員会委員報酬について審議し、決定した。

⑮　平成１９年度決算にあたり、平成１９年度予算総則の適用について審議し、決定した。

⑯　土地・建物の売却について審議し、決定した。

⑰　外国放送事業者及び外国有線放送事業者並びにそれらの団体との協力に関する基本事項について審議し、決定した。

⑱　放送法第９条第３項による土地の供用・賃貸について審議し、決定した。

⑲　財団法人放送番組センターへの出捐について審議し、決定した。

⑳　テレビジョン共同受信施設への経費助成業務等の実施について審議し、決定した。

㉑　株式会社日本国際放送の番組を送出する業務及び欧州地域衛星から委託して放送させる業務の実施について審議し、決定した。

㉒　ＮＨＫ情報公開･個人情報保護審議委員会委員の委嘱に同意した。

㉓　委員岩崎芳史を監査委員に任命することを決定した。

㉔　今井環を理事に任命することに同意した。

㉕　理事金田新を再任することに同意した。

㉖　新日本監査法人を会計監査人に任命することについて審議し、決定した。

㉗　中央放送番組審議会委員及び国際放送番組審議会委員の委嘱に同意した。

会議における審議状況等については、原則として毎回の会議終了後に委員長が報道機関への説明を行うことにより、その内容が広く迅速に公開されるよう努めるとともに、会議の議事録を、各放送局等への備え置き及びインターネットホームページへの掲載により公表した。また、あわせて「視聴者のみなさまと語る会～ＮＨＫ経営委員会とともに～」の開催報告、経営委員会活動の最新情報等をインターネットホームページに掲載した。

なお、「平成２１～２３年度　ＮＨＫ経営計画」策定に向けて、委員による勉強会を随時実施した。

経営委員会事務局は、要員体制を強化し、会議の審議等に資する情報の収集、各委員への迅速な情報伝達、執行部からの付議事項の調査、「視聴者のみなさまと語る会～ＮＨＫ

経営委員会とともに～」の運営等、経営委員会の事務の実施にあたった。

２　監査委員会

(1) 構 成

改正放送法施行に伴い、４月１日、新たに監査委員会が設置され、多賀谷一照（常勤)、井原理代（非常勤)、小林英明（非常勤）が監査委員に任命された。４月８日、放送法第２２条の２第５項、第２３条の５第１項、第２項、第４０条の４第５項の選定監査委員に、いずれも監査委員多賀谷一照、井原理代、小林英明を選定した。監査委員多賀谷一照は、１２月２１日、退任した。１２月２２日、新たに岩崎芳史が監査委員（非常勤）に任命された。

年度末における監査委員会の構成は次のとおりであった。なお、監査委員は、経営委員会委員の中から経営委員会が３人以上を任命する。このうち少なくとも１人以上を常勤とする。

監査委員	井　原　理　代	（２０年　４月　１日就任　非常勤）
〃	岩　崎　芳　史	（２０年１２月２２日就任　非常勤）
〃	小　林　英　明	（２０年　４月　１日就任　非常勤）

（なお、２１年４月１日、監査委員井原理代は、常勤の監査委員となった。）

(2) 会議等

合議機関である監査委員会の会議は、３２回開催され、監査委員会の職務の執行に必要な事項について審議し、決議を行った。４月、監査委員会規程の制定及び年度の監査実施方針の決定を行ったほか、年度を通じて、監査の円滑な実施に資するよう、会長との定期的な意見交換や内部監査室等執行部組織及び子会社からのヒアリングを実施した。

(3) 調査、報告等

放送法第２３条の５第１項の選定監査委員は、年度を通じ、役員及び職員から、その職務の執行に関する事項の報告を徴収するとともに、協会の業務及び財産の状況を調査した。

同法第２２条の２第５項の選定監査委員は、監査委員会の職務の執行の状況について、４回にわたって経営委員会に報告した。これらは、監査委員会活動結果報告書として、インターネットホームページへの掲載により公表した。

なお、４月、監査委員会を補佐するため、監査委員会事務局を設置した。監査委員会事務局は、効果的な監査活動に資するため、監査及び監査委員会の会議に必要な事項の調査、監査に必要な資料の収集、各委員への連絡等、監査委員会の事務の実施にあたった。

３　会長、副会長、専務理事、理事

６月１２日、新たに今井環が理事に任命された。

８月３１日、専務理事金田新が任期満了となり、９月１日、理事に再任され、同日、専務理事に指名された。

年度末における会長、副会長、専務理事、理事は次のとおりであった。なお、会長は経営委員会が任命し、副会長及び理事は経営委員会の同意を得て会長が任命する。会長は理事のうち若干人を専務理事に指名することがある。会長及び副会長の定員は各１人で、任期は３年、専務理事及び理事の定員は７人以上１０人以内で、任期は２年である。

（経歴　資料３９）

会　　長	福　地　茂　雄	（２０年１月２５日就任）
副　会　長	今　井　義　典	（２０年１月３０日就任）
専務理事	金　田　　新	（２０年９月　１日再任）
理　　事	日　向　英　実	（１９年４月２５日就任）
〃	溝　口　明　秀	（１９年４月２５日就任）
〃	八　幡　恒　二	（１９年４月２５日就任）
〃	永　井　研　二	（２０年２月１８日就任）
〃	後　藤　雅　実	（２０年２月１８日就任）

理　　事	大　西　典　良	（２０年２月１８日就任）
〃	関　根　　均	（２０年２月１８日就任）
〃	今　井　　環	（２０年６月１２日就任）

理事会は５０回開催され、「平成２１～２３年度　ＮＨＫ経営計画」等の協会の業務執行に関する重要事項について審議した。また、会長以下の役員で構成する諸会議を随時開催し、重要な経営課題について検討を行った。「平成２１～２３年度　ＮＨＫ経営計画」の策定にあたっては、２０年３月に経営委員会がまとめた重要検討事項を踏まえて、役員による審議を重ね、１０月、「平成２１～２３年度　ＮＨＫ経営計画」案を経営委員会に提出した。

なお、理事会議事録については、インターネットホームページへの掲載等により公表した。

４　監　事

５月２７日、旧監事制度に基づく常勤監事の古閑伸高、非常勤監事の落合誠一が、平成１９年度業務報告書及び平成１９年度貸借対照表等の総務大臣への提出に伴い退任した。

５　“約束”評価活動

協会が事業運営の目標として公表した１９年度の“約束”について、外部の有識者からなるＮＨＫ“約束”評価委員会は、視聴者アンケート調査、有識者ヒアリング等の客観的・定量的な測定手法を用いて、その達成状況について分析・評価した。同委員会は、５月、「平成１９年度“約束”評価報告書」を取りまとめ、協会に提出した。協会は、指摘された点について、子会社等と連携したリスクマネジメント体制を整備するなど、事業運営の改善措置を講じた。（委員名　資料４０）

４月、２０年度の“約束”を公表し、その達成状況評価を同委員会に付託した。同委員会は、評価方針を公表し、２１年６月の取りまとめに向けて評価作業を進めた。

（２０年度の“約束”　資料４１）

６　コンプライアンス活動の推進と内部統制の整備

受信料に支えられる公共放送として視聴者の信頼を確かなものとするため、４月、子会社等を含むコンプライアンスや内部統制の推進、リスクマネジメントを一元的に行う総合リスク管理室を設置するとともに、会長を最高責任者とし、全役員を委員とするリスクマネジメント委員会を発足させた。リスクマネジメント委員会は、１０回開催され、協会及び子会社等のリスク低減方針を策定した。

職員の株式取引事案を受けて前年度に設置した「職員の株取引問題に関する第三者委員会」が、５月、会長に対し調査報告を行った。同委員会の提言を受けて、７月、「インサイダー取引防止規程」を制定するなど、改善の取り組みを推進した。

（委員名　資料４２）

１０月、ＮＨＫ“約束”評価委員会による評価やＮＨＫ第２次コンプライアンス委員会の答申等を踏まえ、職員の行動の規範となる「ＮＨＫ倫理・行動憲章」、及び倫理やコンプライアンスに関する重要な事項について具体的に定めた「行動指針」をそれぞれ改定した。

１０月から１２月までの期間をコンプライアンス推進強化期間とし、「ＮＨＫ倫理・行動憲章」、「行動指針」等についての勉強会や研修を集中的に実施した。

内部統制の構築については、４月、リスクマネジメント委員会が「内部統制推進／平成２０年度アクションプラン」を策定し、これに従って計画的に実施した。協会及び子会社等からなる集団全体の取り組みとしては、すべての子会社等に対するヒアリングを通じて、個別の経営リスクの洗い出しを行うなどして、リスクマネジメント体制の構築を図った。このうち、コンピュータシステムのリスクを把握し、子会社等を含めて一元的に管理するＩＴ統制の推進体制として、２１年３月、ＩＴ統制委員会を新たに設置することとした。また、ＩＴ統制の推進に向けて、情報セキュリティ関連のガイドライン等を策定した。

内部監査については、放送法、定款その他協会の諸規程及び経営の基本方針に基づき、

協会の各部局が業務を適正・的確に実施しているかを監査した。新たに業務プロセス監査を導入し、業務遂行上想定されるさまざまなリスクに見合ったコントロールが行われているかを確認した。また、一部子会社に対し、業務の適正性についての調査を実施した。

７　規程、組織及びその他の業務管理

事業運営の基本をなす規程等については、時代の要請に適合するよう適切な管理に努め、改正放送法に対応するため、４月、定款の全部変更や経理規程の改正等を行ったのをはじめ、訪問集金の廃止、放送受信章の廃止、事業所契約に関する特例の導入、同一生計支払に関する特例の拡大を内容とする日本放送協会放送受信規約の変更、障害者の受信料免除適用範囲を拡大するための日本放送協会受信料免除基準の変更等を行った。

（主要規程の変更の概要　資料４３）

組織・業務体制については、総合リスク管理室の設置、監査室の内部監査室への改称、監事事務局の廃止を実施するとともに、地上テレビジョン放送の完全デジタル化の遂行に向けた技術業務体制の整備等を実施した。（組織図　資料４４）

（放送局等所在地　資料４５）

効率的な業務運営を図る観点から、業務委託基準等にのっとり、子会社等に対し、番組制作、技術等の業務の一部を委託した。また、子会社１７社及び関連会社３社との連結決算を実施するとともに、監査法人による会計監査を行い、連結決算報告書をインターネットホームページへの掲載等により公表した。

業務委託及び調達契約並びに業務担当部局の権限で締結した契約について、よりいっそうの適正化を推進するため、１８年度に締結した随意契約の点検・見直しを行い、１０月、随意契約見直し計画（改定計画）を策定・公表して、随意契約によることがやむを得ないものを除き、順次可能なものから一般競争入札等に移行することとした。

情報システムについては、コンピューターウイルスや迷惑メールから情報システムを守るためのソフト及びハードの整備を実施した。

環境に配慮した経営の一環として、既設の放送会館への太陽光発電パネルの設置を開始

するなど省エネルギー・省資源に資する施策を推進し、１１月、環境保全に関する基本的な考え方や取り組みの成果を「ＮＨＫ環境報告書２００８」として取りまとめ、インターネットホームページへの掲載等により公表した。

８　職　員

要員については、「平成１８年度～２０年度　ＮＨＫ経営計画」に掲げた職員削減計画に基づき、組織の統廃合に伴う業務の見直し等、業務の集約・再編成を実施するとともに、番組制作業務、制作・送出技術業務における子会社の活用等の施策により、合計４２８人の削減を行い、ニュース・番組制作体制整備等のための要員措置との差し引きにおいて４２０人を純減した。年度末の人員は１０，４６４人であり、男女別構成は男性９，２１９人（８８．１％）、女性１，２４５人（１１．９％）であった。平均年齢は４０．８歳、平均勤続年数は１７．６年であった。また、障害者の雇用率は１．８７％であった。給与については、協会の財政状況を踏まえつつ、適正な水準を維持するよう決定した。

（要員効率化の推移　資料４６）

職員の研修については、若手職員から管理者層までを対象に実施し、特に、公共放送の使命、コンプライアンス、職員倫理・公金意識の徹底を図るための研修カリキュラムを強化するとともに、管理職任用前後の職員を中心にマネジメント力や育成・コミュニケーション能力の向上を図る研修を行った。また、メディア環境の変化に対応しうる専門的技能の向上と幅広い業務対応能力の伸長を目的とした各種研修を実施した。

第９章　財政の状況

１　資産、負債及び純資産

年度末における協会全体の資産総額は８，２２４億４，１６３万円であり、負債総額は２，７３２億１１万円、純資産総額は５，４９２億４，１５２万円であった。

一般勘定では、資産総額は８，２３５億１，３５４万円で、前年度末７，８５３億３３４万円に比し、３８２億１，０２０万円の増加であった。このうち流動資産は１，８６４億９，７０５万円で、資産総額の２２．６％を占め、前年度末１，８７２億４８１万円に比し、７億７７６万円の減少であった。これは、有価証券の減少等によるものである。固定資産は６，２３６億１，６４９万円で、資産総額の７５．８％を占め、前年度末５，８７２億９，８５２万円に比し、３６３億１，７９６万円の増加であった。これは、長期保有有価証券の増加等によるものである。特定資産は１３４億円で、資産総額の１．６％を占め、前年度末１０８億円に比し、２６億円の増加であった。これは、放送債券償還積立資産の増加によるものである。

負債総額は２，７２９億６，２５０万円で、前年度末２，６２３億４，１３７万円に比し、１０６億２，１１３万円の増加であった。このうち流動負債は１，９５２億５，７５７万円で、負債総額の７１．５％を占め、前年度末２，０８４億９３７万円に比し、１３１億５，１８０万円の減少であった。これは、国際催事放送権料引当金の新設に伴う未払金の減少等によるものである。固定負債は７７７億４９３万円で、負債総額の２８．５％を占め、前年度末５３９億３，１９９万円に比し、２３７億７，２９３万円の増加であった。これは、国際催事放送権料引当金の新設等によるものである。

純資産総額は５，５０５億５，１０３万円で、前年度末の資本総額５，２２９億６，１９６万円に比し、２７５億８，９０７万円の増加となった。これは、当期事業収支差金の発生によるものである。

番組アーカイブ業務勘定では、資産総額は２億３，１４０万円であり、その内容は、流動資産８，４０９万円、固定資産１億４，７３０万円である。負債総額は１５億４，０９１

万円であり、その内容は、流動負債１４億６，０６５万円、固定負債８，０２５万円である。純資産総額は、△１３億９５１万円である。

受託業務等勘定では、資産総額は５，３７２万円であり、その内容は流動資産である。負債総額は５，３７２万円であり、その内容は流動負債である。

（資産、負債及び純資産（資本）の推移　資料４７）

２　損益及びキャッシュ・フロー

(1) 損　益

協会全体の経常事業収入は６，６２４億２８９万円、経常事業支出は６，３０９億９，６６０万円、経常事業収支差金は３１４億６２８万円であった。経常事業外収入は１１９億７，６３８万円、経常事業外支出は１５５億７，７５８万円、経常事業外収支差金は△３６億１２０万円であった。経常事業収支差金に経常事業外収支差金を加えた経常収支差金は２７８億５０８万円であった。これに、特別収入１６億７，０３２万円、特別支出３１億９，５８５万円を加減した当期事業収支差金は２６２億７，９５５万円であった。なお、当期事業収支差金のうち、資本支出充当は３３億７，８００万円、事業収支剰余金は２２９億１５５万円である。

一般勘定では、経常事業収入は６，６１６億１，０６８万円で、前年度６，８４７億９，５９３万円に比し、２３１億８，５２４万円の減少であった。これは、受信契約件数は増加したものの、受信料収入の計上方法の見直しに伴い受信料が減少したことによるものである。経常事業収入の内容は、受信料６，４９４億４，６０２万円、交付金収入３３億３，９６９万円、副次収入８８億２，４９６万円である。経常事業支出は６，２８８億８，８８１万円で、前年度６，４１６億７，６５９万円に比し、１２７億８，７７７万円の減少であり、これは、受信料収入の計上方法の見直しに伴う未収受信料欠損償却費の減少等によるものである。経常事業支出の内容は、国内放送費２，７２６億５，２６５万円、国際放送費１０６億９，３２８万円、契約収納費５９３億５，７６９万円、受信対策費１６億１，２３４万円、広報費３４億３，８２８万円、調査研究費９９億１，６６０万円、給与１，２４４億４４４

万円、退職手当・厚生費５４０億7,２６３万円、共通管理費１２２億1,９２４万円、減価償却費６９７億3,７６２万円、未収受信料欠損償却費１０７億8,４００万円である。以上により、経常事業収支差金は３２７億2,１８６万円であった。

経常事業外収入は１１９億7,６２８万円で、前年度８５億6,０８９万円に比し、３４億1,５３９万円の増加であり、これは、財務収入の増加等によるものである。経常事業外収入の内容は、財務収入９５億6,３７０万円及び雑収入２４億1,２５８万円である。経常事業外支出である財務費は１５５億8,３５５万円で、前年度１５４億8,５７０万円に比し、9,７８４万円の増加であり、これは、消費税の増加等によるものである。以上により、経常事業外収支差金は△３６億７２６万円であった。

経常事業収支差金に経常事業外収支差金を加えた経常収支差金は２９１億1,４６０万円であった。

これに、固定資産の売却益、受信料欠損額確定に伴う引当金戻入益等の特別収入１６億7,０３２万円、固定資産の除却損等の特別支出３１億9,５８５万円を加減した当期事業収支差金は２７５億8,９０７万円であり、当期事業収支差金のうち、資本支出充当は３３億7,８００万円、事業収支剰余金は２４２億1,１０７万円である。この事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越す。

番組アーカイブ業務勘定では、経常事業収入は5,０７２万円、経常事業支出は１４億1,６９７万円、経常事業収支差金は△１３億6,６２５万円であった。経常事業外収入は5,６７４万円であり、経常事業外収支差金は5,６７４万円であった。経常事業収支差金に経常事業外収支差金を加えた経常収支差金は△１３億９５１万円、当期事業収支差金も同額の△１３億９５１万円であり、この当期事業収支差金は、欠損金として繰り越す。

受託業務等勘定では、経常事業収入は１８億6,８３７万円、経常事業支出は１５億7,６７８万円、経常事業収支差金は2億9,１５９万円であった。経常事業外支出は5,０６７万円であり、経常事業外収支差金は△5,０６７万円であった。経常事業収支差金に経常事業外収支差金を加えた当期事業収支差金は2億4,０９１万円であり、この当期事業収支差金は一般勘定に繰り入れた。　　（損益の推移　資料４８）

(2) キャッシュ・フロー

協会全体の事業活動によるキャッシュ・フローは９３６億７，８２７万円であり、これは、当期事業収支差金及び減価償却費の発生等により生じたものである。投資活動によるキャッシュ・フローは△１，００３億９，０６２万円であり、これは、有価証券及び固定資産の取得等により生じたものである。財務活動によるキャッシュ・フローは△１３億８，９３５万円であり、これは、長期借入金の返済等により生じたものである。

現金及び現金同等物の残高は、年度当初の１，３１３億４，３１５万円に比し、８１億１７０万円減少し、年度末では１，２３２億４，１４５万円となった。

（キャッシュ・フロー　資料４９）

３　収　支

一般勘定では、事業収入は６，６４４億７，３２９万円で、予算に対し、６７億９，７４６万円の超過となった。これは、受信契約件数の増加に伴う受信料収入の増加等によるものである。事業支出は６，３６８億８，４２２万円で、１０５億３，３６７万円の予算残となった。これは、効率的な番組制作を行ったこと等による国内放送費の残等によるものである。

事業収支差金は、２７５億８，９０７万円となった。これから債務償還への充当３３億７，８００万円を差し引いた２４２億１，１０７万円は、翌年度以降の財政安定のため繰り越すこととした。これにより、翌年度以降の財政安定のための繰越金は、前年度末９２４億４，７６５万円に当年度発生した２４２億１，１０７万円を加え、年度末において１，１６６億５，８７２万円となった。

事業収支差金受入れ、減価償却資金受入れ等の資本収入は７８５億１，１１７万円、建設費、長期借入金返還金等の資本支出は７８５億１，１１７万円であった。

番組アーカイブ業務勘定では、事業収入は１億７４６万円で、予算に対し、３億７，７７６万円の不足となった。事業支出は１４億１，６９７万円で、４億７，０５３万円の予算残となった。また、資本収入及び資本支出は１，１３７万円であった。

受託業務等勘定では、事業収入は１８億６，８３７万円で、予算に対し、３，９６２万円の不足となった。事業支出は１６億２，７４５万円で、５，５５４万円の予算残となった。

（収入支出決算表　資料５０）（衛星放送に係る収入と経費の推移　資料５１）

（受信料、交付金収入等の推移　資料５２～５４）（業務別事業経費の推移　資料５５）

第１０章　子会社等の概要

１　子会社等の概況

子会社等は、協会の業務を補完・支援することを基本とし、協会の業務の効率的推進、協会の資産・ノウハウの社会還元、これらを通じた協会財政への寄与を目的として、事業活動を行った。

年度末において、放送法第９条の２に定める子会社は１７社、同法施行規則第１１条第１０号に定める関連会社は６社、関連公益法人等は９団体（健康保険組合を含む。）で、合わせて３２団体であった。なお、改正放送法の施行に伴い、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ、Japan Network Group, Inc.（米国）、Japan Satellite TV (Europe) Ltd.（英国）の３社を関連会社として取り扱うことになった。

（子会社等系統図　資料５６）

子会社等の再編成を取り進めるとともに、そのあり方について前年度に引き続き検討を行った。４月、株式会社ＮＨＫきんきメディアプラン、株式会社ＮＨＫ中部ブレーンズ、株式会社ＮＨＫちゅうごくソフトプラン、株式会社ＮＨＫ九州メディス、株式会社ＮＨＫ東北プランニング、株式会社ＮＨＫ北海道ビジョンは、株式会社ＮＨＫきんきメディアプランを存続会社として合併し株式会社ＮＨＫプラネットとなり、株式会社ＮＨＫテクニカルサービスと株式会社ＮＨＫコンピューターサービスは、株式会社ＮＨＫテクニカルサービスを存続会社として合併し株式会社ＮＨＫメディアテクノロジーとなった。

また、株式会社ＮＨＫ情報ネットワークと株式会社日本文字放送が、株式会社ＮＨＫ情報ネットワークを存続会社として合併し株式会社ＮＨＫグローバルメディアサービスになること、及び、株式会社ＮＨＫ共同ビジネスと株式会社ＮＨＫオフィス企画が、ＮＨＫ共同ビジネスを存続会社として合併し株式会社ＮＨＫビジネスクリエイトになることが決定した。（なお、２１年４月１日付でこれらの決定に基づく合併を行った。）

４月、改正放送法の施行に伴い、協会の委託により外国人向けテレビジョン国際放送の番組制作等を行うことを主たる目的とする子会社として、株式会社日本国際放送を設立し

た。

なお、一部の子会社による大型の配当が実施され、子会社及び関連会社の平成１９年度決算における配当総額は、７３億８千万円となった。このうち協会の受取額は５３億円であった。また、子会社等からの副次収入は７０億９千万円であった。

（子会社等の概要　資料５７）

２　子会社等の管理

子会社等は、協会から委託された業務を実施するとともに、協会の資産・ノウハウを社会還元する観点等から、放送番組の多角的活用等の事業を実施した。

改正放送法及び「放送法第９条の２の２及び第９条の３に関する解釈指針（日本放送協会の子会社等の業務範囲等に関するガイドライン)」（２０年１１月総務省）等を踏まえ、１２月、子会社等の運営基準を改正した。協会は、この運営基準に基づき子会社等の適切な管理に努め、経営上の重要事項についての事前協議、外部監査法人による業務運営状況調査を行うとともに、子会社等と連携したリスクマネジメント体制整備のための施策を行ったほか、経営の意思決定の迅速化に向けて常勤役員の削減を引き続き進めた。子会社等の事業活動としての適正性を外部の専門家を交えて審査する関連団体事業活動審査委員会への意見、苦情等の申し立ては無かった。

（子会社等の業務運営状況調査結果　資料５８）

外部監査法人による業務監査結果、協会と子会社等との一定規模を超える取引の内訳・評価等をインターネットホームページへの掲載等により公表した。子会社等との取引の評価と公表については、その対象とする取引金額の最低額を、工事又は製造に係る取引について２５０万円に引き下げるなど、範囲を拡大した。

（子会社、関連会社からの出資先　資料５９）

３　子会社等への出資

株式会社日本国際放送に対し、４月の設立に際して５千万円の出資を、また８月に１億

５千万円の増資を行った。

４　子会社等以外への出資・出捐

一般放送事業者の教育・教養番組のいっそうの充実を図ること等を目的とする財団法人放送番組センターに対し、８千２百万円の出捐を行った。

（子会社等以外への出資　資料６０）

第１１章　そ の 他

１　「平成２１～２３年度　ＮＨＫ経営計画」の策定

３か年の経営の基本方針として、１０月、「いつでも、どこでも、もっと身近にＮＨＫ」の実現をめざして「平成２１～２３年度　ＮＨＫ経営計画」を策定し、公表した。策定にあたっては、８～９月、視聴者からの意見を募集した。

「ＮＨＫ経営計画」では、

①　ＮＨＫへの接触者率　３年後８０％

②　受信料の支払率　３年後７５％　５年後７８％

という２つの経営目標と、その実現のための９つの経営方針を掲げた。

（「ＮＨＫ経営計画」の概要　資料６１）

２　個人情報保護の取り組み

全部局に個人情報保護責任者を置き、責任体制を明確化して、全国の個人情報保護担当者を対象とした講習会等を実施し、個人情報の適切な取り扱いについて周知徹底を図った。「ＮＨＫオンデマンドサービス」の開始に伴い、その利用者の個人情報を適正に取り扱うため、１１月、ＮＨＫ個人情報保護規程の変更を行った。

協会が保有する個人情報の開示等の求めは５件であり、これに対しては、迅速かつ的確な対応を行った。再検討の求めは無かった。　（個人情報の開示等の状況　資料６２）

協会が保有する個人情報の漏えい等の発生に際しては、インターネットホームページで事案の内容を公表するなど、二次被害の防止措置を講じた。

３　非常災害対策

災害対策基本法等による指定公共機関として、災害に際して放送の送出及び受信の確保を図るため、日本放送協会防災業務計画等に基づき、防災体制の確立、防災設備の整備に当たるとともに、東海地震、東南海・南海地震等の大規模な地震や噴火等を想定して、緊

急初動体制や広域支援体制の確立に資する訓練や研修等を実施した。

４　武力攻撃事態等における国民の保護に関する取り組み

武力攻撃事態対処法による指定公共機関として、日本放送協会国民保護業務計画に従い、国や地方自治体が主催して各地で行った国民保護のための共同訓練に参加した。

５　放送文化賞の贈呈

放送事業の発展に寄与し、放送文化の向上に著しい功績のあった方に贈る日本放送協会放送文化賞（第６０回）を、放送記念日に際し、次の１０氏に贈呈した。

伊　賀　健　一	（東京工業大学学長）
石　坂　浩　二	（俳優）
井　上　ひさし	（作家、劇作家）
内　橋　克　人	（経済評論家）
緒　形　　拳（故人）	（俳優）
澄　川　喜　一	（彫刻家、東京藝術大学名誉教授）
田　辺　聖　子	（小説家）
田部井　淳　子	（登山家）
松　坂　慶　子	（俳優）
皆　川　達　夫	（立教大学名誉教授）

６　放送法第９条第３項の業務の実施

協会の保有する施設・設備等の有効活用を図るとともに、副次収入の確保に資するため、放送法第９条第３項第１号の業務としてスタジオ・会議室の供用等を、第２号の業務として映像ソフトの制作、オリンピック・北京大会の国際信号制作等を行った。

７　専門家派遣による国際協力及び受託研修

政府の国際協力計画に基づき、ブータンへ放送に関する専門家を派遣した。

また、独立行政法人国際協力機構からの委託により１４か国２８人に対し、国内の一般放送事業者からの委託により４１社５８人に対し、それぞれ研修を行った。

資　料　目　次

１	日本放送協会の沿革	81
２	テレビジョンの放送事項別放送時間及び比率（本部）	82
３	ラジオの放送事項別放送時間及び比率（本部）	84
４	テレビジョン補完放送の放送時間（本部）	85
５	地域放送番組放送時間	87
６	テレビジョン文字放送番組表	88
７	番組制作の委託取引に関する自主基準	89
８	中央・地方放送番組審議会委員	93
９	外国人向けテレビジョン国際放送の使用衛星	98
１０	ラジオ国際放送の使用言語別放送地域及び放送時間	99
１１	ラジオ国際放送の放送事項別放送時間及び比率	100
１２	ラジオ国際放送の中継放送時間（１日）の推移	101
１３	国際放送番組審議会委員	103
１４	テレビジョン視聴時間量（１日平均）の推移	104
１５	放送文化研究委員会委員	105
１６	放送受信契約の種別及び受信料額	106
１７	放送受信契約（有料）増加計画等の達成状況（平成２０年度）	109
１８	都道府県別放送受信契約件数	110
１９	種類別免除契約件数	111
２０	放送受信契約件数（有料）の推移	112
２１	支払区分別放送受信契約件数の推移	113
２２	毎期・前払別放送受信契約件数の推移	114
２３	一括支払に関する特例の利用件数	115
２４	同一生計支払に関する特例の利用件数	115
２５	事業所契約に関する特例の利用件数	116
２６	インターネットで公開している文書	117
２７	ＮＨＫ情報公開・個人情報保護審議委員会委員	118
２８	情報開示の状況（平成２０年度）	119
２９	業務に関して寄せられた意見の件数	120
３０	地上デジタルテレビジョン放送局（総合・教育）開設局名（平成２０年度）	121
３１	テレビジョン放送局（地上放送）の概要	124

３２　テレビジョン放送局（地上放送）運用局数の推移 …… 125
３３　ラジオ放送局の概要 …… 126
３４　ラジオ放送局運用局数の推移 …… 127
３５　放送技術審議会委員 …… 128
３６　放送技術研究委員会委員 …… 129
３７　経営委員会委員の経歴 …… 130
３８　ＮＨＫ第２次コンプライアンス委員会委員 …… 131
３９　会長、副会長、理事の経歴 …… 132
４０　ＮＨＫ“約束”評価委員会委員 …… 133
４１　２０年度の“約束” …… 133
４２　職員の株取引問題に関する第三者委員会委員 …… 135
４３　主要規程の変更の概要 …… 136
４４　組織図 …… 154
４５　放送局等所在地 …… 155
４６　要員効率化の推移 …… 157
４７　資産、負債及び純資産（資本）の推移 …… 158
４８　損益の推移 …… 162
４９　キャッシュ・フロー …… 166
５０　収入支出決算表 …… 167
５１　衛星放送に係る収入と経費の推移 …… 171
５２　受信料、収納率、欠損率等の推移 …… 171
５３　交付金収入の推移 …… 172
５４　副次収入の推移 …… 173
５５　業務別事業経費の推移 …… 174
５６　子会社等系統図 …… 175
５７　子会社等の概要 …… 176
５８　子会社等の業務運営状況調査結果 …… 182
５９　子会社、関連会社からの出資先（議決権保有割合３％以上） …… 183
６０　子会社等以外への出資 …… 184
６１　「平成２１～２３年度　ＮＨＫ経営計画」の概要 …… 185
６２　個人情報の開示等の状況（平成２０年度） …… 189

（注）　資料４７から資料５５に記載の金額については、単位未満の端数を切り捨てて表示している。

（資料１）

日 本 放 送 協 会 の 沿 革

大正14年	社団法人東京放送局（３月)、同大阪放送局（６月)、同名古屋放送局（７月）がラジオ放送開始
大正15年８月	３放送局が合併し、社団法人日本放送協会発足
昭和６年４月	ラジオ第２放送開始
昭和10年６月	海外放送（ラジオ国際放送）開始
昭和25年６月	**放送法に基づく日本放送協会設立** （社団法人日本放送協会は解散し、その一切の権利義務、財産を承継。設立に際し、国の出資は受けていない。）
昭和27年２月	ラジオ国際放送再開
昭和28年２月	総合テレビジョン開始
昭和34年１月	教育テレビジョン開始
昭和35年９月	テレビジョン放送カラー化開始
昭和44年３月	ＦＭ放送開始
昭和47年10月	東京都渋谷区に放送センター本館完成（48年７月、千代田区から移転完了）
昭和57年12月	テレビジョン音声多重放送開始
昭和60年11月	テレビジョン文字多重放送開始
平成元年６月	衛星第１テレビジョン、第２テレビジョン開始
平成６年11月	ハイビジョン実用化試験放送開始
平成７年４月	テレビジョン国際放送開始
平成８年３月	ＦＭ文字多重放送開始
平成12年12月	衛星デジタルテレビジョン（衛星ハイビジョン放送、衛星第１放送、衛星第２放送)、アナログ衛星ハイビジョン放送開始
平成15年12月	地上デジタルテレビジョン放送開始（デジタル総合放送、デジタル教育放送）
平成19年３月	ＦＭ文字多重放送終了
平成19年10月	アナログ衛星ハイビジョン放送終了

（設立根拠法：放送法
主管省：総務省）

（資料２）

テレビジョンの放送事項別放送時間及び比率（本部）

（アナログ総合放送）

放送事項	報　道	教　育	教　養	娯　楽	合　計
年間放送時間	時間　分 4,209・24	時間　分 995・05	時間　分 2,085・26	時間　分 1,470・05	時間　分 8,760・00
１週間平均	80・43	19・05	40・00	28・12	168・00
比　率	48.0 %	11.4 %	23.8 %	16.8 %	100.0 %

１か月平均放送時間　７３０時間００分　　１日平均放送時間　２４時間００分

（デジタル総合放送）

放送事項	報　道	教　育	教　養	娯　楽	合　計
年間放送時間	時間　分 4,209・11	時間　分 987・42	時間　分 2,078・02	時間　分 1,470・05	時間　分 8,745・00
１週間平均	80・43	18・57	39・51	28・12	167・43
比　率	48.1 %	11.3 %	23.8 %	16.8 %	100.0 %

１か月平均放送時間　７２８時間４５分　　１日平均放送時間　２３時間５８分
（マルチ編成を年間２時間５６分実施）

（アナログ教育放送）

放送事項	報　道	教　育	教　養	合　計
年間放送時間	時間　分 324・11	時間　分 6,221・17	時間　分 1,200・54	時間　分 7,746・22
１週間平均	6・13	119・19	23・02	148・34
比　率	4.2 %	80.3 %	15.5 %	100.0 %

１か月平均放送時間　６４５時間３２分　　１日平均放送時間　２１時間１３分

（デジタル教育放送）

放送事項	報　道	教　育	教　養	合　計
年間放送時間	時間　分 324・09	時間　分 6,221・19	時間　分 1,205・19	時間　分 7,750・47
１週間平均	6・13	119・19	23・07	148・39
比　率	4.2 %	80.2 %	15.6 %	100.0 %

１か月平均放送時間　６４５時間５４分　　１日平均放送時間　２１時間１４分
（マルチ編成を年間１，６６２時間４５分実施）

（衛星ハイビジョン放送）

放送事項	報　道	教　育	教　養	娯　楽	合　計
年間放送時間	時間　分 1,255・34	時間　分 1,029・04	時間　分 3,563・30	時間　分 1,842・32	時間　分 7,690・40
１週間平均	24・05	19・44	68・21	35・20	147・30
比　率	16.3 %	13.4 %	46.3 %	24.0 %	100.0 %

１か月平均放送時間　６４０時間５３分　　１日平均放送時間　２１時間０４分

（マルチ編成を年間２時間４０分実施）

（デジタル衛星第１放送）

放送事項	報　道	教　育	教　養	娯　楽	合　計
年間放送時間	時間　分 4,786・59	時間　分 1,359・54	時間　分 1,926・57	時間　分 686・10	時間　分 8,760・00
１週間平均	91・48	26・05	36・57	13・10	168・00
比　率	54.7 %	15.5 %	22.0 %	7.8 %	100.0 %

１か月平均放送時間　７３０時間００分　　１日平均放送時間　２４時間００分

（デジタル衛星第２放送）

放送事項	報　道	教　育	教　養	娯　楽	合　計
年間放送時間	時間　分 1,825・35	時間　分 2,629・32	時間　分 1,821・18	時間　分 2,483・35	時間　分 8,760・00
１週間平均	35・01	50・25	34・56	47・38	168・00
比　率	20.8 %	30.0 %	20.8 %	28.4 %	100.0 %

１か月平均放送時間　７３０時間００分　　１日平均放送時間　２４時間００分

（資料３）

ラジオの放送事項別放送時間及び比率（本部）

（第１放送）

放送事項	報　道	教　育	教　養	娯　楽	合　計
年間放送時間	時間　分 4,603・39	時間　分 346・49	時間　分 1,938・21	時間　分 1,865・11	時間　分 8,754・00
１週間平均	88・18	6・39	37・10	35・46	167・53
比　率	52.6 %	4.0 %	22.1 %	21.3 %	100.0 %

１か月平均放送時間　７２９時間３０分　　１日平均放送時間　２３時間５９分

（第２放送）

放送事項	報　道	教　育	教　養	合　計
年間放送時間	時間　分 981・03	時間　分 4,743・08	時間　分 1,164・30	時間　分 6,888・41
１週間平均	18・49	90・58	22・20	132・07
比　率	14.2 %	68.9 %	16.9 %	100.0 %

１か月平均放送時間　５７４時間０３分　　１日平均放送時間　１８時間５２分

（ＦＭ放送）

放送事項	報　道	教　育	教　養	娯　楽	合　計
年間放送時間	時間　分 1,598・00	時間　分 591・07	時間　分 3,309・55	時間　分 3,221・08	時間　分 8,720・10
１週間平均	30・39	11・20	63・28	61・47	167・14
比　率	18.3 %	6.8 %	38.0 %	36.9 %	100.0 %

１か月平均放送時間　７２６時間４１分　　１日平均放送時間　２３時間５３分

（資料４）

テレビジョン補完放送の放送時間（本部）

１　音声による補完放送

		ステレオ放送	２か国語放送	解説放送
アナログ総合放送	年間放送時間	時間　分 4,731・43	時間　分 635・26	時間　分 363・25
	１週間平均	90・45	12・11	6・58
デジタル総合放送	年間放送時間	5,121・26(注２)	808・26(注３)	501・38(注４)
	１週間平均	98・12	15・30	9・37
アナログ教育放送	年間放送時間	6,264・44	223・46	729・45
	１週間平均	120・09	4・17	14・00
デジタル教育放送	年間放送時間	6,594・51(注５)	223・46(注６)	729・45(注７)
	１週間平均	126・28	4・17	13・59
衛星ハイビジョン放送	年間放送時間	7,589・01(注８)	256・51(注９)	271・19(注10)
	１週間平均	145・32	4・56	5・12
衛星第１放送	年間放送時間	3,102・46(注11)	3,825・49(注12)	0・00
	１週間平均	59・30	73・22	0・00
衛星第２放送	年間放送時間	6,425・24(注13)	847・54(注14)	502・14(注15)
	１週間平均	123・14	16・16	9・38

（注１）　衛星第１放送、衛星第２放送については、デジタル放送の放送時間を記載している。
（注２）　このうち、Ｂモードステレオ放送は177時間18分、5.1チャンネルサラウンド放送は409時間41分、ステレオ２か国語放送は339時間57分、ステレオ解説放送は376時間29分。
（注３）　このうち、ステレオ２か国語放送は339時間57分。
（注４）　このうち、ステレオ解説放送は376時間29分。
（注５）　このうち、Ｂモードステレオ放送は135時間02分、5.1チャンネルサラウンド放送は56時間58分、ステレオ2か国語放送は93時間24分、ステレオ解説放送は232時間18分。
（注６）　このうち、ステレオ2か国語放送は93時間24分。
（注７）　このうち、ステレオ解説放送は232時間18分。
（注８）　このうち、Ｂモードステレオ放送は1,205時間02分、3-1チャンネルサラウンド放送は3時間54分、5.1チャンネルサラウンド放送は587時間37分、ステレオ2か国語放送は210時間02分、ステレオ解説放送は266時間19分。
（注９）　このうち、ステレオ2か国語放送は210時間02分。
（注10）　このうち、ステレオ解説放送は266時間19分。
（注11）　このうち、Ｂモードステレオ放送は13時間50分、ステレオ2か国語放送は920時間33分。
（注12）　このうち、ステレオ2か国語放送は920時間33分。
（注13）　このうち、Ｂモードステレオ放送は758時間28分、5.1チャンネルサラウンド放送は142時間14分、ステレオ2か国語放送は475時間11分、ステレオ解説放送は362時間44分。なお、アナログ放送では、年間5,657時間56分（１週間平均108時間31分）のステレオ放送を実施。
（注14）　このうち、ステレオ2か国語放送は475時間11分。なお、アナログ放送では、年間845時間54分（１週間平均16時間13分）の２か国語放送を実施。
（注15）　このうち、ステレオ解説放送は362時間44分。なお、アナログ放送では、年間433時間47分（１週間平均8時間19分）の解説放送を実施。

2　字幕放送

	年間放送時間	1週間平均
	時間　分	時間　分
アナログ総合放送	4,045・54	77・36
デジタル総合放送	4,045・54	77・36
アナログ教育放送	2,526・23	48・27
デジタル教育放送	2,526・23	48・27
衛星ハイビジョン放送	2,514・52	48・14
デジタル衛星第２放送	2,579・05	49・28

3　データ放送（デジタル放送）

		年間放送時間	1週間平均
		時間　分	時間　分
総合放送	独立型	8,745・00	167・43
	連動型	508・10	9・45
教育放送	独立型	7,750・47	148・39
衛星ハイビジョン放送	独立型	7,690・40	147・30
	連動型	641・16	12・18

（注）　衛星第１（第２）放送においても独立型データ放送を実施している。

（参考）字幕放送番組放送時間の推移

系統＼年度		１６	１７	１８	１９	２０
		時間　分	時間　分	時間　分	時間　分	時間　分
アナログ総合放送	年間放送時間	3,055･49	3,505･50	3,712・32	3,864・32	4,045・54
	１週間平均	58･36	67･14	71・12	73・55	77・36
デジタル総合放送	年間放送時間	3,050･36	3,540･32	3,712・32	3,864・32	4,045・54
	１週間平均	58･30	67･54	71・12	73・55	77・36
アナログ教育放送	年間放送時間	2,292･28	2,415･08	2,230・34	2,309・49	2,526・23
	１週間平均	43･58	46･19	42・47	44・11	48・27
デジタル教育放送	年間放送時間	2,293･23	2,414･08	2,230・34	2,309・49	2,526・23
	１週間平均	43･58	46･18	42・47	44・11	48・27
衛星ハイビジョン放送	年間放送時間	2,228･24	2,793･00	2,663・00	2,494・21	2,514・52
	１週間平均	42･44	53･34	51・04	47・42	48・14
衛星第２放送(注)	年間放送時間	2,356･17	2,475･09	2,366・41(注)	2,457・13	2,579・05
	１週間平均	45･11	47･28	45・23(注)	47・00	49・28

（注）　衛星第２放送については、デジタル放送の放送時間を記載している。アナログ放送では、18年度、年間2,367時間10分（１週間平均45時間24分）の字幕放送を実施。それ以外の年度については、デジタル放送の放送時間と同一。

（資料５）

地 域 放 送 番 組 放 送 時 間

（アナログテレビジョン）（注）

局　名	年間放送時間	１日平均
	時間　分	時間　分
本部(東京)	960・08	2・38
大　阪	1,384・56	3・48
名古屋	1,167・31	3・12
広　島	1,070・16	2・56
福　岡	1,025・41	2・49
仙　台	1,134・33	3・07
札　幌	1,084・09	2・58
松　山	1,016・28	2・47
全国平均（総合５２局 教育４５局）	1,074・15	2・57

（デジタルテレビジョン）（注）

局　名	年間放送時間	１日平均
	時間　分	時間　分
本部(東京)	959・03	2・38
大　阪	1,385・47	3・48
名古屋	1,170・45	3・12
広　島	1,071・28	2・56
福　岡	1,026・36	2・49
仙　台	1,136・00	3・07
札　幌	1,082・55	2・58
松　山	1,016・35	2・47
全国平均（総合４９局 教育４５局）	1,080・18	2・58

（注）　総合放送と教育放送の合計時間。

（ラジオ第１放送）

局　名	年間放送時間	１日平均
	時間　分	時間　分
本部(東京)	1,048・45	2・52
大　阪	1,332・04	3・39
名古屋	982・34	2・42
広　島	951・26	2・36
福　岡	990・59	2・43
仙　台	1,067・39	2・56
札　幌	1,000・09	2・44
松　山	997・04	2・44
全国平均（５５局）	1,006・45	2・45

（ＦＭ放送）

局　名	年間放送時間	１日平均
	時間　分	時間　分
本部(東京)	683・47	1・52
大　阪	699・24	1・55
名古屋	677・37	1・51
広　島	679・31	1・52
福　岡	691・55	1・54
仙　台	681・49	1・52
札　幌	687・58	1・53
松　山	677・20	1・51
全国平均（５４局）	718・52	1・58

このほか、ラジオ第２放送において、名古屋放送局で、年間243時間00分（１日平均40分）の地域放送を実施した。

（資料６）

テレビジョン文字放送番組表

（平成２１年３月）

番組番号	番　　組　　名
０００ ９００	ＮＨＫ目次
９０１	ＮＨＫヘッドラインニュース
９０２	ニュース
９０４	ニューススーパーライン
９１１	ＮＨＫガイド
９１２	ＮＨＫテキスト情報
９１３	ＮＨＫ衛星放送　映画・音楽情報
９１４	番組みどころ情報
９１５	ハイビジョンみどころ情報
９１７	バラエティー　生活笑百科
９１８	ふるさとネットワーク
９１９	ＮＨＫ世論調査
９９１	聴力障害者・イベント情報
９９２	字幕番組案内
９９３	字幕番組（ドラマ）のあらすじ
９９４	人にやさしい福祉情報
９９５	ＮＨＫ福祉番組情報

（資料７）

番組制作の委託取引に関する自主基準

（平成２１年３月３１日現在）

日本放送協会（以下「ＮＨＫ」という）は、ＮＨＫ番組の制作を番組制作会社（以下「制作会社」という）に委託するにあたって、取引に関する公正性・透明性を確保し、より良質な番組の創造を制作会社とともに推進するため、ＮＨＫおよびＮＨＫ関連団体（ＮＨＫの制作子会社、以下「関連団体」という）が、取引を行うにあたっての基準となる事項を、次のとおり定める。

Ⅰ．基本的な考え方

（１）制作会社への番組制作の委託にあたっては、制作会社を放送文化の創造・発展のパートナーと位置付け、ＮＨＫが定めた「国内番組基準」「国際番組基準」に則った良質な番組の制作を行うため、適正な協力関係の構築に努める。
（２）ＮＨＫ番組の公共性および受信料を財源とする公共放送の使命について、制作会社の十分な理解を得るよう努める。
（３）番組制作の委託取引にあたっては、下請法をはじめ、独占禁止法等の関係法令を遵守し、取引の内容や条件、手続き等について誠実かつ十分な協議を行い、必要に応じて文書で確認するなど、取引の公正性・透明性を確保する。

Ⅱ．番組制作の委託に関するＮＨＫの基本方針

（１）「国内番組基準」「国際番組基準」に則りＮＨＫの内容管理のもとで制作を行うため、ＮＨＫが直接、制作会社に委託する場合は、ＮＨＫのプロデューサーの制作責任のもとで、企画提案した制作会社へ制作の委託を行う。関連団体を通じて制作会社に委託する場合は、関連団体にプロデューサー業務を委託し、その制作責任のもとで、企画提案した制作会社へ制作の委託を行う。
（２）ＮＨＫの編集権、およびＮＨＫの内容管理のもとでの制作を保障するため、番組制作に係る経費はＮＨＫが負担する。
（３）制作会社の企画により制作会社に制作を委託して完成した番組の著作権は、制作会社と共有することとし、制作会社の有する権利を不当に軽んじることのないよう留意する。
（４）制作された番組は、公共放送ＮＨＫの番組としてＮＨＫの主体性のもとで放送等に使用し適正に管理することが必要であり、制作会社との契約締結にあたっては、「番組制作の委託にあたっての考え方」「アニメ番組に関する契約の考え方」（別添）について制作会社に十分説明し、その理解を得て適正な契約を締結する。

Ⅲ．取引にあたって

(契約の締結)

（１）制作会社への番組制作の委託にあたっては、Ⅱ項の「番組制作の委託に関するＮＨＫの基本方針」を事前に十分に説明し、理解を得ることに努める。

（２）制作会社へ番組制作の委託の発注が決まり次第、下請法に則り、速やかに発注書を交付する。

（３）委託の内容、委託費およびその支払い、権利の扱い、納品等についてその諸条件を双方が十分協議し、合意の上その内容を明示した契約書を可能な限り早期に作成する。契約書作成にあたっては、必要条項を網羅した「契約書ひな型」を用意し、契約締結のための協議を確実かつ円滑に行う。

（４）契約の内容や履行に関して、発注内容に変更が生じたり、想定外の事情や疑義が生じたりした場合は、双方誠意をもって協議を行い、必要に応じて文書により確認を行う。

（５）契約書において取り決める事項は、次のとおり。

ア）［委託の目的］ 制作する番組を特定し、その使用目的を明確にする。

イ）［委託の内容等］ 制作への双方のかかわり方およびそれぞれの責任を明確にする。

ウ）［委託費］ 委託の目的とする範囲での番組の使用を前提とし、制作する番組の内容に即した委託金額を取り決める。金額は、番組の内容をふまえて制作会社の制作業務に要する経費および管理費を制作会社側が見積もり、これをもとに内容とあわせて適正な協議を行い、合意を得る。

エ）［委託費の支払い］ 委託代金の支払い時期、支払い方法等の条件を下請法の規定をふまえて適正に取り決め、確実に履行する。

オ）［著作権等の扱い］ 番組制作の委託取引に関するＮＨＫの基本方針への理解のもと、番組の著作権の帰属を明らかにし、委託の目的とする範囲を超えた二次的な使用に関する双方のかかわり方、およびその適正な条件を取り決める。

カ）［納品･検収］ 完成物の仕様、納入期日、納入後の試写等について明確に定めるほか、やり直しの必要が生じた場合の費用の扱い方を取り決める。

キ）［その他］ 事故や紛争時の扱いなど必要な事項を定める。

(遵守する事項)

（１）正当な理由なく、委託した番組の受領を拒まない。

（２）納品が完了した後に、費用の扱いを協議しないまま一方的で不当なやり直しの要請をしない。

（３）番組制作の委託取引の際に、直接かかわりのない他の取引や役務の提供を強要しない。

（４）その他、下請法に規定される親事業者の義務、禁止事項、および独占禁止法等の関係法令を遵守する。

以上

番組制作の委託にあたっての考え方

ＮＨＫは、ＮＨＫの放送する番組の企画提案を制作会社から募集するにあたって次に記す契約方針を持っています。提案が採択された場合には、この方針に基づいて番組制作の委託契約を締結します。

＜制作統括と契約＞

・ＮＨＫの番組基準に沿った番組制作を行うため、ＮＨＫのプロデューサー（制作統括）のもとで制作を行うこととします。
・企画した制作会社との番組制作の委託契約は、ＮＨＫが直接、制作会社に委託する場合はＮＨＫが、また、ＮＨＫ関連団体（ＮＨＫの制作子会社、以下、「関連団体」という）を通じて制作会社に委託する場合は、ＮＨＫから制作の委託を受けた関連団体が、それぞれ締結します。

＜番組制作の目的＞

・番組制作の目的は、ＮＨＫの放送で使用し、また、必要な視聴者サービス等に使用することです。

＜委託費＞

・番組全体の制作費をＮＨＫが全額負担する原則に立って、委託費は、制作経費と管理費で構成し、企画内容とともに協議のうえ、契約において確定します。
・なお、ＮＨＫでの放送使用が、一定の期間または回数を超える場合は制作会社に別途追加支払いを行います（学校放送番組、汎用番組等、複数回の放送を前提とするものを除く）。

＜番組の著作権の取扱い＞

・制作を委託した完成番組は、制作会社とＮＨＫの共同著作物と位置付けたうえで、ＮＨＫ放送番組の公共放送としての性格および制作費に用いる受信料の性格から*、次の条件のもとで、ＮＨＫを、番組の著作権を代表して行使する者（共有著作権の代表行使者）と定めます。
  ★ 一定の代表行使期間を定め、その後はあらためて協議することを原則とします。
  ★ 番組の著作権行使により番組著作権者としての権料収入が生じたときには、契約時に定める権料収入配分を行います。
  ★ 制作会社が番組の二次使用を行う希望がある場合、ＮＨＫが直接委託した番組については直接、また、関連団体を通じて委託した番組については、当該関連団体を通じてＮＨＫに提案できます。
  ★ 「窓口業務」については一定の条件のもとで、話し合いに応じます。
・番組の放送にあたってのクレジット表示は、著作権の共有を踏まえ、ＮＨＫと制作会社の名称を併記します。

＊ ＮＨＫを「著作権の代表行使者」とする理由

・番組の二次使用で公共放送としてのＮＨＫのイメージを損ない結果的にＮＨＫの放送事業に支障が生じることのないよう、番組の二次使用をＮＨＫの管理の下に置く必要があります。
・ＮＨＫが、特定の事業者の商業行為を利するために制作費を支出したかのような誤解を招くのを避ける必要があります。

アニメ番組に関する契約の考え方

ＮＨＫは、ＮＨＫが放送するシリーズアニメ番組について、アニメ制作会社と次の考え方で契約を行う方針です。

制作委託

・ＮＨＫが制作するシリーズアニメ番組は、ＮＨＫの放送での使用のほか、多角的な活用により視聴者の多様な要望に応えることを目指し、制作のパートナーとなるアニメ制作会社とともに、それぞれの役割を定めて制作にあたります。
・ＮＨＫの番組基準に沿った番組制作を行うため、ＮＨＫ関連団体（ＮＨＫの制作子会社、以下、「関連団体」という）のプロデューサー（制作統括）のもとで制作を行うこととし、アニメ制作会社との制作の委託契約は、ＮＨＫから制作の委託を受けた関連団体が契約することになります。
・シリーズ番組全体の制作費をＮＨＫが全額負担する原則に立って、委託費は制作経費と管理費で構成し、企画内容とともに協議のうえ、契約において確定します。

＜番組の著作権の扱い＞

Ａ）プロダクション企画の場合

・アニメ制作会社の企画による場合、制作された番組は、制作会社とＮＨＫの共同著作物と位置付けたうえで、ＮＨＫ放送番組の公共放送としての性格および制作費に用いる受信料の性格から、次の条件のもとで、ＮＨＫを、番組の著作権を代表して行使する者（共有著作権の代表行使者）と定めます。
　★一定の代表行使期間を定め、その後はあらためて協議することを原則とします。
　★番組の著作権行使により番組著作権者としての権料収入が生じたときには、契約時に定める権料収入配分を行います。
　★制作会社が番組の二次使用を行う希望がある場合、当該関連団体を通じてＮＨＫに提案できます。
・番組の放送にあたってのクレジット表示は、著作権の共有を踏まえ、ＮＨＫと制作会社の名称を併記します。

Ｂ）ＮＨＫ企画の場合

・ＮＨＫの企画により制作する場合、委託内容は限定的となり番組自体の著作権はＮＨＫに帰属することとなりますが、多角的な活用により権料収入が生じたときには、アニメ制作会社の寄与を踏まえ一定の権料収入配分を行います。

放送権購入

・制作の委託と異なり、アニメ制作会社が独自にアニメ番組を企画、制作する場合に、ＮＨＫは、一定の放送回数・期間の放送権を購入することがあります。
・（予約購入）また、ＮＨＫ放送にふさわしい番組が完成することを前提に、企画段階で放送権の購入を予約することがあります。この場合、ＮＨＫが必要とする範囲で制作過程に関与できることが必要条件となります。

（資料８）

中央・地方放送番組審議会委員

（平成２１年３月３１日現在）

◎　委　員　長
○　副 委 員 長

中　央　放　送　番　組　審　議　会

	青　木　奈　緒	（作家）
	家　本　賢太郎	（クララオンライン代表取締役社長）
	猪　谷　千　春	（国際オリンピック委員会副会長）
◎	池　田　理代子	（劇画家、声楽家）
	潮　田　道　夫	（毎日新聞社執行役員論説委員長）
	大　軒　由　敬	（朝日新聞社論説副主幹）
○	榊　原　洋　一	（お茶の水女子大学子ども発達教育研究センター教授）
	白　石　興二郎	（読売新聞社常務取締役調査研究本部長）
	田　島　恵　一	（自治労全国一般評議会特別幹事）
	田　中　里　沙	（宣伝会議編集室長）
	広　野　道　子	（２１ＬＡＤＹ代表取締役社長）
○	福　井　俊　彦	（前日本銀行総裁）
	松　井　孝　典	（東京大学大学院新領域創成科学研究科教授）
	宮　田　亮　平	（東京藝術大学学長）
	向井地　純　一	（全国農業協同組合中央会専務理事）
	山　根　香　織	（主婦連合会会長）

関東甲信越地方放送番組審議会

	明　石　要　一	（千葉大学教育学部教授）
	今　井　裕　久	（サドヤ会長）
	金　子　　仁	（新潟交通代表取締役社長）
◎	上　條　茉莉子	（コペルＮＰＯ代表）
	小　島　俊　一	（ＪＡ宇都宮代表理事組合長）

○ 澁　谷　　勲　（常陽銀行取締役会長）
　 高　山　恵　子　（えじそんくらぶ代表）
　 田　中　宏　和　（田中本家博物館館長）
　 玉　木　正　之　（スポーツ＆音楽ライター）
　 富　岡　賢　治　（群馬県立女子大学学長）
　 森　　まゆみ　（作家）
　 山　田　香　織　（盆栽家）

近 畿 地 方 放 送 番 組 審 議 会

　 朝　廣　佳　子　（読売奈良ライフ代表取締役社長・編集長）
　 有　田　典　代　（関西国際交流団体協議会事務局長）
　 川　口　清　一　（連合大阪会長）
　 神　原　邦　栄　（イラストレーター）
○ 齊　藤　十　内　（日本スピンドル製造代表取締役社長）
◎ 佐　藤　友美子　（サントリー文化財団上席研究フェロー）
　 髙　橋　政　之　（髙橋金属代表取締役社長）
　 立　本　成　文　（総合地球環境学研究所所長）
　 建　畠　　哲　（国立国際美術館長）
　 成　川　守　彦　（和歌山県病院協会会長）
　 野　﨑　勝　義　（前日本プロフェッショナル野球組織選手関係委員長）

中 部 地 方 放 送 番 組 審 議 会

◎ 池　田　桂　子　（弁護士）
　 石　川　好　和　（愛知県農業協同組合中央会専務理事）
　 大　林　重　治　（のと共栄信用金庫理事長）
　 岡　本　知　彦　（ナベヤ代表取締役社長）
　 奥　野　信　宏　（中京大学総合政策学部長）
　 奥　村　隆　司　（べにや旅館代表取締役社長）
○ 加　藤　　淳　（富山県水墨美術館顧問）

木　宮　健　二　（常葉学園理事長）
杉　野　正　博　（ＩＮＡＸ代表取締役会長）
鈴　山　雅　子　（三重県男女共同参画センター所長）
中　村　淳　治　（中日新聞社常務取締役広告担当）
堀　田　あけみ　（作家）
水　野　耕太郎　（東邦ガス代表取締役会長）

中国地方放送番組審議会

井出崎　小百合　（やまぐち育児サークルネットワークぷちネット代表）
宇佐川　弘　子　（広島市平和記念資料館ピースボランティア）
○ 岡　田　光　正　（広島大学大学院教授）
加　計　美也子　（高梁学園理事長）
河　部　眞　弓　（結まーるプラス理事長）
小　泉　　凡　（島根県立大学短期大学部准教授）
◎ 繁　森　良　二　（前旭川荘資料館館長）
清　水　昭　允　（清水代表取締役社長）
村　上　正　高　（鞆スコレ・コーポレーション代表取締役社長）
矢　藤　益　美　（写真家）
山　城　　滋　（中国新聞社論説委員会論説主幹）
山　本　　徹　（西中国信用金庫理事長）

九州地方放送番組審議会

石　丸　美奈子　（コピーライター、エッセイスト）
大　倉　紀　子　（ジャンヌマリー代表取締役社長）
◎ 親　泊　一　郎　（沖縄雇用開発協会会長）
小　山　敬　子　（ピュア・サポートグループ代表）
佐　藤　英　生　（大分ケーブルテレコム代表取締役社長）
○ 柴　田　洋三郎　（九州大学大学院医学研究院教授）
正　野　逸　子　（産業医科大学産業保健学部教授）

田　口　信　教　（鹿屋体育大学教授）

竹　本　慶　三　（させぼ四ヶ町商店街協同組合理事長）

田　代　俊一郎　（西日本新聞社編集企画委員会編集委員）

野　口　好　啓　（佐賀県農業協同組合代表理事組合長）

渡　邊　眞一郎　（宮崎県酒造組合会長）

東北地方放送番組審議会

安　倍　宣　昭　（東北電力常務取締役）

◎ 大　井　龍　司　（宮城県立こども病院名誉院長）

大　沼　ヒサ子　（桜の聖母短期大学非常勤講師）

○ 大　矢　邦　宣　（平泉郷土館館長）

桂　川　　実　（河北新報社論説委員会副委員長）

佐　藤　あき子　（青森県ＪＡ女性組織協議会会長）

佐　藤　令　一　（七十七銀行常務取締役）

橘　　眞紀子　（秋保温泉岩沼屋専務取締役）

真　下　清　美　（真下慶治記念美術館館長）

松　村　譲　裕　（ユーランドホテル八橋代表取締役社長）

結　城　登美雄　（民俗研究家・宮城教育大学講師）

北海道地方放送番組審議会

田　澤　由　利　（ワイズスタッフ代表取締役）

藤　堂　志津子　（作家）

野　坂　政　司　（北海道大学情報基盤センター教授）

◎ 長谷川　幸　男　（北海道農業協同組合中央会副会長）

福　居　恵美子　（福居製餡所代表取締役社長）

毛　利　　稔　（北海道振興代表取締役社長）

山　田　英　和　（とかちアドベンチャークラブ代表取締役社長）

山　本　　卓　（北海道新聞社論説委員）

○ 吉　田　淑　恵　（ワニワニクラブの仲間達の会理事長）

若　山　　直　　（五島軒取締役社長）

四 国 地 方 放 送 番 組 審 議 会

河　内　順　子　　（大塚国際美術館理事）

◎ 小　松　正　幸　　（愛媛大学学長）

○ 田　村　耕　一　　（徳島経済研究所専務理事）

佃　　昌　道　　（四国高松学園理事長）

野　田　文　子　　（からり直売所出荷者協議会名誉会長）

早　川　賢　治　　（帯屋町筋商店街次世代委員会代表）

藤　岡　抱　玉　　（愛媛女流書家連盟会長）

眞　鍋　省　三　　（四国電力常務取締役）

脇　口　倉　重　　（伊予銀行専務取締役）

渡　部　　淳　　（土佐山内家宝物資料館館長）

（資料９）

外国人向けテレビジョン国際放送の使用衛星

衛　　星	対象地域
インテルサット８号機	世界ほぼ全域
インテルサット９号機	
インテルサット１０号機	
インサット４Ｂ号機	インド
オプタスＤ２号機	豪州
バドル４号機　（６月から）	中東・北アフリカ
インテルサット７０１号機　（８月から）	南太平洋
アストラ１Ｌ号機　（１０月から）	北欧・東欧
ユーロバード１号機　（１２月から）	英国
パラパＣ２号機　（２１年２月から）	インドネシア
ホットバード６号機　（２１年３月から）	南欧・西欧

なお、米国ミネアポリス、タイ、トルコ、ポーランド、ベトナムのケーブルテレビ事業者やＩＰＴＶ事業者に対し、外国人向けテレビジョン国際放送の再送信の許諾を行った。

（資料１０）

ラジオ国際放送の使用言語別放送地域及び放送時間

使用言語	放送地域	１日平均 放送時間
日本語	欧州、北米、ハワイを除く１４地域	２０時間
英　語	欧州、北米、ハワイ、アフリカ、アジア大陸(南部)、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア、豪州・ニュージーランド	３時間 １０分
中国語	アジア大陸(北部)(中部)(南部)、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア	２５時間 １５分
朝鮮語	アジア大陸(北部)(中部)、東アジア、朝鮮	
ロシア語	欧州、極東ロシア、アジア大陸(北部)(中部)、東アジア、朝鮮	
インドネシア語 タイ語 ベトナム語 ビルマ語	アジア大陸(南部)、東南アジア、フィリピン・インドネシア	
ベンガル語 ヒンディー語 ウルドゥー語	南西アジア	
フランス語	アフリカ	
ペルシャ語 アラビア語	中東・北アフリカ	
スワヒリ語	アフリカ	
スペイン語	中米、南米	
ポルトガル語	南米	
１８言語	１７地域	４８時間 ２５分

（資料１１）

ラジオ国際放送の放送事項別放送時間及び比率

年間放送事項 放送時間 / 使用言語	報　道	ｲﾝﾌｫﾒｰｼｮﾝ	娯　楽	計	１日平均放送時間
日　本　語	時間　分 4631・16	時間　分 2460・46	時間　分 219・10	時間　分 7311・12	時間　分 20・02
英　　語	669・34	486・16	0・00	1155・50	3・10
中　国　語	1022・08	437・52	0・00	1460・00	4・00
朝　鮮　語	742・20	291・50	0・00	1034・10	2・50
ロ　シ　ア　語	940・25	397・20	0・00	1337・45	3・40
インドネシア語	508・18	223・57	0・00	732・15	2・00
タ　イ　語	340・19	149・21	0・00	489・40	1・20
ベトナム語	340・44	145・56	0・00	486・40	1・20
ビ　ル　マ　語	340・44	145・56	0・00	486・40	1・20
ベンガル語	200・45	73・00	0・00	273・45	0・45
ヒンディー語	200・45	73・00	0・00	273・45	0・45
ウルドゥー語	200・45	73・00	0・00	273・45	0・45
フランス語	267・42	97・18	0・00	365・00	1・00
ペルシャ語	267・44	97・16	0・00	365・00	1・00
アラビア語	269・32	99・58	0・00	369・30	1・01
スワヒリ語	267・44	97・16	0・00	365・00	1・00
スペイン語	401・34	145・56	0・00	547・30	1・30
ポルトガル語	267・44	97・16	0・00	365・00	1・00
計	11880・03	5593・14	219・10	17692・27	48・28
比　率　（　％　）	67.2	31.6	1.2	100.0	

（資料１２）

ラジオ国際放送の中継放送時間（１日）の推移

（単位　時間：分）

年度 / 海外中継	１６	１７	１８	１９			２０	
				10月1日 午前11時まで	20年3月30日 午前10時まで	20年3月30日 午前10時以降	21年3月29日 午前10時まで	21年3月29日 午前10時以降
ガボン中継	5:00	5:00	5:00	5:00	3:30	―	―	―
欧州	3:00	3:00	3:00	3:00	0:30	―	―	―
アフリカ南部	2:00	2:00	2:00	2:00	2:30	―	―	―
アフリカ西部	―	―	―	―	0:30	―	―	―
カナダ中継	9:00	9:00	9:00	9:00	5:20	6:50	6:50	6:20
北米東部	8:00	8:00	8:00	8:00	1:20	1:20	1:20	1:20
北米西部	1:00	1:00	1:00	1:00	0:30	0:30	0:30	0:30
中米	―	―	―	―	3:30	3:30	3:30	3:30
南米東部	―	―	―	―	―	1:30	1:30	1:00
ギアナ中継	7:30	7:30	7:30 *1	2:00	3:00	―	―	―
南米東部	3:30	3:30	3:30 *1	1:00	2:00	―	―	―
南米西部	2:30	2:30	2:30 *1	0:30	0:30	―	―	―
中米	1:30	1:30	1:30 *1	0:30	0:30	―	―	―
スリランカ中継	7:00	7:00	7:00	7:00	4:30	―	―	―
南西アジア	3:00	3:00	3:00	3:00	3:00	―	―	―
中東・北アフリカ	2:00	2:00	2:00	2:00	1:30	―	―	―
大洋州	2:00	2:00	2:00	2:00	―	―	―	―
イギリス中継	10:00	10:00	10:00	10:00	1:50	1:50	1:50	1:20
欧州	9:00	9:00	9:00	9:00	1:50	1:50	1:50	1:20
中東・北アフリカ	1:00	1:00	1:00	1:00	―	―	―	―
シンガポール中継	17:00	17:00	17:00	17:00	7:00	7:00	7:00	7:45
インドシナ半島	8:00	8:00	8:00	8:00	5:00	5:00	5:00 *3	5:45
大洋州	6:00	6:00	6:00	6:00	―	―	―	―
南西アジア	3:00	3:00	3:00	3:00	2:00	2:00	2:00	2:00
アセンション中継	8:30	8:30	8:30	8:30	8:30	―	―	―
アフリカ中部	4:30	4:30	4:30	4:30	4:30	―	―	―
アフリカ西部	3:00	3:00	3:00	3:00	3:00	―	―	―
南米東部	1:00	1:00	1:00	1:00	1:00	―	―	―
ダバヤ中継	7:00	7:00	7:00	7:00	3:30	3:30	3:30	3:00
中東・北アフリカ	6:00	6:00	6:00	6:00	3:00	3:00	3:00	3:00
欧州	1:00	1:00	1:00	1:00	0:30	0:30	0:30	―
ボネール中継	1:00	3:00	3:00 *2	4:00	3:00	5:30	5:30	6:30
南米	1:00	3:00	3:00 *2	4:00	3:00	4:30	4:30	5:30
南米西部	―	―	―	―	―	0:30	0:30	0:30
中米	―	―	―	―	―	0:30	0:30	0:30
フランス中継	―	―	―	―	―	11:00	11:00	9:00
アフリカ西部	―	―	―	―	―	3:00	3:00	2:30
アフリカ中部	―	―	―	―	―	4:00	4:00	3:30
アフリカ南部	―	―	―	―	―	2:30	2:30	2:30
中東・北アフリカ	―	―	―	―	―	1:30	1:30	0:30
ドイツ中継	―	―	―	―	―	3:15	3:15	3:00
南西アジア	―	―	―	―	―	2:15	2:15	―
欧州	―	―	―	―	―	0:30	0:30	1:30
中東・北アフリカ	―	―	―	―	―	0:30	0:30	0:30
アフリカ西部	―	―	―	―	―	―	―	0:30
アフリカ中部	―	―	―	―	―	―	―	0:30

年度 / 海外中継	１６	１７	１８	１９			２０	
				10月1日 午前11時まで	20年3月30日 午前10時まで	20年3月30日 午前10時以降	21年3月29日 午前10時まで	21年3月29日 午前10時以降
アルメニア中継（短波）	－	－	－	－	－	－	－	1:00
中東・北アフリカ	－	－	－	－	－	－	－	1:00
ウズベキスタン中継	－	－	－	－	－	－	－	2:15
南西アジア	－	－	－	－	－	－	－	2:15
インドネシア中継	－	－	－	－	－	－	－	0:45
インドネシア	－	－	－	－	－	－	－	0:45
アルメニア中継（中波）	－	－	－	－	－	－	－	0:30
中東・北アフリカ	－	－	－	－	－	－	－	0:30
モスクワ中継	－	－	－	－	－	－	－	1:00
モスクワ市	－	－	－	－	－	－	－	1:00

＊１　18年10月29日午前10時からの中継放送時間（1日）は、2時間（南米東部1.0、南米西部0.5、中米0.5）。

＊２　18年10月29日午前10時からの中継放送時間（1日）は、4時間（南米4.0）。

＊３　シンガポール・クランジ中継局の送信機故障に伴う緊急工事のため、21年2月9日から15日までの7日間、午後10時の東南アジア向けの中国語放送を、イギリス経由によるノボシビルスク送信所（ロシア・シベリア）からの代替送信に切り替えて実施した。（代替送信の合計時間は3時間30分）

（資料１３）

国際放送番組審議会委員

（平成２１年3月３１日現在）

◎　委員長
○　副委員長

◎	渡辺　修	（石油資源開発代表取締役社長）
○	平田康夫	（国際電気通信基礎技術研究所代表取締役社長）
	朝海和夫	（元駐欧州連合日本政府代表部大使）
	大沢真知子	（日本女子大学人間社会学部現代社会学科教授）
	菊川　剛	（オリンパス代表取締役社長）
	酒井啓子	（東京外国語大学大学院教授）
	坂村　健	（東京大学大学院情報学環教授）
	塩見和子	（日本音楽財団理事長）
	吉田　都	（バレリーナ・プリンシパル）

（資料１４）

テレビジョン視聴時間量（１日平均）の推移

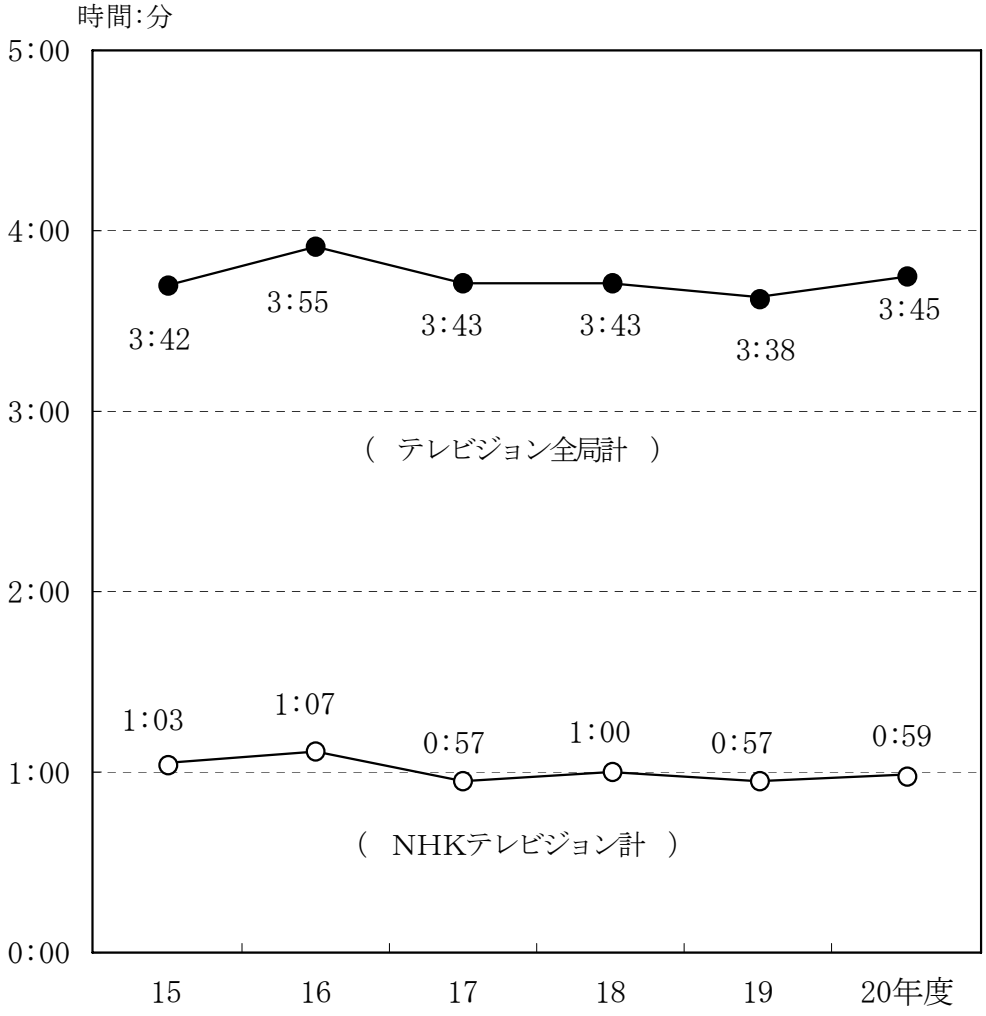

※ ６月調査値

（資料１５）

放送文化研究委員会委員

（平成２１年３月３１日現在）

飽　戸　　弘	（東洋英和女学院大学学長）
五百旗頭　　真	（防衛大学校校長）
伊　藤　　守	（早稲田大学教育学部教授）
橋　本　五　郎	（読売新聞社特別編集委員）
長谷部　恭　男	（東京大学法学部教授）
松　永　真　理	（バンダイ取締役）
山　下　東　子	（明海大学経済学部教授）
吉　永　みち子	（ノンフィクション作家）

（資料１６）

放送受信契約の種別及び受信料額

１　放送受信契約の種別

地　上　契　約 …… 地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

衛　星　契　約 …… 衛星系および地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約

特　別　契　約 …… 地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

２　受信料額

（平成２０年９月３０日まで）

契約種別	支払区分	月　　額	６か月前払額	１２か月前払額
地上契約	口座振替等	１，３４５円	７，６５０円	１４，９１０円
	訪問集金	１，３９５円	７，９５０円	１５，４９０円
衛星契約	口座振替等	２，２９０円	１３，０９０円	２５，５２０円
	訪問集金	２，３４０円	１３，３９０円	２６，１００円
特別契約	口座振替等	１，００５円	５，７３０円	１１，１８０円
	訪問集金	１，０５５円	６，０３０円	１１，７６０円

（沖縄県の区域）

地上契約	口座振替等	１，１９０円	６，８１０円	１３，２８０円
	訪問集金	１，２４０円	７，１１０円	１３，８６０円
衛星契約	口座振替等	２，１３５円	１２，２５０円	２３，８９０円
	訪問集金	２，１８５円	１２，５５０円	２４，４７０円

（平成２０年１０月１日以降）

契約種別	月　　額	６か月前払額	１２か月前払額
地上契約	１，３４５円	７，６５０円	１４，９１０円
衛星契約	２，２９０円	１３，０９０円	２５，５２０円
特別契約	１，００５円	５，７３０円	１１，１８０円

（沖縄県の区域）

地上契約	１，１９０円	６，８１０円	１３，２８０円
衛星契約	２，１３５円	１２，２５０円	２３，８９０円

（多数契約一括支払に関する特例）

事業所等で衛星契約または特別契約を１０件以上契約したものが一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、当該のすべての契約を対象に、所定の受信料額からその契約種別に応じて１件当たり次表の月額を割り引く。ただし、衛星契約の契約件数が９７件、９８件又は９９件である場合は、１００件として受信料の額を算定する。

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に１件当たり減ずる月額	
	衛星契約	特別契約
５０件未満	２００円	９０円
５０件以上１００件未満	２３０円	
１００件以上	３００円	

（団体一括支払に関する特例）

協会が定める要件を備えた団体の構成員１５名以上が衛星契約または特別契約を締結し、その団体の代表者を通じ、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、当該のすべての契約件数に対し、ひと月あたり２００円を割り引く。

※　１２か月前払いの場合は、年額２，４２０円を割り引く。

（同一生計支払に関する特例（家族割引〔学生〕〔単身赴任〕））

（平成２１年１月３１日まで）

協会が定める要件を備えた学生または単身赴任者が、その通学または通勤のための住居の放送受信料を口座振替等により支払う場合、その者又はその生計をともにする者が別の住居の放送受信料を口座振替等により支払う限りにおいて、口座振替等による受信料額からその契約種別に応じて次表の月額を割り引く。

契約種別	減ずる月額
地上契約	４４５円
衛星契約	７６０円
特別契約	３３５円

（沖縄県の区域）

契約種別	減ずる月額
地上契約	３９５円
衛星契約	７０５円

（同一生計支払に関する特例（家族割引））

（平成２１年２月１日以降）

住居における放送受信料を口座振替等により支払う者またはその者と生計をともにする者が、別の住居における放送受信料を口座振替等により支払う場合、その放送受信料について、放送受信料額の半額を割り引く。

（事業所契約に関する特例）

事業所等住居以外の場所に設置する受信機について、同一敷地内に設置した受信機すべてに必要な放送受信契約を締結し、一括して放送受信料を支払う場合、２契約め以降の放送受信料額の半額を割り引く。

（資料１７）

放送受信契約（有料）増加計画等の達成状況（平成２０年度）

区　　分	増加計画	増加実績	達成率
契約総数	千件 ２５０	千件 ２１９	% ８７．６
衛星契約等	４５０	５２８	１１７．４
口座振替等	２，７００	２，６６８	９８．８

＊　衛星契約等は、衛星契約と特別契約の契約件数の合計。

（資料１８）

都道府県別放送受信契約件数

（平成２１年３月３１日現在）

（単位　件）

契約種別 / 都道府県	地上契約	衛星契約等	衛星契約	特別契約	契約総数
東京都	2,411,149	1,398,108	1,396,197	1,911	3,809,257
長野県	402,230	320,667	320,437	230	722,897
新潟県	457,801	323,470	323,374	96	781,271
山梨県	169,915	104,813	104,572	241	274,728
神奈川県	1,592,327	1,085,515	1,085,467	48	2,677,842
群馬県	423,412	192,948	192,935	13	616,360
茨城県	565,137	295,296	295,278	18	860,433
千葉県	1,129,906	627,282	627,229	53	1,757,188
栃木県	400,861	214,697	214,550	147	615,558
埼玉県	1,345,583	685,240	685,238	2	2,030,823
大阪府	1,590,403	734,317	733,663	654	2,324,720
京都府	499,916	260,620	260,595	25	760,536
兵庫県	1,011,753	511,409	511,163	246	1,523,162
和歌山県	226,768	100,538	100,481	57	327,306
奈良県	246,753	135,957	135,937	20	382,710
滋賀県	242,382	140,201	140,181	20	382,583
愛知県	1,474,865	756,877	756,465	412	2,231,742
石川県	227,533	145,722	145,679	43	373,255
静岡県	697,245	495,112	494,978	134	1,192,357
福井県	111,823	129,761	129,716	45	241,584
富山県	171,885	176,816	176,769	47	348,701
三重県	379,823	178,043	177,991	52	557,866
岐阜県	382,688	251,681	251,458	223	634,369
広島県	626,171	368,255	367,677	578	994,426
岡山県	390,137	208,794	208,641	153	598,931
島根県	118,951	131,441	131,349	92	250,392
鳥取県	94,344	97,531	97,491	40	191,875
山口県	305,837	221,762	221,365	397	527,599
福岡県	959,775	526,507	526,333	174	1,486,282
熊本県	358,016	181,593	181,447	146	539,609
長崎県	327,972	142,455	142,328	127	470,427
鹿児島県	405,830	179,482	179,198	284	585,312
宮崎県	212,336	142,486	142,295	191	354,822
大分県	227,497	132,627	132,495	132	360,124
佐賀県	172,928	75,607	75,546	61	248,535
沖縄県	211,755	67,653	67,631	22	279,408
宮城県	406,680	311,393	311,313	80	718,073
秋田県	196,847	183,247	182,920	327	380,094
山形県	211,301	155,684	155,566	118	366,985
岩手県	249,902	193,235	193,029	206	443,137
福島県	381,977	236,955	236,707	248	618,932
青森県	299,010	168,436	168,358	78	467,446
北海道	1,103,269	534,914	534,289	625	1,638,183
愛媛県	301,623	166,992	166,454	538	468,615
高知県	131,272	107,863	107,706	157	239,135
徳島県	138,797	91,191	90,985	206	229,988
香川県	209,098	107,613	107,517	96	316,711
全国計	24,203,483	13,998,806	13,988,993	9,813	38,202,289

＊　旧普通・カラー契約の統合に伴う経過措置適用者の契約件数は 15,744（全国計）である。

（資料１９）

種 類 別 免 除 契 約 件 数

（平成２１年３月３１日現在）
（単位　件）

種類＼契約種別	地上契約	衛星契約等	衛星契約	特別契約	契約総数	割合（％）
総数	1,691,118	341,771	341,721	50	2,032,889	－
全額免除計	1,444,780	133,525	133,497	28	1,578,305	100.0
社会福祉施設	187,062	28,581	28,578	3	215,643	13.7
児童福祉施設	55,812	2,300	2,300	0	58,112	3.7
生活保護施設	3,509	206	205	1	3,715	0.2
身体障害者更生援護施設	8,305	2,214	2,214	0	10,519	0.7
社会福祉事業施設	118,115	23,702	23,700	2	141,817	9.0
更生保護事業施設	1,321	159	159	0	1,480	0.1
学校	589,745	15,613	15,613	0	605,358	38.4
公的扶助受給者	430,157	18,498	18,492	6	448,655	28.4
市町村民税非課税の障害者	220,136	69,049	69,031	18	289,185	18.3
社会福祉事業施設入所者	17,680	1,784	1,783	1	19,464	1.2
（災害被災者*）	(1,023)	(471)	(471)	(0)	(1,494)	(-)
半額免除計	246,338	208,246	208,224	22	454,584	100.0
視覚、聴覚障害者	90,863	68,028	68,018	10	158,891	34.9
重度の障害者	151,716	135,997	135,986	11	287,713	63.3
重度の戦傷病者	3,759	4,221	4,220	1	7,980	1.8

＊　災害被災者の件数は年間の合計値。期間を定めて免除するため、全額免除計及び総数には含めない。

（資料２０）

放送受信契約件数（有料）の推移

（単位　千件）

年度末 / 契約種別	１６	１７	１８	１９	２０
地上契約	－	－	－	23,068	22,759
カラー契約	23,980	23,385	23,042	－	－
普通契約	349	326	298	－	－
衛星契約等	12,289	12,468	12,842	13,337	13,865
衛星契約	－	－	－	13,328	13,856
衛星カラー契約	12,254	12,434	12,812	－	－
衛星普通契約	26	24	21	－	－
特別契約	9	10	9	9	9
契約総数	36,618	36,179	36,182	36,405	36,624

カラー契約総数	36,243	35,829	35,863	－	－
契約総数に占めるカラー契約総数の割合	99.0%	99.0%	99.1%	－	－

（参考）　契約総数等の増加件数（有料）の推移

（単位　千件）

年度 / 区分	１６	１７	１８	１９	２０
契約総数	△281	△439	3	223	219
衛星契約等	344	179	374	495	528
カラー契約総数	△256	△414	34	－	－

（資料２１）

支払区分別放送受信契約件数の推移

（単位　千件）

支払区分＼年度末		１６	構成比率	１７	構成比率	１８	構成比率	１９	構成比率	２０	構成比率
			%		%		%		%		%
契約総数（有料）	訪問集金	6,121	16.7	6,371	17.6	5,712	15.8	4,880	13.4	－	－
	口座振替	27,868	76.1	27,039	74.7	26,737	73.9	26,651	73.2	26,746	73.0
	継続振込	2,629	7.2	2,769	7.7	3,167	8.7	3,768	10.4	5,688	15.6
	ｸﾚｼﾞｯﾄ	－	－	－	－	566	1.6	1,106	3.0	1,759	4.8
	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	2,431	6.6
地上契約	訪問集金	－	－	－	－	－	－	4,041	17.5	－	－
	口座振替	－	－	－	－	－	－	16,878	73.2	16,741	73.6
	継続振込	－	－	－	－	－	－	1,436	6.2	2,871	12.6
	ｸﾚｼﾞｯﾄ	－	－	－	－	－	－	713	3.1	1,126	4.9
	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	2,021	8.9
カラー契約	訪問集金	4,957	20.7	5,128	21.9	4,632	20.1	－	－	－	－
	口座振替	18,156	75.7	17,372	74.3	16,963	73.6	－	－	－	－
	継続振込	867	3.6	885	3.8	1,080	4.7	－	－	－	－
	ｸﾚｼﾞｯﾄ	－	－	－	－	367	1.6	－	－	－	－
普通契約	訪問集金	91	26.0	89	27.3	78	26.0	－	－	－	－
	口座振替	245	70.2	225	69.0	207	69.3	－	－	－	－
	継続振込	13	3.8	12	3.7	13	4.5	－	－	－	－
	ｸﾚｼﾞｯﾄ	－	－	－	－	0	0.2	－	－	－	－
衛星契約等	訪問集金	1,073	8.7	1,154	9.3	1,002	7.8	839	6.3	－	－
	口座振替	9,467	77.0	9,442	75.7	9,567	74.5	9,773	73.3	10,005	72.2
	継続振込	1,749	14.3	1,872	15.0	2,074	16.2	2,332	17.5	2,817	20.3
	ｸﾚｼﾞｯﾄ	－	－	－	－	199	1.5	393	2.9	633	4.5
	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	410	3.0
衛星契約	訪問集金	－	－	－	－	－	－	839	6.3	－	－
	口座振替	－	－	－	－	－	－	9,769	73.3	10,001	72.2
	継続振込	－	－	－	－	－	－	2,327	17.5	2,812	20.3
	ｸﾚｼﾞｯﾄ	－	－	－	－	－	－	393	2.9	633	4.5
	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	410	3.0
衛星カラー契約	訪問集金	1,067	8.7	1,148	9.2	997	7.8	－	－	－	－
	口座振替	9,444	77.1	9,421	75.8	9,548	74.5	－	－	－	－
	継続振込	1,743	14.2	1,865	15.0	2,068	16.2	－	－	－	－
	ｸﾚｼﾞｯﾄ	－	－	－	－	199	1.5	－	－	－	－
衛星普通契約	訪問集金	6	23.3	6	25.0	5	23.0	－	－	－	－
	口座振替	19	74.1	17	72.3	15	72.8	－	－	－	－
	継続振込	1	2.6	1	2.7	1	3.6	－	－	－	－
	ｸﾚｼﾞｯﾄ	－	－	－	－	0	0.6	－	－	－	－
特別契約	訪問集金	0	4.3	0	5.2	0	4.3	0	3.8	－	－
	口座振替	4	47.7	4	42.2	4	43.4	4	41.2	4	45.0
	継続振込	5	48.0	6	52.6	5	52.2	5	54.8	5	53.5
	ｸﾚｼﾞｯﾄ	－	－	－	－	0	0.1	0	0.2	0	0.4
	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	0	1.1

（資料２２）

毎期・前払別放送受信契約件数の推移

（単位　千件）

区分＼年度末		１６	構成比率	１７	構成比率	１８	構成比率	１９	構成比率	２０	構成比率
			%		%		%		%		%
契約総数（有料）	毎期	16,701	45.6	16,984	46.9	16,633	46.0	16,461	45.2	16,390	44.8
	前払	19,917	54.4	19,195	53.1	19,549	54.0	19,944	54.8	20,234	55.2
地上契約	毎期	－	－	－	－	－	－	11,653	50.5	11,429	50.2
	前払	－	－	－	－	－	－	11,415	49.5	11,330	49.8
カラー契約	毎期	12,020	50.1	12,124	51.8	11,759	51.0	－	－	－	－
	前払	11,960	49.9	11,261	48.2	11,283	49.0	－	－	－	－
普通契約	毎期	199	57.0	192	58.8	174	58.5	－	－	－	－
	前払	150	43.0	134	41.2	124	41.5	－	－	－	－
衛星契約等	毎期	4,482	36.5	4,668	37.4	4,700	36.6	4,808	36.0	4,961	35.8
	前払	7,807	63.5	7,800	62.6	8,142	63.4	8,529	64.0	8,904	64.2
衛星契約	毎期	－	－	－	－	－	－	4,805	36.0	4,958	35.8
	前払	－	－	－	－	－	－	8,523	64.0	8,898	64.2
衛星カラー契約	毎期	4,465	36.4	4,650	37.4	4,685	36.6	－	－	－	－
	前払	7,789	63.6	7,784	62.6	8,127	63.4	－	－	－	－
衛星普通契約	毎期	14	54.9	14	57.7	12	57.1	－	－	－	－
	前払	12	45.1	10	42.3	9	42.9	－	－	－	－
特別契約	毎期	3	33.0	4	35.6	3	35.8	3	36.0	3	35.5
	前払	6	67.0	6	64.4	6	64.2	6	64.0	6	64.5

＊　構成比率は、それぞれの契約種別における比率を示す。

（資料２３）

一括支払に関する特例の利用件数

（平成２１年３月３１日現在）

（単位　件）

区　　分	利用件数	内　　訳	
		衛星契約	特別契約
多数契約一括支払に関する特例	137,843	135,620	2,223
団体一括支払に関する特例	2,361,787	2,358,887	2,900

（資料２４）

同一生計支払に関する特例の利用件数

（平成２１年３月３１日現在）

（単位　件）

利用件数	内　　訳		
	地上契約	衛星契約	特別契約
356,798	289,890	66,903	5

（資料２５）

事業所契約に関する特例の利用件数

（平成２１年３月３１日現在）

（単位　件）

利用件数	内訳		
	地上契約	衛星契約	特別契約
686,261	417,639	266,941	1,681

（資料２６）

インターネットで公開している主な文書

（平成２１年３月３１日現在）

下表の文書は、ホームページの中の「ＮＨＫ経営情報」（http://www3.nhk.or.jp/pr/）、「みなさまの声にお応えします」（http://www.nhk.or.jp/css/）等で公開するとともに、各放送局・支局・営業センターの窓口にも備え置いている（（＊）を除く）。なお、ホームページの他のサイトでも、さまざまな文書・情報を提供している。

経　　営	経営委員会議事録 理事会議事録 平成21～23年度　ＮＨＫ経営計画 収支予算、事業計画及び資金計画（関する資料含む） 業務報告書、監事の意見書 財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書、監事の意見書 連結決算報告書 定款 ＮＨＫことしの仕事 環境報告書 経理規程 役職員の服務準則 役職員の報酬・給与等の支給基準 随意契約の適正化 「ＮＨＫ倫理・行動憲章」「行動指針」 「ＮＨＫ第２次コンプライアンス委員会　最終答申」 デジタル時代のＮＨＫ懇談会報告書 ＮＨＫ“約束”評価報告書 ＮＨＫ役員一覧（＊） 会長会見要旨・資料（＊）
放　　送	国内、国際番組基準 国内、国際放送番組編集の基本計画 国内、国際放送番組編成計画 各地方向け地域放送番組編集計画 中央、地方、国際放送番組審議会議事概要 ＮＨＫ新放送ガイドライン 放送法第９条第２項第２号の業務の基準（＊） インターネットサービス基本計画 放送総局長会見要旨・資料（＊）
情報公開・ 個人情報保護	ＮＨＫの情報公開のあり方に関する提言 ＮＨＫ情報公開基準、規程 ＮＨＫ個人情報保護方針、規程 報道・著述・学術研究分野に係る個人情報保護規程 ＮＨＫ情報公開・個人情報保護審議委員会規程 情報公開の実施状況（＊）
営　　業	日本放送協会放送受信規約 日本放送協会放送受信料免除基準 受信契約数
視聴者意向	ＮＨＫ視聴者サービス報告書 よくある質問集（ＦＡＱ）（＊） ＮＨＫのＣＳ（お客さま満足）向上活動基本方針（＊） ＮＨＫふれあいミーティング実施状況（＊）
業務委託	業務委託基準 業務委託契約要領 番組制作委託取引に関する自主基準
子会社等	関連団体運営基準 関連団体の業務監査の結果について 関連団体事業活動審査委員会規程及び同委員会の活動結果について ＮＨＫと関連団体との取引について 子会社・関連会社の役員一覧

このほか、「日本放送協会報」を各放送局等に備え置いている。

（資料２７）

ＮＨＫ情報公開・個人情報保護審議委員会委員

（平成２１年３月３１日現在）

◎　委　員　長
○　委員長代行

◎	大　島　崇　志	（弁護士）
○	佐　藤　ギン子	（女性労働協会名誉会長）
	宍　戸　常　寿	（一橋大学大学院法学研究科准教授）
	那　部　吉　正	（前日本記者クラブ専務理事）
	宮　内　　忍	（公認会計士）

（資料２８）

情報開示の状況（平成２０年度）

1　「情報開示の求め」の今年度受け付け件数とその内容

６７件　（内訳）　経営一般　３４件
放送　１０件
営業　９件
技術　０件
広報・事業　３件
総務・経理　１０件
その他　１件

2　「情報開示の求め」に対する判断結果

(1)　前年度からの継続件数（１件）

判断結果	件数	備考
開　示	1	一部開示１件

(2)　今年度受け付け件数（６７件）

判断結果	件数	備考
開　示	４０	うち、一部開示１２件
不開示	１７	うち、文書不存在１４件
対象外	１０	うち、８件については関連情報を提供

3　「再検討の求め」の受け付け件数とその審議結果

(1)　前年度からの継続件数（３件）

審議結果	件数
不開示ではなく一部開示が妥当	1
当初判断どおり一部開示・不開示が妥当	2

(2)　今年度受け付け件数（５件）

審議結果	件数
当初判断どおり不開示が妥当	3
審議中	2

4　このほか、情報開示の求めの対象とならない分野の情報についても、可能な範囲で、情報の提供に努めた。

（資料２９）

業務に関して寄せられた意見の件数

（単位　千件）

経営関係	放送関係	受信料関係	技術関係	その他	合計
25	1,581	2,328	239	436	4,609

（参考）　受付方法別内訳

（単位　千件）

区分	電　話	投　書	来　局	ﾌｧｯｸｽ	ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ	集金訪問時等	ふれあいﾐｰﾃｨﾝｸﾞ	合　計
件　数	3,997	110	52	25	300	112	13	4,609
比率(%)	86.8	2.4	1.1	0.5	6.5	2.4	0.3	100.0

（参考）　過去の視聴者意向*件数の推移

（単位　千件）

年度	経営関係	放送関係	受信料関係	技術関係	その他	合計
１９	163	2,570	3,212	341	355	6,641
１８	484	1,817	3,017	336	548	6,202
１７	386	2,611	3,260	364	691	7,312
１６	287	3,336	3,203	362	509	7,697
１５	88	4,029	1,929	401	301	6,748

＊業務に関して寄せられた意見のほか、番組のテーマに関連して募集した意見等を含む。

（資料３０）

地上デジタルテレビジョン放送局（総合・教育）開設局名（平成２０年度）

地　域	都道府県名	開設局名	開設局数	
			総 合	教 育
本部・関東甲信越	東京都	新島、伊豆大島、八丈	3	3
	神奈川県	横須賀武、相模湖、仙石原、山北、津久井	5	5
	千葉県	君津、長南、市原加茂、勝浦、館山、小見川、佐原、下総光	8	8
	埼玉県	鬼石	1	1
	茨城県	大子、里美、御前山、水府、笠間	5	5
	群馬県	片品、川場、沼田発知、桐生梅田、嬬恋田代、沼田沼須、倉渕	7	7
	栃木県	日光清滝、鹿沼	2	2
	長野県	八千穂、信州新町、戸隠陣場平、辰野、高遠、上松、倉本、麻績、富士見、大岡西、牟礼、坂城、望月	１３	１３
	新潟県	守門、関川、六日町、糸魚川早川、村松、栃尾、高柳、越後川口、青海	9	9
	山梨県	穴山、南部、初狩、富沢	4	4
近　　畿	大阪府	川西池田、柏原、中能勢、西能勢、岬深日、豊能吉川	6	6
	京都府	亀岡、山城田辺※、中舞鶴、久美浜、野田川、山科、伏見桃山、和束※	8	6
	兵庫県	市島、姫路西、篠山、氷上、八鹿、和田山、兵庫日高、山崎、一宮安積、神戸長田、中町、神戸妙法寺、山芦屋※、相生、赤穂、神崎、神戸生田※、淡路三原、川西けやき坂	１９	１７
	和歌山県	槇山、田辺、由良、印南切目、下津、南部川	6	6
	奈良県	三郷立野	1	1
	滋賀県	大津石山、大津藤尾、八日市、甲賀大原	4	4
東海・北陸	静岡県	秋葉、東伊豆、御殿場、三ヶ日、富士川、佐久間、中川根、修善寺、玉川、芝川柚野	１０	１０
	愛知県	鳳来大野、二川	2	2

東海・北陸	岐阜県	神岡、神岡流葉、坂下、付知、明智	5	5
	石川県	舳倉、富来、東門前、大聖寺	4	4
	福井県	美浜、鯖江河和田、上中、三国、武生南	5	5
	富山県	細入、高岡二上、大山小見	3	3
中　　国	広島県	南加計、豊栄、黒瀬、高陽、安芸千代田、 白木、安芸佐伯、庄原、河内、大朝、 世羅、三原中之町、東城、吉田、小奴可、 甲奴、倉橋、父石、協和、鞆、御調、 己斐、志和、向原、戸山、安浦	２６	２６
	岡山県	美作、湯原、美作加茂、井原、和気、 児島、北房、蒜山	8	8
	島根県	木次、大社、石見大和、瑞穂、石見、 西ノ島、西郷、桜江、津和野、川本、 柿木、六日市、七日市、西郷中村	１４	１４
	鳥取県	香取、米子日南、三朝、中日野、佐摩、 佐治	6	6
	山口県	下関西、光、下松、豊北、山口豊浦、 阿東、小郡、岩国御庄、湯ノ口、東和、 山口錦、宇部、平生南、上関	１４	１４
九　　州	福岡県	黒木、須恵、北九州田野浦、苅田、 北九州吉田、杷木、南大牟田、鞍手、 宝珠山、筑前山田、後藤寺、嘉穂、早良、 太宰府、大河内、築城	１６	１６
	熊本県	牛深、阿蘇、南阿蘇、阿蘇北、肥後小国、 矢部、砥用、蘇陽、三加和、菊水、清和、 三角	１２	１２
	長崎県	南串山、南有馬、島原、福江、平戸、 厳原、郷ノ浦、大瀬戸、有川、松浦、 東長崎、飯盛、矢上	１３	１３
	鹿児島県	頴娃、南種子、長島北、長島南、 薩摩出水、川床、名瀬、中之島、志布志、 財部、瀬戸内、川内永利、末吉、徳之島、 知名、東市来、吉松、伊集院、根占、 阿久根西目、種子島、大隅、牧園、山川、 鹿児島小野、日当山、喜界、与論	２８	２８
	宮崎県	飯野、真幸、日南、北五ヶ瀬、入郷、 東郷、日向西郷、青島、串間本城、 五ヶ瀬、北浦、酒谷、日南細田	１３	１３
	大分県	佐伯、日田、西日田、国東、津久見、 臼杵、庄内、西玖珠、安心院、津久見南、 湯布院、安岐中央	１２	１２

九　　州	佐賀県	嬉野、呼子、江北、多久、小城、大和川上	6	6
	沖縄県	平良、本部、沖縄石川、久米島東、石垣、多良間	6	6
東　　北	宮城県	栗駒、志津川、鳴子、蔵王遠刈田、秋保、村田	6	6
	秋田県	阿仁、森吉、東成瀬、八森、森吉合川、大森、二ツ井、矢島鳥海、戸賀、山内、十二所、寒風山、五城目、田沢湖、角館、西木、湯沢東	１７	１７
	山形県	羽前金山、高畠、蔵王温泉、温海	4	4
	岩手県	釜石、宮古、大船渡、久慈、大槌、野田、西根松尾	7	7
	福島県	月舘、石川、磐梯熱海、郡山田村、田島、塙、柳津三島、東只見、東金山、いわき北	１０	１０
	青森県	深浦、岩崎、大鰐、風合瀬、大戸瀬、むつ	6	6
北　海　道	北海道	洞爺、上川、広尾、忠類、名寄、足寄、大沼、上富良野、芦別、登別、宮の森、江差、岩内、銀山都、ニセコ、富良野、上士別、奥尻大成、留萌、深川、中標津、紋別、遠軽、浦河、静内、知駒、稚内、幌加内、本別、阿寒、上砂川、振内、厚沢部、新得、佐呂間、若佐、佐呂間知来、札幌西野、根室、豊浦、喜茂別、南喜茂別	４２	４２
四　　国	愛媛県	南宇和、伊予由良、宇和、野村、大三島、久万、美川、菊間、川内、三瓶、伊予吉田、津島、小田、吉海	１４	１４
	高知県	本山、大豊、豊永、吾川、土佐清水、室戸、室戸岬、椙原、中村佐岡、大正、馬路、北川、窪川琴平、物部、窪川興津	１５	１５
	徳島県	日和佐、阿波勝浦、池田松尾、山城、西祖谷山、阿波井川、小松島櫛渕、阿南新野、一宇東	9	9
	香川県	讃岐白鳥、国分寺、坂出東、仁尾、詫間、綾上、土庄	7	7
合　　計			４４１	４３７

（注）　無印…総合放送及び教育放送を開設　※印…総合放送のみを開設

（資料３１）

テレビジョン放送局（地上放送）の概要

（平成２１年３月３１日現在）

系統 / 地域・電力		アナログ									デジタル		
		総合			教育			合計			総合(UHF)	教育(UHF)	計
		VHF	UHF	計	VHF	UHF	計	VHF	UHF	計			
地域	本部・関東甲信越	44	363	407	44	362	406	88	725	813	136	135	271
	近畿	1	391	392	1	375	376	2	766	768	77	69	146
	東海・北陸	53	403	456	53	392	445	106	795	901	73	72	145
	中国	79	394	473	79	388	467	158	782	940	120	120	240
	九州	58	574	632	58	564	622	116	1,138	1,254	147	147	294
	東北	95	339	434	95	339	434	190	678	868	91	91	182
	北海道	46	165	211	46	163	209	92	328	420	61	60	121
	四国	54	270	324	53	242	295	107	512	619	80	80	160
	合計	430	2,899	3,329	429	2,825	3,254	859	5,724	6,583	785	774	1,559
電力	５０ｋW	1	0	1	1	0	1	2	0	2	0	0	0
	１０ｋW	7	3	10	7	2	9	14	5	19	1	1	2
	５ｋW	6	3	9	6	1	7	12	4	16	0	0	0
	３ｋW	8	1	9	8	1	9	16	2	18	8	8	16
	２ｋW	0	2	2	0	2	2	0	4	4	2	2	4
	１ｋW	24	6	30	23	1	24	47	7	54	32	30	62
	５００W	5	0	5	5	0	5	10	0	10	5	2	7
	３００W	1	11	12	1	12	13	2	23	25	2	2	4
	２５０W	11	0	11	10	0	10	21	0	21	0	0	0
	２００W	0	3	3	0	3	3	0	6	6	3	3	6
	90～100W	34	68	102	35	69	104	69	137	206	30	27	57
	66～76W	11	0	11	11	0	11	22	0	22	0	0	0
	45～65W	2	2	4	3	2	5	5	4	9	11	12	23
	1～40W	294	1,809	2,103	293	1,758	2,051	587	3,567	4,154	507	503	1,010
	10～500mW	26	991	1,017	26	974	1,000	52	1,965	2,017	184	184	368
	合計	430	2,899	3,329	429	2,825	3,254	859	5,724	6,583	785	774	1,559

（資料３２）

テレビジョン放送局（地上放送）運用局数の推移

系統＼年度末			１６	１７	１８	１９	２０
アナログ	総合	ＶＨＦ	４３３	４３１	４３１	４３１	４３０
		ＵＨＦ	２，９５５	２，９３８	２，９０８	２，９０２	２，８９９
		合　計	３，３８８	３，３６９	３，３３９	３，３３３	３，３２９
	教育	ＶＨＦ	４３２	４３０	４３０	４３０	４２９
		ＵＨＦ	２，８８２	２，８６５	２，８３４	２，８２８	２，８２５
		合　計	３，３１４	３，２９５	３，２６４	３，２５８	３，２５４
	合計	ＶＨＦ	８６５	８６１	８６１	８６１	８５９
		ＵＨＦ	５，８３７	５，８０３	５，７４２	５，７３０	５，７２４
		合　計	６，７０２	６，６６４	６，６０３	６，５９１	６，５８３
デジタル	総　合（ＵＨＦ）		１３	３８	１２０	３４４	７８５
	教　育（ＵＨＦ）		１２	３４	１１５	３３７	７７４
	合　計		２５	７２	２３５	６８１	１，５５９

（参考）　２０年度に廃止したテレビジョン放送局（アナログ）

京都府：日吉上胡麻局
岡山県：奥津久田局、東粟倉局
山口県：長門湯本局

（注）いずれも総合放送及び教育放送を廃局

（資料３３）

ラ ジ オ 放 送 局 の 概 要

（平成２１年3月３１日現在）

地域・電力 ＼ 系統		第１放送	第２放送	ＦＭ放送	合　計
地域	本部・関東甲信越	２２	１４	７２	１０８
	近畿	１２	7	５９	７８
	東海・北陸	２８	１９	５５	１０２
	中国	３４	２２	８２	１３８
	九州	４５	２４	７８	１４７
	東北	４３	２５	７２	１４０
	北海道	２１	１８	５６	９５
	四国	２４	１３	５１	８８
	合　計	２２９	１４２	５２５	８９６
電力	５００ｋＷ	0	4	0	4
	３００ｋＷ	1	1	0	2
	１００ｋＷ	3	0	0	3
	５０ｋＷ	1	1	0	2
	２０ｋＷ	2	0	0	2
	１０ｋＷ	１２	１３	3	２８
	５ｋＷ	１７	3	5	２５
	３ｋＷ	2	0	4	6
	１ｋＷ	３５	３６	３２	１０３
	５００Ｗ	4	2	１３	１９
	３００Ｗ	2	0	0	2
	２５０Ｗ	0	0	１１	１１
	１００Ｗ	１４４	８０	１０８	３３２
	５０Ｗ	1	0	9	１０
	２０～３０Ｗ	0	0	１７	１７
	１０Ｗ	5	2	２０４	２１１
	１～　３Ｗ	0	0	１１８	１１８
	５００ｍＷ	0	0	1	1
	合　計	２２９	１４２	５２５	８９６

（資料３４）

ラジオ放送局運用局数の推移

年度末 / 系統	１６	１７	１８	１９	２０
第１放送	２２５	２２７	２２７	２２９	２２９
第２放送	１４２	１４２	１４２	１４２	１４２
ＦＭ放送	５２５	５２５	５２５	５２５	５２５
合　計	８９２	８９４	８９４	８９６	８９６

（資料３５）

放 送 技 術 審 議 会 委 員

（平成２１年3月３１日現在）

宇　治　則　孝	（日本電信電話代表取締役副社長）
内　永　ゆか子	（ベネッセコーポレーション取締役副会長、ベルリッツインターナショナルインク代表取締役会長兼社長兼ＣＥＯ）
河　内　正　孝	（総務省大臣官房総括審議官）
工　藤　俊一郎	（日本民間放送連盟常務理事）
白　井　克　彦	（早稲田大学総長）
坂　田　東　一	（文部科学省文部科学審議官）
中　川　正　雄	（慶應義塾大学理工学部教授）
中　嶋　正　之	（東京工業大学大学院教授）
中　村　慶　久	（科学技術振興機構ＪＳＴイノベーションプラザ宮城館長）
原　島　　博	（東京大学大学院情報学環教授）
半　田　　力	（電子情報技術産業協会専務理事）
宮　崎　久美子	（東京工業大学大学院教授）
宮　原　秀　夫	（情報通信研究機構理事長）
安　田　　豊	（ＫＤＤＩ執行役員コア技術統括本部長）
若　尾　正　義	（電波産業会専務理事）

（資料３６）

放 送 技 術 研 究 委 員 会 委 員

（平成２１年３月３１日現在）

◎　委 員 長
○　副委員長

	相　澤　清　晴	（東京大学教授）
	秋　葉　重　幸	（ＫＤＤＩ研究所代表取締役所長）
	安　藤　　真	（東京工業大学教授）
◎	伊　東　　晋	（東京理科大学教授）
	大　石　進　一	（早稲田大学教授）
	奥　　英　之	（総務省情報流通行政局放送技術課課長）
	小　沢　慎　治	（愛知工科大学教授）
	工　藤　俊一郎	（日本民間放送連盟常務理事）
	小　林　直　人	（産業技術総合研究所理事）
	笹　瀬　　巌	（慶應義塾大学教授）
	長谷山　美　紀	（北海道大学教授）
	花　澤　　隆	（日本電信電話取締役）
○	松　島　裕　一	（情報通信研究機構理事）
	村　岡　裕　明	（東北大学教授）
	横　井　亮　介	（フジテレビジョン取締役副社長）

（資料３７）

経営委員会委員の経歴

委員長　小丸成洋 昭和25年 4月16日生	平成 9年 6月　福山通運社長 平成16年 6月　経営委員会委員 平成20年12月　経営委員会委員長
委　員　岩崎芳史 （委員長職務代行者） 昭和18年 3月28日生	平成15年 4月　三井不動産販売社長 平成19年 4月　三井不動産販売会長 平成19年 6月　経営委員会委員 平成20年 4月　経営委員会委員長職務代行者
委　員　石島辰太郎 昭和22年10月3日生	平成17年 4月　首都大学東京ｼｽﾃﾑﾃﾞｻﾞｲﾝ学部学部長 平成18年 4月　産業技術大学院大学学長 平成21年 3月　経営委員会委員
委　員　井原理代 昭和20年 8月 8日生	昭和60年11月　香川大学経済学部教授 平成16年 4月　香川大学大学院地域ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ研究科長 平成19年12月　経営委員会委員
委　員　大滝精一 昭和27年 9月 8日生	平成 4年 4月　東北大学経済学部教授 平成11年 4月　東北大学大学院経済学研究科教授 平成19年12月　経営委員会委員
委　員　勝又英子 昭和21年 3月16日生	平成14年 6月　日本国際交流ｾﾝﾀｰ理事・事務局長 平成15年 3月　日本国際交流ｾﾝﾀｰ常務理事・事務局長 平成21年 3月　経営委員会委員
委　員　桑野和泉 昭和39年 8月 1日生	平成 7年 4月　玉の湯専務取締役 平成15年10月　玉の湯代表取締役社長 平成20年12月　経営委員会委員
委　員　小林英明 昭和29年 9月10日生	昭和55年 4月　検事任官 昭和58年 4月　弁護士登録 平成19年 6月　経営委員会委員
委　員　飛田稔章 昭和22年 7月17日生	平成17年 6月　北海道農業協同組合中央会副会長 平成19年 6月　経営委員会委員 平成20年 6月　北海道農業協同組合中央会会長
委　員　野間光輪子 昭和23年 7月13日生	昭和64年 1月　野間建築設計事務所代表取締役 平成11年 1月　望月代表取締役 平成19年 6月　経営委員会委員
委　員　深谷紘一 昭和18年12月 3日生	平成15年 6月　デンソー社長 平成16年12月　経営委員会委員 平成20年 6月　デンソー副会長
委　員　安田喜憲 昭和21年 11月24日生	昭和63年 4月　国際日本文化研究センター助教授 平成 6年 4月　国際日本文化研究センター教授 平成21年 3月　経営委員会委員

（資料３８）

ＮＨＫ第２次コンプライアンス委員会委員

（平成１９年１１月～平成２０年１１月）

◎　委　　員　　長

○　委員長職務代行者

◎	八　田　進　二	（青山学院大学大学院教授）
○	牧　野　二　郎	（弁護士）
	甘　粕　　潔	（有限責任中間法人日本公認不正検査士協会専務理事）
	玉　井　裕　子	（弁護士）
	藤　沼　亜　起	（公認会計士）

（資料３９）

会長、副会長、理事の経歴

会　長　福地茂雄 （昭和 9年 6月 11 日生）	昭和 32 年 4月　アサヒビール株式会社入社 平成 11 年 1月　代表取締役社長 平成 12 年 3月　代表取締役社長兼ＣＯＯ 平成 14 年 1月　代表取締役会長兼ＣＥＯ 平成 18 年 3月　相談役 平成 20 年 1月　日本放送協会会長
副会長　今井義典 （昭和 19 年 12 月 3日生）	昭和 43 年 4月　日本放送協会入局 平成 12 年 5月　国際放送局長 平成 15 年 6月　放送総局解説委員長 平成 17 年 6月　放送総局解説委員室解説主幹 平成 20 年 1月　部外解説委員 平成 20 年 1月　日本放送協会副会長
専務理事　金田　新 （昭和 23 年 1月 10 日生）	昭和 45 年 4月　トヨタ自動車工業株式会社入社 平成 13 年 6月　トヨタ自動車株式会社取締役 平成 15 年 6月　常務役員 平成 17 年 6月　専務取締役 渉外・広報本部本部長 平成 18 年 6月　専務取締役 情報システム本部本部長 平成 18 年 9月　日本放送協会理事 平成 20 年 2月　専務理事
理　事　日向英実 （昭和 24 年 12 月 14 日生）	昭和 48 年 4月　日本放送協会入局 平成 17 年 4月　番組制作局長 平成 18 年 6月　制作局長 平成 19 年 4月　理事
理　事　溝口明秀 （昭和 25 年 1月 4日生）	昭和 49 年 4月　日本放送協会入局 平成 17 年 6月　総合企画室〔関連事業〕局長 平成 19 年 4月　理事
理　事　八幡恒二 （昭和 26 年 4月 2日生）	昭和 51 年 4月　日本放送協会入局 平成 18 年 6月　経理局長 平成 19 年 4月　理事
理　事　永井研二 （昭和 23 年 8月 24 日生）	昭和 48 年 4月　日本放送協会入局 平成 17 年 4月　技術局長 平成 18 年 6月　株式会社放送衛星システム代表取締役社長 平成 20 年 2月　日本放送協会理事
理　事　後藤雅実 （昭和 26 年 1月 23 日生）	昭和 49 年 4月　日本放送協会入局 平成 18 年 6月　考査室長 平成 20 年 2月　理事
理　事　大西典良 （昭和 26 年 10 月 11 日生）	昭和 45 年 4月　日本放送協会入局 平成 18 年 6月　営業局法人営業センター長 平成 20 年 2月　理事
理　事　関根　均 （昭和 26 年 7月 8日生）	昭和 50 年 4月　日本放送協会入局 平成 19 年 6月　人事総務局長 平成 20 年 2月　理事
理　事　今井　環 （昭和 28 年 6月 3日生）	昭和 51 年 4月　日本放送協会入局 平成 18 年 6月　報道局編集主幹 平成 20 年 6月　理事

（資料４０）

ＮＨＫ“約束”評価委員会委員

（平成２１年3月３１日現在）

◎　委　員　長
○　委員長代行

○　江　上　節　子　　（ＪＲ東日本顧問・早稲田大学大学院客員教授）

◎　辻　　正　次　　（兵庫県立大学教授・大阪大学名誉教授）

　　村　上　輝　康　　（野村総合研究所シニア・フェロー）

（資料４１）

２０年度の“約束”

今年１月に明らかになった職員によるインサイダー取引は、これまで行ってきた数々のコンプライアンス徹底の施策が、結果的には全役職員の心には届いていなかった、報道機関であるＮＨＫの使命の何たるかが徹底されていなかったと認めざるを得ないものでした。ＮＨＫは、新しい体制のもと今度こそ不退転の決意で、あらゆる手段を尽くして不正と決別することをお約束します。

失った“信頼”を取り戻すだけではなく、さらに“信頼”を高めていかなければなりません。放送の自主自律を堅持し、正確で公平・公正なニュースや、多様なジャンルで良質な番組をお届けすることこそ、ＮＨＫの使命です。全役職員は公共放送に携わる者としての高い倫理観と使命感を胸に、長年培ってきたＮＨＫブランドという最大の財産を生かし、時代の変化にスピードをもって対応しながら、みなさまの期待を上回るサービスの提供をめざしていきます。

ＮＨＫ全体の“約束”の達成度を計る指標として、下記の４項目９ポイントを組み合わせていきます。平成１９年度の評価結果は今年５月末に公表されますが、どのポイントも前年度比向上をめざします。

- 信頼されているか（放送、経営）
- 必要とされているか（役に立つ、親しまれる、接触の度合い）
- 社会に貢献しているか（質の高さ、影響力、先見性）
- 効率的・効果的か（コストに見合う成果）

約束（1）　経営に対する信頼性を確立します

- リスクマネジメントとコンプライアンス推進体制の構築
- コンプライアンス徹底を組織風土とするための役職員の意識改革
- “グループ経営”の視点を取り入れた効率的な事業運営
- ＰＤＣＡ（計画－実行－評価－改善）サイクルによる経営管理の仕組みの構築
- 時代の変化に対応した公共放送の新たな役割の明確化

約束（2） 信頼される質の高い放送を通じて、社会や文化の発展に尽くします
- 各波の特性を生かし、幅広い世代に親しまれる多彩な番組を放送
- いのちと暮らしを守り、確かな指針となる信頼される情報の発信
- 全国ネットワークを生かした体制を整備し、地域社会に貢献
- 人々が支え合い、ともに生きる社会をめざし、地球環境など様々な問題を考える公共放送キャンペーンを展開
- 通信と連携し、多様なメディアに向けたサービスの充実

約束（3） 次代を担う若い世代に親しまれるＮＨＫをめざします
- 若年層向けの番組の拡充
- 若年層向けのイベントや携帯サイトサービスの充実
- 若年層の、公共放送への理解を促進

約束（4） 日本やアジアの最新情報を積極的に海外に伝え、国際理解を促進します
- テレビ国際放送の内容充実
- テレビ国際放送の受信環境の整備

約束（5） 効率的な契約収納活動を行うとともに、受信料の公平負担の徹底を図ります
- 効率的・効果的な営業体制を構築し、受信料の公平負担を徹底
- より公平で合理的な受信料体系へ改定
- 契約収納関係経費の削減

約束（6） みなさまとの結びつきを強化し、開かれたＮＨＫをめざします
- 情報公開を推進し、透明性を確保
- 多様な回路を通じてみなさまの声を的確に把握し、事業運営に反映
- 公共放送への理解促進活動の充実

約束（7） 先導性を発揮し、放送のデジタル化と高度化を推進します
- 地上デジタル放送の全国“あまねく”の推進
- 放送の未来を創造する技術開発・研究の推進

なお、インターネットホームページで、各“約束”について、おもな施策、評価指標、目標を公表している（http://www9.nhk.or.jp/pr/keiei/yakusoku/yakusoku20/yakusoku20.pdf）。

（資料４２）

職員の株取引問題に関する第三者委員会委員

（平成２０年２月～５月）

◎　委　員　長

◎　久保利　英　明　　（弁護士）

　　國　廣　　正　　（弁護士）

　　塚　原　政　秀　　（元社団法人共同通信社常務理事）

（資料４３）

主 要 規 程 の 変 更 の 概 要

１　定款の全部変更（４月１日実施）

定款を改正放送法の趣旨に適合させるよう、所要の規定の整備等を行うもの。

変更後（全文）
第１章　総則 （設立） **第１条**　本協会は、放送法（昭和２５年法律第１３２号）の規定に基づいて設立された法人とする。 （名称） **第２条**　本協会は、日本放送協会と称し、ＮＨＫと略称する。 （目的） **第３条**　本協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行い又は当該放送番組を委託して放送させるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び委託協会国際放送業務を行うことを目的とする。 （業務） **第４条**　本協会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。 ⑴　次に掲げる放送による国内放送を行うこと。 ア　中波放送 イ　超短波放送 ウ　テレビジョン放送 ⑵　テレビジョン放送による委託放送業務（受託国内放送をする無線局の免許を受けた者に委託して放送番組を放送させるものに限る。以下「委託国内放送業務」という。）を行うこと。 ⑶　放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。 ⑷　邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。 ⑸　邦人向け委託協会国際放送業務及び外国人向け委託協会国際放送業務を行うこと。 ２　本協会は、前項の業務のほか、前条の目的を達成するため必要があるときは、次の業務を行う。 ⑴　前項第４号の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に委託する場合に必要と認めるときにおいて、当該外国放送事業者との間の協定に基づきその者に係る中継国際放送を行うこと。 ⑵　本協会が放送した放送番組及びその編集上必要な資料（これらを編集したものを含む。次号において「既放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送及び有線放送に該当するものを除く。）。 ⑶　既放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供すること。 ⑷　放送番組及びその編集上必要な資料を、外国放送事業者又は外国有線放送事業者に提供すること（前号に掲げるものを除く。）。 ⑸　前項の業務に附帯する業務を行うこと（前各号に掲げるものを除く。）。 ⑹　多重放送を行おうとする者に放送設備を賃貸すること。 ⑺　委託により、放送及びその受信の進歩発達に寄与する調査研究、放送設備の設計その他の技術援助並びに放送に従事する者の養成を行うこと。 ⑻　前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。 ３　本協会は、前二項の業務のほか、必要があるときは、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行う。 ⑴　本協会の保有する施設又は設備（本協会がその所有する土地についてした信託の終了又は解除により取得したものを含む。）を一般の利用に供し、又は賃貸すること。 ⑵　委託により、放送番組等を制作する業務その他の本協会が前二項の業務を行うために保有する設備又は技術を活用して行う業務であって、本協会が行うことが適切であると認められるものを行うこと。 ４　本協会は、外国人向け委託協会国際放送業務を行うに当たっては、その全部又は一部をテレビジョン放送によるものとする。 ５　本協会は、第２項第１号の協定を締結し、若しくは変更しようとするとき、又は同項第８号若しくは第３項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受ける。 ６　本協会は、第２項第２号の業務を行うときは、総務大臣の認可を受けて定める基準に従う。 （出資） **第５条**　本協会は、第４９条第１項に規定する子会社（本協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の本協会がその経営を支配している法人として、放送法第９条の２に基づく総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）に対して出資する場合のほか、前条第１項又は第２項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、放送法第９条の２の２に定める者に出資する。

変更後（全文）

（事務所）
第６条　本協会は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。
２　本協会は、必要と認めるときは、前項以外の都市に従たる事務所を置く。

（公告）
第７条　本協会の公告は、本協会の放送（本協会の委託により行われる受託国内放送を含む。）によって行うほか、官報に掲載して行う。

（定款の変更）
第８条　定款の変更は、総務大臣の認可を受けて行う。

（給与等の支給の基準）
第９条　本協会は、役員の報酬及び退職金並びに職員の給与及び退職金の支給の基準を定める。
２　本協会は、前項の規定により基準を定め、又は変更した場合には、これを公表する。

（服務に関する準則）
第１０条　本協会は、役員及び職員の職務の適切な執行を確保するため、役員及び職員の職務に専念する義務その他の服務に関する準則を定める。
２　本協会は、前項の規定により準則を定め、又は変更した場合には、これを公表する。

（解散）
第１１条　本協会は、法律によるのでなければ、解散しない。

第２章　経営委員会

（経営委員会の設置）
第１２条　本協会に経営委員会を置く。

（経営委員会の権限等）
第１３条　経営委員会は、次に掲げる職務を行う。
⑴　次に掲げる事項の議決
ア　本協会の経営に関する基本方針
イ　監査委員会の職務の執行のために必要な次の事項
(ｱ) 監査委員会の職務を補助すべき職員に関する事項
(ｲ) (ｱ)の職員の会長、副会長及び理事からの独立性に関する事項
(ｳ) 会長、副会長及び理事並びに職員が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
(ｴ) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
ウ　本協会の業務の適正を確保するために必要なものとして次に掲げる体制の整備
(ｱ) 会長、副会長及び理事の職務の執行が法令及びこの定款に適合することを確保するための体制
(ｲ) 会長、副会長及び理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(ｳ) 損失の危険の管理に関する体制
(ｴ) 会長、副会長及び理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(ｵ) 職員の職務の執行が法令及びこの定款に適合することを確保するための体制
(ｶ) 本協会及びその子会社から成る集団における業務の適正を確保するための体制
(ｷ) 経営委員会の事務局に関する体制
エ　収支予算、事業計画及び資金計画
オ　第５７条第１項の業務報告書及び第７３条第１項に規定する財務諸表
カ　放送局の設置計画並びに放送局の開設、休止及び廃止（経営委員会が軽微と認めたものを除く。）
キ　委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務の開始、休止及び廃止
ク　第４７条第１項に規定する国内番組基準及び第４８条第３項に規定する国際番組基準並びに放送番組の編集に関する基本計画
ケ　定款の変更
コ　第５５条の受信契約の条項及び受信料の免除の基準
サ　放送債券の発行及び借入金の借入れ
シ　土地の信託
ス　第４条第６項に規定する基準
セ　第４９条第２項及び第５４条第１項に規定する基準
ソ　第５０条に規定する基準及び方法
タ　第９条に規定する給与等の支給の基準及び第１０条に規定する服務に関する準則
チ　役員の報酬、退職金及び交際費（いかなる名目によるかを問わず、これに類するものを含む。）
ツ　収支予算に基づき議決を必要とする事項
テ　重要な不動産の取得及び処分に関する基本事項

変更後（全文）

ト　外国放送事業者及び外国有線放送事業者並びにそれらの団体との協力に関する基本事項
ナ　第４条第５項の総務大臣の認可を受けて行う協定の締結及び変更
ニ　第４条第５項の総務大臣の認可を受けて行う業務
ヌ　第５条の総務大臣の認可を受けて行う出資
ネ　放送法第４７条第１項の総務大臣の認可を受けて行う放送設備の譲渡等
ノ　情報公開及び個人情報保護に係る審議を行うため本協会が設置する組織の委員の委嘱
ハ　アからノまでに掲げるもののほか、これらに類するものとして経営委員会が認めた事項

⑵　役員の職務の執行の監督

２　経営委員会は、その職務の執行を委員に委任することができない。

３　委員は、放送法又は放送法に基づく命令に別段の定めがある場合を除き、個別の放送番組の編集その他の本協会の業務を執行することができない。

４　委員は、個別の放送番組の編集について、放送法第３条の規定に抵触する行為をしてはならない。

（受信者意見の聴取）

第１４条　経営委員会は、前条第１項に規定する権限の適正な行使に資するため、放送法第３２条第１項の定めるところにより本協会とその放送の受信についての契約をしなければならない者の意見を聴取する。

２　前項の意見の聴取は、次に掲げるところにより会合を開催し、経営委員会事務局がその報告書を作成し、経営委員会に報告することによって行う。

⑴　会合は全国各地方で、年６回以上行う。

⑵　会合には、少なくとも１人の経営委員会の委員のほか、会長、副会長又は理事が出席する。

⑶　会合においては、経営委員会の委員が本協会の基本方針その他必要な事項を説明する。

（経営委員会の組織）

第１５条　経営委員会は、放送法第１６条の定めるところにより内閣総理大臣によって任命された委員１２人をもって組織する。

２　経営委員会に委員長１人を置き、委員の互選によってこれを定める。

３　委員長は、経営委員会の会務を総理する。

４　経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代行する者を定めて置かなければならない。

（委員の任期）

第１６条　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

２　委員は、再任されることができる。

３　委員は、任期が満了した場合においても、新たに委員が任命されるまでは、前項の規定にかかわらず、引き続き在任する。

（委員の罷免）

第１７条　委員は、放送法第１９条及び第２０条に定める場合を除くほか、その意に反して罷免されない。

（委員の兼職禁止）

第１８条　常勤の委員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（経営委員会の運営）

第１９条　経営委員会は、委員長が招集する。委員長は、経営委員会を、原則として１箇月に２回招集しなければならない。

２　前項の招集を行ったときは、委員長は、直ちに会長にその旨を通知する。

３　委員長は、経営委員会の招集の通知を行うときは、原則として、事前に十分な時間的余裕をもってこれを発出するものとし、付議すべき事項その他参考となるべき事項を明確にしなければならない。

４　会長は、３箇月に１回以上、自己の職務の執行の状況並びに第６０条の苦情その他の意見及びその処理の結果の概要を経営委員会に報告しなければならない。

５　会長は、経営委員会の要求があったときは、経営委員会に出席し、経営委員会が求めた事項について説明しなければならない。

６　監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の職務の執行の状況を経営委員会に報告しなければならない。

（議決の方法等）

第２０条　経営委員会は、委員長又は第１５条第４項に規定する委員長の職務を代行する者及び６人以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

２　経営委員会の議事は、第３８条第２項に規定する場合のほか、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

３　会長は、経営委員会に出席し、意見を述べることができる。

（諮問機関）

第２１条　経営委員会は、その職務の執行に関し諮問するため必要と認めるときは、学識経験を有する者によって組織する諮問機関を置くことができる。

変更後（全文）

（議事録の公表）
第２２条　委員長は、経営委員会の終了後、遅滞なく、経営委員会の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表しなければならない。

（経営委員会の事務局）
第２３条　経営委員会の職務に関する事務を行うため、経営委員会に事務局を置く。
２　前項の事務局の職員は、その事務について経営委員会の指揮を受ける。
第２４条　この定款に規定する事項のほか、経営委員会の運営に関しては、経営委員会の定めるところによる。

第３章　監査委員会

（監査委員会の設置等）
第２５条　本協会に監査委員会を置く。
２　監査委員会は、監査委員３人以上をもって組織する。
３　監査委員は、経営委員会の委員の中から、経営委員会が任命し、そのうち少なくとも１人以上は常勤としなければならない。

（監査委員会の権限）
第２６条　監査委員会は、役員の職務の執行を監査する。

（監査委員会による調査）
第２７条　監査委員会が選定する監査委員は、いつでも、役員及び職員に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、又は本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
２　監査委員会が選定する監査委員は、役員の職務の執行を監査するため必要があるときは、本協会の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
３　前二項の監査委員は、当該各項の報告の徴収又は調査に関する事項についての監査委員会の決議があるときは、これに従わなければならない。

（経営委員会への報告義務）
第２８条　監査委員は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を経営委員会に報告しなければならない。

（監査委員による役員の行為の差止め）
第２９条　監査委員は、役員が本協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本協会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該役員に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（監査委員の罷免）
第３０条　経営委員会は、監査委員が職務の執行の任にたえないと認めるとき、又は監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを罷免することができる。

（監査委員会の招集）
第３１条　監査委員会の会議は、各監査委員が招集する。

（監査委員会の議決の方法等）
第３２条　監査委員会は、過半数の監査委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
２　監査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。
３　役員は、監査委員会の要求があったときは、第１項の会議に出席し、監査委員会が求めた事項について説明しなければならない。

（監査委員会の事務局）
第３３条　監査委員会の職務に関する事務を行うため、監査委員会に事務局を置く。
２　前項の事務局の職員は、その事務について監査委員会の指揮を受ける。

第３４条　この定款に規定する事項のほか、監査委員会の運営に関しては、監査委員会の定めるところによる。

第４章　役員及び理事会

（役員）
第３５条　本協会に、役員として、経営委員会の委員のほか、会長１人、副会長１人及び理事７人以上１０人以内を置く。
２　前項の理事のうち、会長の指名する若干人を専務理事とする。

（会長等の職務）
第３６条　会長は、本協会を代表し、経営委員会の定めるところに従い、本協会の業務を総理する。

変更後（全文）

2　副会長は、会長の定めるところにより、本協会を代表し、会長を補佐して本協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。
3　専務理事は、会長の定めるところにより、本協会を代表し、会長及び副会長を補佐して本協会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときは会長の職務を代行し、会長及び副会長が欠員のときは会長の職務を行う。
4　専務理事以外の理事は、会長の定めるところにより、本協会を代表し、会長及び副会長を補佐して本協会の業務を分掌し、会長、副会長及び専務理事に事故があるときは会長の職務を代行し、会長、副会長及び専務理事が欠員のときは会長の職務を行う。
5　会長、副会長及び理事は、本協会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、当該事実を監査委員に報告しなければならない。

（利益相反行為）
第３７条　本協会と会長、副会長又は理事との利益が相反する事項については、会長、副会長又は理事は、代表権を有しない。

（会長等の任命）
第３８条　会長は、経営委員会が任命する。
2　前項の任命に当たっては、経営委員会は、委員９人以上の多数による議決による。
3　副会長及び理事は、経営委員会の同意を得て、会長が任命する。
4　次の各号のいずれかに該当する者は、会長、副会長及び理事となることができない。
⑴　禁錮（こ）以上の刑に処せられた者
⑵　国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
⑶　国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であって、非常勤の者を除く。）
⑷　政党の役員（任命の日以前１年間においてこれに該当した者を含む。）
⑸　放送用の送信機若しくは放送受信用の受信機の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称であってもこれと同等以上の職権若しくは支配力を有する者を含む。以下この条において同じ。）若しくはその法人の議決権の１０分の１以上を有する者（任命の日以前１年間においてこれらに該当した者を含む。）
⑹　新聞社、通信社その他ニュース若しくは情報の頒布を業とする事業者又はこれらの事業者が法人であるときはその役員、職員若しくはその法人の議決権の１０分の１以上を有する者（任命の日以前１年間においてこれらに該当した者を含む。）
⑺　前二号に掲げる事業者の団体の役員（任命の日以前１年間においてこれらに該当した者を含む。）

（会長等の任期）
第３９条　会長及び副会長の任期は３年、理事の任期は２年とする。
2　会長、副会長及び理事は、再任されることができる。
3　会長は、任期が満了した場合においても、新たに会長が任命されるまでは、第１項の規定にかかわらず、引き続き在任する。

（会長等の罷免）
第４０条　経営委員会又は会長は、それぞれ第３８条第１項から第３項までの規定により任命した役員が、同条第４項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該役員が同項第６号の事業者又はその団体のうち本協会がその構成員であるものの役員となったことにより同項第６号又は第７号に該当するに至った場合を除くほか、これを罷免する。

第４１条　経営委員会は、会長が職務の執行の任にたえないと認めるとき、又は会長に職務上の義務違反その他会長たるに適しない非行があると認めるときは、これを罷免することができる。
2　会長は、副会長若しくは理事が職務執行の任にたえないと認めるとき、又は副会長若しくは理事に職務上の義務違反その他副会長若しくは理事たるに適しない非行があると認めるときは、経営委員会の同意を得て、これを罷免することができる。

（会長等の兼職制限）
第４２条　会長、副会長及び理事は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。
2　会長、副会長及び理事は、放送事業（受託放送事業を除く。）、電気通信役務利用放送事業及び有料放送管理業務を行う事業に投資し、又は認定放送持株会社の株式を保有してはならない。

（理事会）
第４３条　会長、副会長及び理事をもって理事会を構成する。
2　理事会は、次の事項を審議する。ただし、定例に属する事項及び会長が軽微と認めた事項については、この限りでない。
⑴　第１３条第１項第１号に掲げる経営委員会が議決する事項
⑵　第６６条第２項の規定により経営委員会の同意を得る事項（第６７条第２項において準用する場合を含む。）
⑶　理事会の運営に関する規程
⑷　その他会長が特に必要と認めた事項

第４４条　理事会は、会長が招集する。

変更後（全文）

第４５条　この定款に規定する事項のほか、理事会の運営に関しては、会長の定めるところによる。

第５章　業務の執行

（国内放送等の放送番組の編集等）

第４６条　本協会は、国内放送の放送番組の編集及び放送又は受託国内放送の放送番組の編集及び放送の委託に当たっては、次の各号の定めるところによる。

⑴　豊かで、かつ、良い放送番組を放送し又は委託して放送させることによって公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するように、最大の努力を払うこと。

⑵　全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するようにすること。

⑶　我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つようにすること。

２　本協会は、公衆の要望を知るため、定期的に、科学的な世論調査を行い、かつ、その結果を公表する。

（国内番組基準）

第４７条　本協会は、国内放送及び受託国内放送（以下「国内放送等」という。）の放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて国内放送等の放送番組の編集の基準（以下「国内番組基準」という。）を定め、これに従って国内放送等の放送番組の編集を行う。

２　本協会は、前項の規定により国内番組基準を定め、又は変更した場合には、これを公表する。

（国際放送等の放送番組の編集等）

第４８条　本協会は、邦人向け国際放送の放送番組の編集及び放送若しくは邦人向け受託協会国際放送（受託協会国際放送のうち、邦人向けの放送番組を放送するものをいう。）の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者に提供する邦人向けの放送番組の編集に当たっては、海外同胞向けの適切な報道番組及び娯楽番組を有するようにする。

２　本協会は、外国人向け国際放送の放送番組の編集及び放送若しくは外国人向け受託協会国際放送（受託協会国際放送のうち、外国人向けの放送番組を放送するものをいう。）の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者に提供する外国人向け放送番組の編集に当たっては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によって国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するようにする。

３　前条第１項の規定は、本協会の国際放送及び受託協会国際放送（以下「国際放送等」という。）の放送番組の編集について準用する。この場合において、同項中「国内番組基準」とあるのは、「国際番組基準」と読み替える。

（外国人向け委託協会国際放送業務の方法）

第４９条　本協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務を円滑に遂行するため、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社として保有する。

⑴　本協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を制作すること。

⑵　本協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を電波法の規定により受託協会国際放送をする無線局の免許を受けた者又は受託協会国際放送をする外国の無線局を運用する者に委託して放送させること。

２　本協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務を行うに当たっては、当該業務を円滑に遂行できるようにするために定める基準に従い、当該業務の一部を前項に規定する子会社に委託する。

３　本協会は、前項の基準を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、その基準を総務大臣に届け出る。

第５０条　本協会は、第４条第４項の規定によるテレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務（前条第２項の規定による子会社への放送番組の制作の委託を含む。）を行うに当たり、当該業務を実施するため特に必要があるときは、一般放送事業者（受託放送事業者を除く。第３項において同じ。）に対し、別途定める基準及び方法に従って、放送番組の編集上必要な資料の提供その他必要な協力を求める。

２　本協会は、前項に規定する基準及び方法を定め、又はこれを変更しようとするときは、第６７条に規定する国際放送番組審議会に諮問する。

３　前項の国際放送番組審議会は、同項の規定により諮問を受けた場合には、一般放送事業者の意見を聴かなければならない。

４　本協会は、第１項に規定する基準及び方法を定め、又は変更した場合には、遅滞なく、その基準及び方法を総務大臣に届け出る。

（広告放送等の排除）

第５１条　本協会は、放送法第４６条の定めるところにより、他人の営業に関する広告の放送又は放送の委託をしない。

（調査研究の成果等）

第５２条　本協会は、第４条第１項第３号の規定による業務を行うについて、放送に関係を有する者その他学識経験を有する者から意見の申出があった場合において、その内容が放送及びその受信の進歩発達に寄与するものであり、かつ、同項及び第２項の業務の遂行に支障を生じないものであるときは、これを尊重する。

２　本協会は、第４条第１項第３号の規定による調査研究の成果を、できる限り一般の利用に供する。

変更後（全文）

（営利目的の排除）
第５３条　本協会は、第４条第１項から第３項までの業務を行うに当たっては、営利を目的としない。

（業務の委託）
第５４条　本協会は、第４９条第２項の場合のほか、第４条第１項の業務についてその一部を他に委託する場合は、本協会が定める基準に従ってこれを行う。
２　前項の基準は、同項の委託をすることにより、当該委託業務が効率的に行われ、かつ、第４条第１項の業務の円滑な遂行に支障が生じないようにするものとする。
３　本協会は、第１項の基準を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その基準を総務大臣に届け出る。

（受信料）
第５５条　本協会は、放送法第３２条第１項に基づき、本協会の放送（本協会の委託により行われる受託国内放送を含む。）を受信することのできる受信設備を設置した者から、別に定める受信契約条項に従い、受信料を徴収する。
２　本協会は、総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、受信契約を締結した者から徴収する受信料を免除しない。
３　第１項の受信契約条項は、あらかじめ総務大臣の認可を受ける。

第５６条　前条第１項の受信料の月額は、国会が本協会の収支予算を承認することによって定めた額とする。ただし、第７２条第１項に規定する場合においては、前事業年度終了の日の属する月の受信料の月額とする。

（業務報告書の提出等）
第５７条　本協会は、毎事業年度の業務報告書を作成し、これに監査委員会の意見書を添え、当該事業年度経過後３箇月以内に総務大臣に提出する。
２　本協会は、前項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、同項の書類を各事務所に備えて置き、５年間、一般の閲覧に供する。

（情報公開）
第５８条　本協会は、本協会の財務及び業務の状況について、視聴者に対する情報の提供及び視聴者からの求めによる情報の開示に関する基準（以下「情報公開基準」という。）を定め、これに基づいて情報公開を行う。
２　本協会は、前項の規定による情報公開基準を定め、又は変更した場合には、これを公表する。

（学識経験者による委員会）
第５９条　会長は、業務の執行に関し諮問するため必要と認めるときは、学識経験を有する者によって組織する委員会を置くことができる。

（苦情処理）
第６０条　本協会は、その業務に関して申出のあった苦情その他の意見については、適切かつ迅速にこれを処理する。

第６章　放送番組審議会

（中央審議会及び地方審議会の設置）
第６１条　本協会は、国内放送等の放送番組の適正を図るため、中央放送番組審議会（以下「中央審議会」という。）及び地方放送番組審議会（以下「地方審議会」という。）を置く。
２　地方審議会は、放送法第４４条の２第２項に基づく政令で定める地域ごとに置く。

（任務）
第６２条　中央審議会は、次条第１項及び第３項の規定による会長の諮問に応じて答申する。
２　地方審議会は、次条第２項及び第３項の規定による会長の諮問に応じて答申する。
３　中央審議会及び地方審議会は、国内放送等の放送番組の適正を図るため必要があると認めるときは、会長に対して意見を述べることができる。

（諮問事項）
第６３条　本協会が国内番組基準及び国内放送等の放送番組の編集に関する基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、会長は、中央審議会に諮問しなければならない。
２　本協会が第６１条第２項に規定する地域向けの放送番組の編集及び放送に関する計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、会長は、地方審議会に諮問しなければならない。
３　会長は、前二項に掲げるもののほか、国内放送等の放送番組の適正を図るため必要があると認めるときは、中央審議会又は地方審議会に諮問することができる。
４　前項の規定により会長が諮問する事項は、中央審議会に対しては全国向けの放送番組に係るもの、地方審議会に対しては第６１条第２項に規定する地域向けの放送番組に係るものとする。

（報告事項）
第６４条　会長は、次の各号に掲げる事項を中央審議会又は地方審議会に報告しなければならない。
⑴　次条第１項の規定により講じた措置の内容
⑵　放送法第４条第１項の規定による訂正又は取消しの放送の実施状況
⑶　放送番組に関して申出のあった苦情その他の意見の概要

変更後（全文）

（答申等に対する措置）
第６５条　会長は、中央審議会又は地方審議会が第６２条の規定により答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置を講じなければならない。
２　会長は、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。
⑴　中央審議会又は地方審議会が会長の諮問に応じてした答申又は会長に対して述べた意見の内容その他中央審議会及び地方審議会の議事の概要
⑵　前項の規定により講じた措置の内容

（組織及び委員の委嘱）
第６６条　中央審議会は委員１５人以上、地方審議会は委員７人以上をもって組織する。
２　中央審議会の委員は、学識経験を有する者のうちから、経営委員会の同意を得て、会長が委嘱する。
３　地方審議会の委員は、学識経験を有する者であって、当該地方審議会に係る第５８条第２項に規定する地域に住所を有するもののうちから、会長が委嘱する。

（国際審議会）
第６７条　本協会は、国際放送等の放送番組の適正を図るため、国際放送番組審議会（以下「国際審議会」という。）を置く。
２　第６２条第１項及び第３項、第６３条第１項及び第３項、第６４条、第６５条並びに前条第１項及び第２項の規定は、国際審議会について準用する。この場合において、第６２条第３項及び第６３条第３項中「国内放送等」とあるのは「国際放送等」と、第６３条第１項中「国内番組基準及び国内放送等」とあるのは「国際番組基準及び国際放送等」と、前条第１項中「中央審議会は委員１５人以上、地方審議会は委員７人以上」とあるのは「国際審議会は、委員１０人以上」とそれぞれ読み替える。

（審議会の運営）
第６８条　この定款に規定する事項のほか、中央審議会及び地方審議会並びに国際審議会の運営に関しては、会長の定めるところによる。

第７章　会計

（事業年度）
第６９条　本協会の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（企業会計原則）
第７０条　本協会の会計は、放送法第３６条の２に基づく総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

（収支予算等）
第７１条　本協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、これを総務大臣に提出する。これを変更しようとするときも同様とする。
２　前項の収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法第３７条第２項の規定による国会の承認を受けて、これを実施する。

第７２条　本協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画が国会の閉会その他やむを得ない理由により当該事業年度の開始の日までにその承認を受けることができない場合においては、３箇月以内に限り、事業の経常的運営及び施設の建設又は改修の工事（国会の承認を受けた前事業年度の事業計画に基づいて実施したこれらの工事の継続に係るものに限る。）に必要な範囲の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣の認可を受けてこれを実施する。
２　前項の規定による収支予算、事業計画及び資金計画は、当該事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画の国会による承認があったときは、失効するものとし、同項の規定による収支予算、事業計画及び資金計画に基づいてした収入、支出、事業の実施並びに資金の調達及び返済は、当該事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画に基づいてしたものとみなす。

（財務諸表の提出等）
第７３条　本協会は、毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書（以下「財務諸表」という。）を作成して、これに監査委員会及び会計監査人の意見書を添え、当該事業年度経過後３箇月以内に、総務大臣に提出する。
２　本協会は、前項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、同項の書類を各事務所に備えて置き、５年間、一般の閲覧に供する。

（会計監査人の監査）
第７４条　本協会は、財務諸表について、監査委員会の監査のほか、会計監査人の監査を受ける。

（会計監査人の任命）
第７５条　会計監査人は、経営委員会が任命する。
２　会計監査人は、公認会計士（公認会計士法に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人でなければならない。
３　次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

変更後（全文）

⑴　公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者
⑵　本協会の子会社若しくはその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的に報酬を受けている者又はその配偶者
⑶　監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

（会計監査人の権限等）
第７６条　会計監査人は、いつでも、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧及び謄写をし、又は役員及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
２　会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、本協会の子会社に対して会計に関する報告を求め、又は本協会若しくはその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
３　会計監査人は、その職務を行うに際して役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監査委員会に報告しなければならない。
４　監査委員会が選定した監査委員会の委員は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

（会計監査人の任期）
第７７条　会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての第７３条第１項の規定による総務大臣への提出の時までとする。

（会計監査人の罷免）
第７８条　経営委員会は、会計監査人が職務の執行の任にたえないと認めるとき、又は会計監査人に職務上の義務違反その他会計監査人たるに適しない非行があると認めるときは、これを罷免することができる。

（支出の制限等）
第７９条　本協会の収入は、第４条第１項から第３項までの業務の遂行以外の目的には支出しない。
２　本協会は、第４条第２項第２号の業務（専ら受信料を財源として行うものを除く。以下「番組アーカイブ業務」という。）及び同条第３項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理する。
３　本協会は、番組アーカイブ業務、第４条第３項の業務及びこれらの業務以外の業務のうち２以上の業務に関連する費用については、別途定める適正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理する。

（放送債券）
第８０条　本協会は、放送設備の建設又は改修の資金に充てるため、必要があるときは、放送債券を発行する。ただし、その発行額は、放送法第４０条第３項の規定による会計検査院の検査を経た最近の事業年度の貸借対照表による本協会の純財産額の３倍を超えないものとする。
２　本協会は、発行済みの放送債券の借換えのため、必要があるときは、一時前項の規定による制限を超えて放送債券を発行する。この場合においては、発行する放送債券の払込みの期日（数回に分けて払込みをさせるときは、第１回の払込みの期日）から６箇月以内にその発行額に相当する額の発行済みの放送債券を償還する。
３　本協会は、第１項の規定による放送債券を発行したときは、毎事業年度末現在の発行債券未償還額の１０分の１に相当する額を償還積立金として積み立てる。
４　前項の積立金は、放送債券を償還する場合に限り、充当することができる。

（成立の時における資産）
第８１条　本協会は、本協会の成立の時において、社団法人日本放送協会から承継した財産を、本協会の成立の時における資産とする。

（残余財産の処分）
第８２条　本協会が解散した場合においては、本協会の残余財産は、国に帰属する。

附　則

１　この定款は、放送法等の一部を改正する法律（平成１９年法律第１３６号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。
２　この定款の施行の際現に本協会が変更前の定款（以下「旧定款」という。）第４条第１項第４号の委託協会国際放送業務を行っている場合であって、当該業務の一部がこの定款の第４条第４項に規定するテレビジョン放送による外国人向け委託協会放送業務である場合には、施行日から起算して１年を経過する日までの間は、この定款の第４９条第２項の規定は、適用しない。
３　この定款の第５７条、第７０条、第７３条、第７４条並びに第７９条第２項及び第３項の規定は、施行日以後に開始する本協会の事業年度から適用し、施行日前に開始した本協会の事業年度については、なお従前の例による。
４　施行日の前日において本協会の監事である者の任期は、施行日前に開始した事業年度の業務報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらに関する説明書（次項において「貸借対照表等」という。）の総務大臣への提出の日までとする。
５　第３項の規定により監事が本協会の施行日前に開始した事業年度の業務報告書及び貸借対照表等に添える意見書を作成する場合においては、旧定款第１８条第３項、第２０条、第２２条、第２３条第４項及び第５項、第２５条並びに第２６条第１項の規定は、なお効力を有する。

２　経理規程の改正

(1) 放送法改正に伴う規定の整備（４月１日実施）

改正放送法にあわせ、経理の原則や番組アーカイブ業務に係る勘定の新設と他の勘定との区分経理に関する規定を整備。

(2) 放送法改正に伴う規定の整備（２１年３月３１日実施）

改正放送法にあわせ、決算諸表に関する規定を整備。

改正前	改正後
（経理の原則） **第５条**　協会の経理は、放送法、定款、および本規程に定めない事項については、原則として一般に公正妥当と認められる企業会計の基準による。	（経理の原則） **第５条**　協会の経理は、放送法および定款の定めるところにより、原則として一般に公正妥当と認められる企業会計の基準による。
（区分経理） **第６条**　協会の経理は、一般勘定と特別勘定に区分する。 ２　一般勘定とは、第３項に定める特別勘定以外の業務に係る勘定をいう。 ３　特別勘定とは、放送法第９条第３項の業務に係る受託業務等勘定をいう。 ４　勘定科目は別表第１のとおりとする。	（区分経理） **第６条**　協会の経理は、一般勘定、番組アーカイブ業務勘定および受託業務等勘定に区分し、勘定科目は別表第１のとおりとする。
（固定資産の価額） **第４１条**　有形固定資産の価額は、次のとおりとする。 (1) 購入、製作または建設により取得したものは、取得に要した経費を取得価額とする。 (2) 交換により取得したものは、時価または交換に供した資産の帳簿価額を取得価額とする。 (3) 受贈により取得したものは、時価を取得価額とする。 ２～４　（略）	（固定資産の価額） **第４１条**　有形固定資産の価額は、次のとおりとする。 (1) 購入、製作または建設により取得したものは、取得に要した経費を取得価額とする。 (2) 交換により取得したものは、時価または交換に供した資産の帳簿価額を取得価額とする。 (3) 受贈により取得したものは、時価を取得価額とする。 (4) リース資産は、期間支払総額を取得価額とする。 ２～４　（略）
（減価償却） **第４６条**　「建物」、「構築物」、「放送衛星」、「無形固定資産」および「信託受益権」については定額法により、「機械及び装置」、「車両及び運搬具」および「器具」については定率法により、減価償却を行う。 ２　（略）	（減価償却） **第４６条**　「建物」、「構築物」、「放送衛星」、「無形固定資産」および「信託受益権」については定額法により、「機械及び装置」、「車両及び運搬具」および「器具」については定率法により、減価償却を行う。 ただし、リース資産については、契約期間に基づき定額法により減価償却を行う。 ２　（略）
（決算諸表の作成） **第６０条**　経理局は、前条の書類を総合して次の決算諸表を作成する。 (1) 財産目録 (2) 貸借対照表 (3) 損益計算書 (4) 財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書 (5) 諸勘定内訳表 (6) 予算決算対照表 (7) 固定資産増減内訳表 (8) 減価償却明細表	（決算諸表の作成） **第６０条**　経理局は、前条の書類を総合して次の決算諸表を作成する。 (1) 財産目録 (2) 貸借対照表 (3) 損益計算書 (4) 資本等変動計算書 (5) キャッシュ・フロー計算書 (6) 財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書に関する説明書 (7) 諸勘定内訳表 (8) 予算決算対照表 (9) 固定資産増減内訳表 (10) 減価償却明細表

このほか、別表第１「勘定科目表」、別表第２「予算科目表」、別表第３「耐用年数および償却率表」を改正した。

３　日本放送協会放送受信規約の変更

(1) 訪問集金の廃止及び放送受信章の廃止（１０月１日実施）

訪問集金を廃止するとともに、放送受信契約者に交付し住居の入口等に表示することとしていた放送受信章を廃止するもの。

(2) 事業所契約に関する特例の導入及び同一生計支払に関する特例の拡大（２１年２月１日実施）

事業所等住居以外の場所に設置した受信機に係る放送受信契約を対象に、同一敷地内に設置した受信機すべてについて必要な放送受信契約を締結していること等を条件に、２契約め以降の放送受信料について半額を割り引くとともに、同一生計支払に関する特例の対象を広く同一生計で複数の住居で締結される放送受信契約に拡大し、割引率を３３％から５０％に改めるもの。

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th></tr>
<tr><td>（放送受信契約書の提出）
第３条　（略）
２　放送受信契約者がテレビジョン受信機を設置しまたはこれを廃止することにより、放送受信契約の種別を変更するときは、前項各号に掲げる事項のほか、変更前の放送受信契約の種別を記載した放送受信契約書に、放送受信章を添えて、放送局に提出しなければならない。</td><td>（放送受信契約書の提出）
第３条　（略）
２　放送受信契約者がテレビジョン受信機を設置しまたはこれを廃止することにより、放送受信契約の種別を変更するときは、前項各号に掲げる事項のほか、変更前の放送受信契約の種別を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。</td></tr>
<tr><td>（放送受信料支払いの義務）
第５条　放送受信契約者は、受信機の設置の月からその廃止の届け出のあった月の前月（受信機を設置した月にその廃止を届け出た放送受信契約者については、当該月とする。）まで、１の放送受信契約につき、その種別および支払区分に従い、次の表に掲げる額の放送受信料（消費税および地方消費税を含む。）を支払わなければならない。
<table>
<tr><th>種別</th><th>支払区分</th><th>月　額</th><th>６か月前払額</th><th>12 か月前払額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">地上契約</td><td>口座振替等</td><td>1,345 円</td><td>7,650 円</td><td>14,910 円</td></tr>
<tr><td>訪問集金</td><td>1,395 円</td><td>7,950 円</td><td>15,490 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">衛星契約</td><td>口座振替等</td><td>2,290 円</td><td>13,090 円</td><td>25,520 円</td></tr>
<tr><td>訪問集金</td><td>2,340 円</td><td>13,390 円</td><td>26,100 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特別契約</td><td>口座振替等</td><td>1,005 円</td><td>5,730 円</td><td>11,180 円</td></tr>
<tr><td>訪問集金</td><td>1,055 円</td><td>6,030 円</td><td>11,760 円</td></tr>
</table>
この表において「口座振替等」とは、第３項第１号から第３号までに定める口座振替、継続振込またはクレジットカード継続払をいう。
２　（略）
３　第１項の規定において、「口座振替等」とは、口座振替、継続振込またはクレジットカード継続払をいい、「口座振替」、「継続振込」、「クレジットカード継続払」および「訪問集金」とは、次の各号に定めるところによる。（以下この規約の各条項において同じとする。）
(1) 口座振替　ＮＨＫの指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、ＮＨＫの指定日に自動振替によって行なう支払いをいう。
(2) 継続振込　ＮＨＫの指定する金融機関、郵便局等においてＮＨＫの指定する支払期日までに継続して払込むことによって行なう支払いをいう。
(3) クレジットカード継続払　ＮＨＫの指定するクレジットカード会社との契約に基づき、クレジットカード会社に継続して立て替えさせることによって行なう支</td><td>（放送受信料支払いの義務）
第５条　放送受信契約者は、受信機の設置の月からその廃止の届け出のあった月の前月（受信機を設置した月にその廃止を届け出た放送受信契約者については、当該月とする。）まで、１の放送受信契約につき、その種別に従い、次の表に掲げる額の放送受信料（消費税および地方消費税を含む。）を支払わなければならない。
<table>
<tr><th>種　別</th><th>月　額</th><th>６か月前払額</th><th>12 か月前払額</th></tr>
<tr><td>地上契約</td><td>1,345 円</td><td>7,650 円</td><td>14,910 円</td></tr>
<tr><td>衛星契約</td><td>2,290 円</td><td>13,090 円</td><td>25,520 円</td></tr>
<tr><td>特別契約</td><td>1,005 円</td><td>5,730 円</td><td>11,180 円</td></tr>
</table>
２　（略）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th></tr>
<tr><td>払いをいう。
(4) 訪問集金　ＮＨＫの集金取扱者への支払いなど口座振替等以外の方法による支払いをいう。
4　放送受信契約の種別に変更があったときの当該月分の放送受信料は、変更後の契約種別の料額とする。ただし、当該月に２回以上の契約種別の変更があったときの放送受信料は、各変更前および各変更後の契約種別のうち、次の順位で適用した契約種別の料額とする。
(1) 衛星契約
(2) 地上契約</td><td>3　放送受信契約の種別に変更があったときの当該月分の放送受信料は、変更後の契約種別の料額とする。ただし、当該月に２回以上の契約種別の変更があったときの放送受信料は、各変更前および各変更後の契約種別のうち、次の順位で適用した契約種別の料額とする。
(1) 衛星契約
(2) 地上契約</td></tr>
<tr><td>（多数契約一括支払に関する特例）
第５条の２　衛星契約または特別契約の契約件数の合計が１０件以上である１の放送受信契約者が、支払期間を同じくして口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、前条第１項および第２項の規定にかかわらず、これらの契約種別である全契約を対象に、口座振替等による放送受信料額から、１件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。ただし、衛星契約の契約件数が９７件、９８件または９９件である１の放送受信契約者については、その契約件数を１００件として算定した放送受信料額を、１２か月前払額の衛星契約の契約件数が９件である沖縄県の区域に居住する１の放送受信契約者については、その契約件数を１０件として算定した放送受信料額を支払うものとする。
<table>
<tr><th rowspan="2">契約種別ごとの契約件数</th><th colspan="2">契約種別ごとの全契約を対象に１件あたり減ずる月額</th></tr>
<tr><th>衛 星 契 約</th><th>特 別 契 約</th></tr>
<tr><td>５０件未満</td><td>２００円</td><td rowspan="3">９０円</td></tr>
<tr><td>５０件以上
１００件未満</td><td>２３０円</td></tr>
<tr><td>１００件以上</td><td>３００円</td></tr>
</table>
2　前項の多数契約一括支払に関する特例は、次条に定める団体一括支払に関する特例または第５条の４に定める同一生計支払に関する特例と重ねて適用することはしない。</td><td>（多数契約一括支払に関する特例）
第５条の２　衛星契約または特別契約の契約件数の合計が、別に定める放送受信料免除の基準の「全額免除」が適用される放送受信契約を除き、１０件以上である１の放送受信契約者が、支払期間を同じくして第６条第３項に定める口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、前条第１項および第２項の規定にかかわらず、これらの契約種別である全契約を対象に、放送受信料額から、１件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。ただし、衛星契約の契約件数が９７件、９８件または９９件である１の放送受信契約者については、その契約件数を１００件として算定した放送受信料額を、１２か月前払額の衛星契約の契約件数が９件である沖縄県の区域に居住する１の放送受信契約者については、その契約件数を１０件として算定した放送受信料額を支払うものとする。
<table>
<tr><th rowspan="2">契約種別ごとの契約件数</th><th colspan="2">契約種別ごとの全契約を対象に１件あたり減ずる月額</th></tr>
<tr><th>衛 星 契 約</th><th>特 別 契 約</th></tr>
<tr><td>５０件未満</td><td>２００円</td><td rowspan="3">９０円</td></tr>
<tr><td>５０件以上
１００件未満</td><td>２３０円</td></tr>
<tr><td>１００件以上</td><td>３００円</td></tr>
</table>
2　前項の多数契約一括支払に関する特例は、次条に定める団体一括支払に関する特例、第５条の４に定める同一生計支払に関する特例および第５条の５に定める事業所契約に関する特例と重ねて適用することはしない。</td></tr>
<tr><td>（団体一括支払に関する特例）
第５条の３　別に定める要件を備えた団体の構成員で、衛星契約または特別契約を締結している放送受信契約者が１５名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、第５条第１項および第２項の規定にかかわらず、訪問集金による放送受信料額から、１件あたり月額２５０円を減じて支払うものとする。
2　前項の団体一括支払に関する特例を次条に定める同一生計支払に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる放送受信契約者が代表者を通じ支払う放送受信料について、訪問集金による放送受信料額から、その契約種別に応じて減ずる月額は、２５０円に次条第１項の表または別表２に定める額を加算したものとする。</td><td>（団体一括支払に関する特例）
第５条の３　別に定める要件を備えた団体の構成員で、衛星契約または特別契約を締結している放送受信契約者が、別に定める放送受信料免除の基準の「全額免除」が適用される者を除いて１５名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、第６条第３項に定める口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、第５条第１項および第２項の規定にかかわらず、放送受信料額から、１件あたり月額２００円を減じて支払うものとする。ただし、１２か月前払により放送受信料を支払う場合は、１件あたり年額２，４２０円を減じて支払うものとする。
2　前項の団体一括支払に関する特例を次条に定める同一生計支払に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる放送受信契約者が代表者を通じ支払う放送受信料について、放送受信料額から、その契約種別に応じて減ずる月額は、前項に定める額に次条に定める減額分を加算したものとする。
3　第１項の団体一括支払に関する特例は、第５条の５に定める事業所契約に関する特例と重ねて適用することはしない。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th></tr>
<tr><td>（同一生計支払に関する特例（家族割引〔学生〕〔単身赴任〕））
第５条の４　別に定める要件を備えた学生または単身赴任者で、その通学または通勤のための住居に設置した受信機について放送受信契約を締結した者（以下この項において「対象契約者」という。）が、口座振替等によりその放送受信料を支払う場合は、対象契約者またはその生計をともにする者が別の住居に設置した受信機について放送受信契約を締結し、口座振替等により本条の特例を受けることなくその放送受信料を支払うものである限り、第５条第１項および第２項の規定にかかわらず、対象契約者がその通学または通勤のための住居に設置した受信機についての放送受信料を、口座振替等による放送受信料額から、その契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。
<table><tr><td></td><td>減ずる月額</td></tr><tr><td>地上契約</td><td>４４５円</td></tr><tr><td>衛星契約</td><td>７６０円</td></tr><tr><td>特別契約</td><td>３３５円</td></tr></table>
２　特別契約を除く放送受信契約について沖縄県の区域に居住する者の支払うべき放送受信料額から、前項の規定に基づきその契約種別に応じて減ずる月額は、前項の規定にかかわらず、当分の間、別表２に掲げる額とする。</td><td>（同一生計支払に関する特例（家族割引））
第５条の４　住居に設置した受信機についての放送受信契約を締結している者が、本条の特例を受けることなく放送受信料を支払う場合で、その放送受信契約者またはその者と生計をともにする者が別の住居に設置した受信機について放送受信契約を締結し、当該契約について所定の手続きを行なうときは、当該契約について、放送受信料額から、第５条に定める放送受信料額の半額を減じて支払うものとする。ただし、本条の特例は、いずれの放送受信契約についても第６条第３項に定める口座振替等により放送受信料を支払う場合にのみ適用する。
２　ＮＨＫは、前項の所定の手続きにあたり、申込書記載の内容を確認できる資料の提出を放送受信契約者に求めることができる。放送受信契約者が要求された資料を提出しない場合、もしくは当該資料によって申込書記載の内容を確認できない場合には、ＮＨＫは、前項に定める特例を適用しないことができる。
３　第１項に定める特例を適用された放送受信契約者は、申込書記載の内容に変更が生じたときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。
４　ＮＨＫは、申込書記載の内容に虚偽があることまたは前項の届け出がないことが判明した場合、申込書の提出時または申込書記載の内容に変更が生じたと認められる時に遡り、第１項に定める特例を適用しないことができる。</td></tr>
<tr><td>＜新規＞</td><td>（事業所契約に関する特例）
第５条の５　事業所等住居以外の場所に設置する受信機について放送受信契約を締結する場合において、１の者が、同一敷地内に設置した受信機すべてについて必要な放送受信契約を締結しており、その契約件数が別に定める放送受信料免除の基準の「全額免除」が適用される放送受信契約を除き合計２件以上であり、支払期間を同じくして一括して放送受信料を支払う場合は、所定の手続きを行なうことにより、同一敷地内に設置した受信機についての放送受信契約のうち１件を除外した残りのそれぞれについて、放送受信料額から、第５条に定める放送受信料額の半額を減じて支払うものとする。この場合、除外する１件については、放送受信契約のうち、衛星契約、地上契約、特別契約の順位で適用する。
２　前項において敷地とは、１の建築物または用途上不可分の関係にある２以上の建築物のある一団の土地をいう。
３　ＮＨＫは、第１項の所定の手続きにあたり、申込書記載の内容を確認できる資料の提出を放送受信契約者に求めることができる。放送受信契約者が要求された資料を提出しない場合、もしくは当該資料によって申込書記載の内容を確認できない場合には、ＮＨＫは、第１項に定める特例を適用しないことができる。
４　第１項に定める特例を適用された放送受信契約者は、申込書記載の内容に変更が生じたときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。
５　ＮＨＫは、申込書記載の内容に虚偽があることまたは</td></tr>
</table>

変更前	変更後
	前項の届け出がないことが判明した場合、申込書の提出時または申込書記載の内容に変更が生じたと認められる時に遡り、第１項に定める特例を適用しないことができる。放送受信契約者が特例の適用された放送受信料を別に定める期限までに支払わない場合は、ＮＨＫは、当該請求期間および当該請求期間後の放送受信料に関して第１項に定める特例を適用しないことができる。
（放送受信料の支払方法） **第６条**　（略） ２　（略） ３　放送受信料は、口座振替等により支払うほか、放送受信契約者の住所または放送受信契約者があらかじめ放送局に申し出た場所でＮＨＫの集金取扱者に支払うことができる。ただし、訪問集金の場合において、ＮＨＫのつごうにより振替払込による支払い（以下「一時振込」という。）またはクレジットカードによる支払い（「クレジットカード一時払」という。）を求めたときは、これにより支払うことができるものとし、この場合、一時振込の振替手数料は、ＮＨＫが負担する。	（放送受信料の支払方法） **第６条**　（略） ２　（略） ３　放送受信料は、次に定める口座振替、クレジットカード継続払または継続振込により支払うものとする。この場合の手数料はＮＨＫが負担する。 (1) 口座振替　ＮＨＫの指定する金融機関に設定する預金口座等から、ＮＨＫの指定日に自動振替によって行なう支払いをいう。 (2) クレジットカード継続払　ＮＨＫの指定するクレジットカード会社との契約に基づき、クレジットカード会社に継続して立て替えさせることによって行なう支払いをいう。 (3) 継続振込　ＮＨＫの指定する金融機関、郵便局またはコンビニエンスストア等において、ＮＨＫが定期的に送付する払込用紙を用いて、ＮＨＫの指定する支払期日までに継続して払込むことによって行なう支払いをいう。（以下口座振替、クレジットカード継続払および継続振込を「口座振替等」という。） ４　前項に定めるほか、放送受信料は、ＮＨＫの指定する金融機関等を通じてまたはＮＨＫの指定する場所で支払うことができる。また、重度の障害により継続振込による支払いが困難な者等、別に定める要件を備えた放送受信契約者は、その者の住所またはその者があらかじめ放送局に申し出た場所で支払うことができる。（以下これらの支払い方法を「その他の支払方法」という。）
４　放送受信契約者が口座振替により放送受信料を支払おうとする場合は、ＮＨＫが定める放送受信料口座振替利用届をあらかじめＮＨＫに提出しなければならない。	５　放送受信契約者が口座振替により放送受信料を支払おうとする場合は、ＮＨＫが定める放送受信料口座振替利用届をあらかじめＮＨＫに提出しなければならない。
５　口座振替による支払いは、前項に定める放送受信料口座振替利用届をＮＨＫが受け付けた月の属する期の翌期以降の期分（放送受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分）の放送受信料について取り扱うものとする。	６　口座振替による支払いは、前項に定める放送受信料口座振替利用届をＮＨＫが受け付けた月の属する期の翌期以降の期分（放送受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分）の放送受信料について取り扱うものとする。
６　口座振替の指定日において、所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず振り替えることができなかったとき（次項の場合を除く。）または継続振込の支払期日までに払込みが行なわれなかったときは、放送受信契約者は、当該請求期間以降分について、訪問集金による放送受信料額を訪問集金により支払わなければならない。	７　口座振替の指定日において、所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず振り替えることができなかったとき（次項の場合を除く。）は、放送受信契約者は、当該請求期間分はその他の支払方法により支払わねばならず、当該請求期間後の放送受信料については継続振込により支払うものとする。
７　口座振替の指定日において、残高の不足により所定の放送受信料額を振り替えることができなかった場合は、次の期の指定日に一括して請求するものとし、なお振り替えることができなかったときは、放送受信契約者は、当該請求期間分について、訪問集金による放送受信料額を訪問集金により支払わなければならない。当該請求期間後の放送受信料については、口座振替による支払いを継続するが、別に定める場合は、その期間についても、訪問集金による放送受信料額を訪問集金により支払わなければならない。	８　口座振替の指定日において、残高の不足により所定の放送受信料額を振り替えることができなかった場合は、次の期の指定日に一括して請求するものとし、なお振り替えることができなかったときは、放送受信契約者は、当該請求期間分について、その他の支払方法により支払わなければならない。当該請求期間後の放送受信料については、別に定める場合を除き、口座振替による支払いを継続する。
８　放送受信料を継続振込により支払う放送受信契約者は、金融機関、郵便局等において払込む方法に代えて、クレジットカードにより支払うことができる。	９　放送受信料を継続振込により支払う放送受信契約者は、金融機関、郵便局またはコンビニエンスストア等において払込む方法に代えて、クレジットカードにより支

変更前	変更後
９　放送受信契約者がクレジットカード継続払により放送受信料を支払おうとする場合は、ＮＨＫが定める放送受信料クレジットカード継続払利用申込書をあらかじめＮＨＫに提出しなければならない。ＮＨＫは、その放送受信料クレジットカード継続払利用申込書に記載された内容により立替払いが可能であることをクレジットカード会社に確認した上で受理する。 １０　クレジットカード継続払による支払いは、前項に定める放送受信料クレジットカード継続払利用申込書をＮＨＫが受理した月の属する期の翌期以降の期分（放送受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分）の放送受信料について取り扱うものとする。 １１　ＮＨＫがクレジットカード会社に所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず立替払いが行なわれなかったとき、または、ＮＨＫが所定の放送受信料額を請求する前に、クレジットカード会社から放送受信料を請求されても立替払いができないと通知を受けたときは、放送受信契約者は、当該請求期間以降分について、訪問集金による放送受信料額を訪問集金により支払わなくてはならない。	払うことができる。 １０　放送受信契約者がクレジットカード継続払により放送受信料を支払おうとする場合は、ＮＨＫが定める放送受信料クレジットカード継続払利用申込書をあらかじめＮＨＫに提出しなければならない。ＮＨＫは、その放送受信料クレジットカード継続払利用申込書に記載された内容により立替払いが可能であることをクレジットカード会社に確認した上で受理する。 １１　クレジットカード継続払による支払いは、前項に定める放送受信料クレジットカード継続払利用申込書をＮＨＫが受理した月の属する期の翌期以降の期分（放送受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分）の放送受信料について取り扱うものとする。 １２　ＮＨＫがクレジットカード会社に所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず立替払いが行なわれなかったとき、または、ＮＨＫが所定の放送受信料額を請求する前に、クレジットカード会社から放送受信料を請求されても立替払いができないと通知を受けたときは、放送受信契約者は、当該請求期間分はその他の支払方法により支払わなければならず、当該請求期間後の放送受信料については継続振込により支払うものとする。
（放送受信契約者の表示） **第７条**　放送受信契約者には、その放送受信契約の種別ごとに別に定める放送受信章を交付する。 ２　放送受信章は、住居の入口等外部から見やすいところに表示するものとする。 ３　放送受信章を紛失しまたは破損したときは、その旨を放送局に申し出て、再交付を受けるものとする。	＜削除＞
（受信機の設置等の確認措置） **第７条の２**　ＮＨＫは、受信機（衛星系によるテレビジョン放送のうちデジタル方式の放送を受信できるものに限る。以下この条において同じ。）を設置した者にその設置の旨をＮＨＫに連絡するよう促す文字（以下「メッセージ」という。）を当該受信機の画面に表示する措置をとることができる。 ２～４　（略）	（受信機の設置等の確認措置） **第７条**　ＮＨＫは、受信機（衛星系によるテレビジョン放送のうちデジタル方式の放送を受信できるものに限る。以下この条において同じ。）を設置した者にその設置の旨をＮＨＫに連絡するよう促す文字（以下「メッセージ」という。）を当該受信機の画面に表示する措置をとることができる。 ２～４　（略）
（放送受信契約の解約） **第９条**　放送受信契約者が受信機を廃止することにより、放送受信契約を要しないこととなったときは、放送受信章を添えて、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。 ２　（略）	（放送受信契約の解約） **第９条**　放送受信契約者が受信機を廃止することにより、放送受信契約を要しないこととなったときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。 ２　（略）
（放送受信料の精算） **第１１条**　（略） ２　放送受信契約の種別に変更があった場合において、すでに支払われた放送受信料に過払額または不足額があるときは、精算して、返れいしまたは追徴する。 ３　（略）	（放送受信料の精算） **第１１条**　（略） ２　放送受信契約の種別、前条の適用または第５条の２から第５条の５までの特例の適用に変更があった場合において、すでに支払われた放送受信料に過払額または不足額があるときは、精算して、返れいしまたは追徴する。 ３　（略）
付　則 （施行期日） １　この規約は、平成１９年１０月１日から施行する。ただし、付則第３項については、平成１９年６月１日から施行する。	**付　則** （施行期日） １　この規約は、平成２０年１０月１日から施行する。ただし、第５条の２第２項、第５条の３第３項、第５条の４、および第５条の５については平成２１年２月１日から施行し、平成２０年１０月１日から平成２１年１月３１日までの間は、変更前の規約の第５条の２第２項、第５条の４および別表２はなお効力を有する。この場合

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th></tr>
<tr><td>（経過措置）
２　この規約施行の際、変更前の規約の規定によりカラー契約または普通契約を締結している者もしくは衛星カラー契約または衛星普通契約を締結している者は、この規約施行の日に地上契約または衛星契約にそれぞれ変更したものとみなす。

３　平成１９年６月１日から平成１９年９月３０日までの間において普通契約または衛星普通契約を締結している者については、平成１９年９月３０日までの間に、ＮＨＫが定める経過措置適用申請書をＮＨＫに提出し、平成１９年１０月１日になお白黒テレビジョン受信機のみを設置している場合は、平成１９年１０月１日以降も、当分の間、変更前の規約の契約種別および受信料額に関する規定を適用する。ＮＨＫは、この適用について、必要な確認を行なうことができる。（以下、この適用を受ける者を「経過措置適用者」という。）
４　経過措置適用者が放送受信契約の種別を変更するときは、前項の規定にかかわらず、この規約を適用する。</td><td>において、第５条の４の規定中「口座振替等による放送受信料額」を「放送受信料額」と読み替える。

（家族割引〔学生〕〔単身赴任〕に関する経過措置）
２　変更前の規約に定める家族割引〔学生〕〔単身赴任〕の適用を平成２１年１月３１日の時点で受けている放送受信契約については、この規約の家族割引を適用する。

（普通契約または衛星普通契約に関する経過措置）
３　変更前の規約の付則に規定する経過措置適用者については、当分の間、平成１８年４月１日から平成１９年９月３０日までの間に施行された規約の契約種別に関する規定を適用し、放送受信料額についてはその規約に定める口座振替等の額を適用する。ただし、放送受信料の支払方法についてはこの規約を適用し、経過措置適用者が放送受信契約の種別を変更するときも、この規約を適用する。</td></tr>
<tr><td>別表１　沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき放送受信料額（第５条第２項関係）

<table><tr><th>種別</th><th>支払区分</th><th>月　額</th><th>６か月前払額</th><th>12 か月前払額</th></tr><tr><td rowspan="2">地上契約</td><td>口座振替等</td><td>1,190 円</td><td>6,810 円</td><td>13,280 円</td></tr><tr><td>訪問集金</td><td>1,240 円</td><td>7,110 円</td><td>13,860 円</td></tr><tr><td rowspan="2">衛星契約</td><td>口座振替等</td><td>2,135 円</td><td>12,250 円</td><td>23,890 円</td></tr><tr><td>訪問集金</td><td>2,185 円</td><td>12,550 円</td><td>24,470 円</td></tr></table></td><td>別表１　沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき放送受信料額（第５条第２項関係）

<table><tr><th>種別</th><th>月　額</th><th>６か月前払額</th><th>12 か月前払額</th></tr><tr><td>地上契約</td><td>1,190 円</td><td>6,810 円</td><td>13,280 円</td></tr><tr><td>衛星契約</td><td>2,135 円</td><td>12,250 円</td><td>23,890 円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>別表２　沖縄県の区域内に居住する者の同一生計支払に関する特例における契約種別に応じて減ずる月額（第５条の４第２項関係）

<table><tr><th></th><th>減ずる月額</th></tr><tr><td>地上契約</td><td>３９５円</td></tr><tr><td>衛星契約</td><td>７０５円</td></tr></table></td><td>＜削除＞</td></tr>
</table>

４　日本放送協会受信料免除基準の変更

(1) 中国残留邦人等に対する支援給付の受給者への適用（４月１日実施）

全額免除とする「公的扶助受給者」に、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付の受給者を適用対象に追加するもの。

(2) 障害者への適用範囲の拡大（１０月１日実施）

障害者への適用範囲を、従来の身体障害者及び重度の知的障害者から、障害者基本法に定める身体障害者、知的障害者、精神障害者に広げるとともに、全額免除の適用条件である生活状態の基準を統一するもの。

変更前	変更後
日本放送協会放送受信規約第１０条第１項に定める放送受信料免除の基準は、次のとおりとする。	日本放送協会放送受信規約第１０条第１項に定める放送受信料免除の基準は、次のとおりとする。
１　全額免除 （社会福祉施設） ⑴　（略） （学校） ⑵　（略） （公的扶助受給者） ⑶　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）に規定する扶助またはらい予防法の廃止に関する法律（平成８年法律第２８号）に規定する援護を受けている者が受信機を設置して締結する放送受信契約 （身体障害者） ⑷　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）に規定する身体障害者手帳を所持する身体障害者を構成員に有する世帯（ただし、福祉事務所長または町村長が、生活保護法による保護の基準の最低生活費の額に身体障害者福祉法に基づく身体障害者特別加算額を加算した額の費用によって営まれる生活状態以下と認める世帯に限る。）で、その世帯に属する身体障害者またはその者を世帯構成員に有する者が、その住居に受信機を設置して締結する放送受信契約 （社会福祉事業施設入所者） ⑸　（略） （市町村民税非課税の重度の知的障害者） ⑹　所得税法（昭和４０年法律第３３号）に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された者（以下「知的障害者」という。）を構成員に有する世帯で、かつその世帯を構成するすべての者が市町村民税（特別区民税を含む。）非課税の場合、その世帯に属する知的障害者またはその者を世帯構成員に有する者がその住居に受信機を設置して締結する放送受信契約 （災害被災者） ⑺　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）による救助が行われた区域内において、当該救助に係る災害により半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物に受信機を設置して締結されている放送受信契約。この場合において、免除の期間は、当該救助の期間の初日の属する月およびその翌月の２か月間とする。 ⑻　⑺によるもののほか、非常災害があった場合において、免除すべき放送受信契約の範囲および免除の期間につき、あらかじめ総務大臣の承認を受けたもの	**１　全額免除** （社会福祉施設） ⑴　（略） （学校） ⑵　（略） （公的扶助受給者） ⑶　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）に規定する扶助、らい予防法の廃止に関する法律（平成８年法律第２８号）に規定する援護または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）に規定する支援給付を受けている者が受信機を設置して締結する放送受信契約 （市町村民税非課税の障害者） ⑷　別表３に掲げる障害者を構成員とする世帯で、その構成員の全員が市町村民税（特別区民税を含む。）非課税の措置を受けている場合、当該世帯の構成員のいずれかの者がその住居に受信機を設置して締結する放送受信契約 （社会福祉事業施設入所者） ⑸　（略） ＜削除＞ （災害被災者） ⑹　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）による救助が行われた区域内において、当該救助に係る災害により半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物に受信機を設置して締結されている放送受信契約。この場合において、免除の期間は、当該救助の期間の初日の属する月およびその翌月の２か月間とする。 ⑺　⑹によるもののほか、非常災害があった場合において、免除すべき放送受信契約の範囲および免除の期間につき、あらかじめ総務大臣の承認を受けたもの
２　半額免除 （視覚、聴覚障害者） ⑴　身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持する視覚障害者または聴覚障害者で住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置して締結する放送受信契約 （重度のし体不自由者） ⑵　身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持する者のうち、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第５号の障害等級１級または２級に該当する重度のし体不自由者で、住民基本台帳法にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置して締結する放送受信契約 （重度の戦傷病者） ⑶　（略）	**２　半額免除** （視覚、聴覚障害者） ⑴　身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持する視覚障害者または聴覚障害者で住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置して締結する放送受信契約 （重度の障害者） ⑵　別表４に掲げる重度の障害者（⑴に該当する者を除く。）で、住民基本台帳法にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置して締結する放送受信契約 （重度の戦傷病者） ⑶　（略）

変更前	変更後
付　則 （施行期日） １　この基準は、平成１９年４月２０日から施行する。 （経過措置） ２　この基準の施行日に改正前の基準に該当する施設で、障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号）の附則の規定により従前の例により運営することができるものは、その運営ができる日までの間は、なお従前の例による。	**付　則** （施行期日） １　この基準は、平成２０年１０月１日から施行する。ただし、第１項⑶のうち、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている者が受信機を設置して締結する放送受信契約については、平成２０年４月１日から適用する。 （経過措置） ２　平成１９年４月２０日において、その前日まで施行された基準に該当する施設で、障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号）の附則の規定により従前の例により運営ができるものは、その運営ができる日までの間は、なお従前の例による。 ３　この基準の施行日の前日に変更前の基準第１項⑷により放送受信料が免除されている放送受信契約で、この基準第１項⑷によれば放送受信料の免除を受けられないものは、当分の間、なお従前の例による。
別表１　（略）	**別表１**　（略）
別表２　（略）	**別表２**　（略）
＜新規＞	**別表３** 障害者 （身体障害者） １　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）に規定する身体障害者手帳を所持する身体障害者 （知的障害者） ２　所得税法（昭和４０年法律第３３号）または地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された者 （精神障害者） ３　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者
＜新規＞	**別表４** 重度の障害者 （重度の身体障害者） １　身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持する者のうち、障害等級が１級または２級である重度の身体障害者 （重度の知的障害者） ２　所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された者 （重度の精神障害者） ３　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者のうち、障害等級が１級である重度の精神障害者

（資料４４）

組　　織　　図

（平成２１年3月３１日現在）

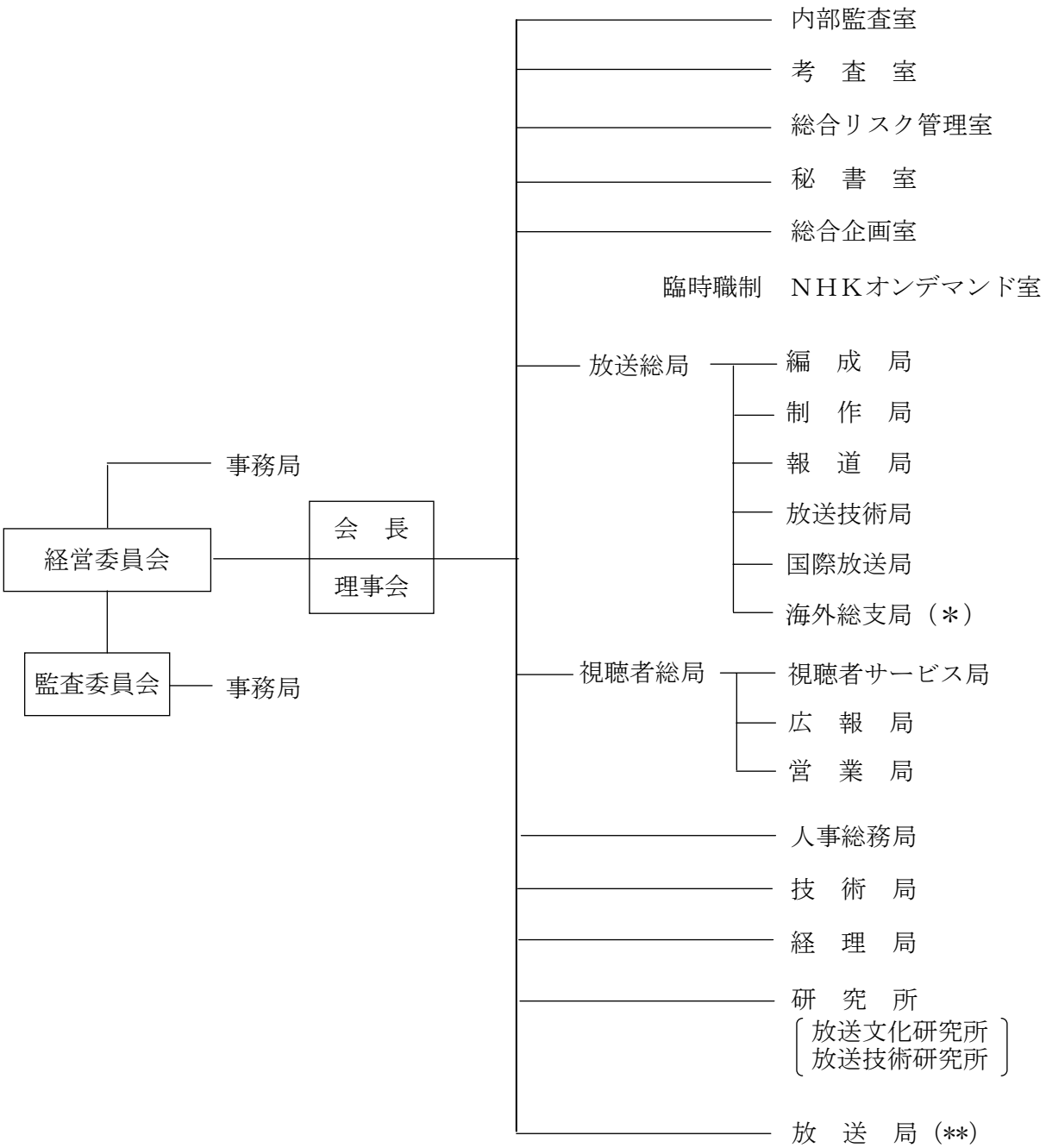

＊　総局－アジア（バンコク）、中国（北京）、ヨーロッパ（パリ）、アメリカ（ニューヨーク）
　　支局－マニラ、ジャカルタ、ハノイ、クアラルンプール、ニューデリー、イスラマバード、シドニー、ソウル、上海、広州、台北、ロンドン、ベルリン、ブリュッセル、カイロ、エルサレム、テヘラン、モスクワ、ウラジオストク、ワシントン、ロサンゼルス、サンパウロ

＊＊　（関東甲信越）長野、新潟、甲府、横浜、前橋、水戸、千葉、宇都宮、さいたま
　　（　近　畿　）大阪、京都、神戸、和歌山、奈良、大津
　　（東海・北陸）名古屋、金沢、静岡、福井、富山、津、岐阜
　　（　中　国　）広島、岡山、松江、鳥取、山口
　　（　九　州　）福岡、北九州、熊本、長崎、鹿児島、宮崎、大分、佐賀、沖縄
　　（　東　北　）仙台、秋田、山形、盛岡、福島、青森
　　（　北海道　）札幌、函館、旭川、帯広、釧路、北見、室蘭
　　（　四　国　）松山、高知、徳島、高松

（資料４５）

放　送　局　等　所　在　地

（平成２１年３月３１日現在）

〔本　部〕

放送センター	150-8001	東京都渋谷区神南２－２－１	(03)3465-1111
放送文化研究所	105-6216	東京都港区愛宕２－５－１ 愛宕ＭＯＲＩタワー１６Ｆ	(03)5400-6800
放送技術研究所	157-8510	東京都世田谷区砧１－１０－１１	(03)5494-1125

〔関東甲信越地方〕

長野放送局	380-8502	長野市稲葉２１０－２	(026)291-5200
新潟放送局	951-8508	新潟市中央区川岸町１－４９	(025)230-1616
甲府放送局	400-8552	甲府市飯田３－１０－２０	(055)222-1311
横浜放送局	231-8324	横浜市中区本町１－４	(045)212-2822
前橋放送局	371-8555	前橋市元総社町１８９	(027)251-1711
水戸放送局	310-8567	水戸市大町３－４－４	(029)232-9885
千葉放送局	260-8610	千葉市中央区中央４－１４－１４	(043)227-7311
宇都宮放送局	320-8502	宇都宮市中央３－１－２	(028)634-9155
さいたま放送局	330-9310	さいたま市浦和区常盤６－１－２１	(048)833-2041

〔近畿地方〕

大阪放送局	540-8501	大阪市中央区大手前４－１－２０	(06)6941-0431
京都放送局	602-8501	京都市上京区智恵光院丸太町下ル 主税町９６４	(075)841-4321
神戸放送局	650-8515	神戸市中央区中山手通 ２－２４－７	(078)252-5000
和歌山放送局	640-8556	和歌山市吹上２－３－４７	(073)424-8111
奈良放送局	630-8540	奈良市鍋屋町２７	(0742)26-3411
大津放送局	520-0806	大津市打出浜３－３０	(077)522-5101

〔東海・北陸地方〕

名古屋放送局	461-8725	名古屋市東区東桜１－１３－３	(052)952-7000
金沢放送局	920-8644	金沢市大手町１４－１	(076)264-7001
静岡放送局	420-8721	静岡市葵区西草深町１－２１	(054)274-1111
福井放送局	910-8680	福井市宝永３－３－５	(0776)28-8850
富山放送局	930-8502	富山市新総曲輪３－１	(076)444-6630
津放送局	514-8531	津市丸之内養正町４－８	(059)229-3000
岐阜放送局	500-8554	岐阜市京町２－３	(058)264-4611

〔中国地方〕

広島放送局	730-8672	広島市中区大手町２－１１－１０	(082)504-5111
岡山放送局	700-8621	岡山市駅元町１５－１	(086)214-4700

松江放送局	690-8601 松江市灘町１－２１	(0852)32-0700
鳥取放送局	680-8701 鳥取市寺町１００	(0857)29-9200
山口放送局	753-8660 山口市中園町２－１	(083)921-3737

〔九州地方〕

福岡放送局	810-8577 福岡市中央区六本松１－１－１０	(092)724-2800
北九州放送局	803-8555 北九州市小倉北区室町１－１－１－２０	(093)591-5002
熊本放送局	860-8602 熊本市千葉城町２－７	(096)326-8203
長崎放送局	850-8603 長崎市西坂町１－１	(095)821-1115
鹿児島放送局	892-8603 鹿児島市本港新町４－６	(099)805-7000
宮崎放送局	880-8633 宮崎市江平西２－２－１５	(0985)32-8111
大分放送局	870-8660 大分市高砂町２－３６	(097)533-2800
佐賀放送局	840-8601 佐賀市城内２－１５－８	(0952)28-5000
沖縄放送局	900-8535 那覇市おもろまち２－６－２１	(098)865-2222

〔東北地方〕

仙台放送局	980-8435 仙台市青葉区錦町１－１１－１	(022)211-1001
秋田放送局	010-0002 秋田市東通仲町４－２	(018)825-8110
山形放送局	990-8575 山形市桜町２－５０	(023)625-9511
盛岡放送局	020-8555 盛岡市上田４－１－３	(019)626-8811
福島放送局	960-8588 福島市早稲町１－２	(024)526-4333
青森放送局	030-8633 青森市松原２－１－１	(017)774-5111

〔北海道地方〕

札幌放送局	060-8703 札幌市中央区大通西１－１	(011)232-4001
函館放送局	040-8680 函館市千歳町１３－１	(0138)27-0111
旭川放送局	070-8680 旭川市６条通６－２７	(0166)24-7000
帯広放送局	080-0015 帯広市西５条南７－２－２	(0155)23-3111
釧路放送局	085-8660 釧路市幣舞町３－８	(0154)41-9191
北見放送局	090-0035 北見市北斗町２－３－２４	(0157)23-4181
室蘭放送局	051-0012 室蘭市山手町１－３－５０	(0143)22-7271

〔四国地方〕

松山放送局	790-8501 松山市堀之内５	(089)921-1111
高知放送局	780-8512 高知市本町３－３－１２	(088)823-2300
徳島放送局	770-8544 徳島市寺島本町東１－２８	(088)626-5970
高松放送局	760-8686 高松市錦町１－１２－７	(087)825-0151

（資料４６）

要　員　効　率　化　の　推　移

区分＼年度	１６	１７	１８	１９	２０
効率化	人 △94	人 △90	人 △ 403	人 △ 406	人 △ 428
要員措置	58	57	18	11	8
差引純減	△ 36	△ 33	△ 385	△ 395	△ 420

年度末人員	11,697	11,664	11,279	10,884	10,464

（資料４７）

資産、負債及び純資産（資本）の推移

（協会全体）

（単位　百万円）

区分 ＼ 年度末		２０
資産の部	流動資産	(22.5) 185,277
	固定資産	(75.9) 623,763
	特定資産	(　1.6) 13,400
	資産合計	(100.0) 822,441
負債及び純資産の部	流動負債	(23.7) 195,414
	固定負債	(　9.5) 77,785
	負債合計	(33.2) 273,200
	承継資本	(　0.0) 163
	固定資産充当資本	(52.3) 430,350
	剰余金	(14.5) 118,727
	純資産合計	(66.8) 549,241
	負債及び純資産合計	(100.0) 822,441

（注）　（ ）内は、構成比率（％）を示す。

（一般勘定）

（単位　百万円）

区分 ＼ 年度末		１６	１７	１８	１９	２０
資産の部	流動資産	(17.2) 125,255	(18.0) 129,569	(22.3) 167,046	(23.8) 187,204	(22.6) 186,497
	固定資産	(82.4) 598,141	(81.2) 585,158	(76.6) 574,508	(74.8) 587,298	(75.8) 623,616
	特定資産	(0.4) 3,000	(0.8) 5,600	(1.1) 8,200	(1.4) 10,800	(1.6) 13,400
	資産合計	(100.0) 726,397	(100.0) 720,328	(100.0) 749,755	(100.0) 785,303	(100.0) 823,513
負債・資本・純資産の部	流動負債	(27.6) 200,679	(27.3) 196,726	(28.2) 211,302	(26.5) 208,409	(23.7) 195,257
	固定負債	(9.4) 68,116	(8.6) 61,691	(7.1) 53,064	(6.9) 53,931	(9.4) 77,704
	負債合計	(37.0) 268,795	(35.9) 258,418	(35.3) 264,367	(33.4) 262,341	(33.1) 272,962
	資本	(57.0) 413,872	(58.4) 420,990	(57.3) 429,684	(54.7) 429,684	(－) －
	積立金	(5.0) 36,211	(5.1) 36,610	(4.3) 32,225	(7.1) 55,703	(－) －
	当期事業収支差金	(1.0) 7,516	(0.6) 4,309	(3.1) 23,477	(4.8) 37,573	(－) －
	資本合計	(63.0) 457,601	(64.1) 461,910	(64.7) 485,388	(66.6) 522,961	(－) －
	負債及び資本合計	(100.0) 726,397	(100.0) 720,328	(100.0) 749,755	(100.0) 785,303	(－) －
	承継資本	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(0.0) 163
	固定資産充当資本	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(52.3) 430,350
	剰余金	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(14.6) 120,036
	純資産合計	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(66.9) 550,551
	負債及び純資産合計	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(100.0) 823,513

（注）　（ ）内は、構成比率（%）を示す。

（番組アーカイブ業務勘定）

（単位　百万円）

区分 ＼ 年度末		２０
資産の部	流動資産	(36.3) 84
	固定資産	(63.7) 147
	資産合計	(100.0) 231
負債及び純資産の部	流動負債	(631.2) 1,460
	固定負債	(34.7) 80
	負債合計	(665.9) 1,540
	欠損金	(△565.9) △ 1,309
	純資産合計	(△565.9) △ 1,309
	負債及び純資産合計	(100.0) 231

（注）　（ ）内は、構成比率（%）を示す。

（受託業務等勘定）

（単位　百万円）

区分 ＼ 年度末		１６	１７	１８	１９	２０
資産の部	流動資産	4	6	4	60	53
	資産合計	4	6	4	60	53
負債及び純資産の部	流動負債	4	6	4	60	53
	負債合計	4	6	4	60	53
	負債及び純資産合計	4	6	4	60	53

◇ 構成比率　　(%)

区分＼年度末	１６	１７	１８	１９	２０
固定資産（対資産合計）	82.4	81.2	76.6	74.8	75.9
負債（対負債・純資産合計）	37.0	35.9	35.3	33.4	33.2
自己資本（対負債・純資産合計）	63.0	64.1	64.7	66.6	66.8

◇ 財務比率　　(%)

区分＼年度末	１６	１７	１８	１９	２０
固定比率（固定資産／自己資本）	130.7	126.7	118.4	112.3	113.6
流動比率（流動資産／流動負債）	62.4	65.9	79.1	89.8	94.8

◇ 回転率、減価償却率

区分＼年度	１６	１７	１８	１９	２０
総資本回転率（経常事業収入／自己資本＋負債）	回／年 0.95	0.93	0.92	0.89	0.82
自己資本回転率（経常事業収入／自己資本）	回／年 1.51	1.47	1.43	1.36	1.24
減価償却率（減価償却費／償却資産額＋減価償却費）	% 14.7	15.2	15.1	14.8	14.9

（注）　自己資本及び負債の算出にあたっては、前期末・当期末の平均値を用いた。

（参考）外部資金残高の推移

（単位　百万円）

区分＼年度末	１６	１７	１８	１９	２０
総額	46,805	39,162	28,598	27,084	26,306
放送債券	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000
長期借入金	20,805	13,162	2,598	1,084	306

（注）　平成20年度末の長期借入金の借入先別金額は、都市銀行273百万円、協同組織金融機関24百万円、生命保険会社7百万円。

（資料４８）

損　益　の　推　移

（協会全体）

（単位　百万円）

区分＼年度		２０
経常事業収支	経常事業収入	662,402
	受信料	649,446
	交付金収入	3,339
	視聴料収入	50
	副次収入	7,698
	受託業務等収入	1,868
	経常事業支出	630,996
	国内放送費	272,652
	国際放送費	10,693
	既放送番組配信費	1,089
	受託業務等費	715
	契約収納費	59,357
	受信対策費	1,612
	広報費	3,576
	調査研究費	9,916
	給与	124,497
	退職手当・厚生費	54,107
	共通管理費	12,243
	減価償却費	69,749
	未収受信料欠損償却費	10,784
	経常事業収支差金	31,406
経常事業外収支	経常事業外収入	11,976
	財務収入	9,563
	雑収入	2,412
	経常事業外支出	15,577
	財務費	15,577
	経常事業外収支差金	△ 3,601
経常収支差金		27,805
特別収支	特別収入	1,670
	特別支出	3,195
当期事業収支差金		26,279

当期事業収支差金	26,279
資本支出充当	3,378
事業収支剰余金	22,901

（一般勘定）

（単位　百万円）

区分＼年度		１６	１７	１８	１９	２０
経常事業収支	経常事業収入	(0.8) 685,493	(△1.5) 674,946	(0.1) 675,606	(1.4) 684,795	(△3.4) 661,610
	受信料	(0.4) 673,665	(△1.5) 663,515	(0.1) 664,462	(1.3) 672,985	(△3.5) 649,446
	交付金収入	2,394	2,497	2,276	2,608	3,339
	副次収入	9,434	8,933	8,868	9,202	8,824
	経常事業支出	(1.3) 667,623	(△0.2) 666,089	(△2.0) 652,619	(△1.7) 641,676	(△2.0) 628,888
	国内放送費	265,123	244,858	251,674	259,859	272,652
	国際放送費	6,819	6,915	6,936	7,887	10,693
	契約収納費	61,348	64,014	64,567	61,229	59,357
	受信対策費	1,950	1,615	1,650	1,454	1,612
	広報費	3,081	3,165	3,212	3,194	3,438
	調査研究費	8,713	6,977	7,512	7,849	9,916
	給与	141,099	136,699	132,510	128,322	124,404
	退職手当・厚生費	63,854	56,937	52,031	50,164	54,072
	共通管理費	12,904	11,696	11,461	11,967	12,219
	減価償却費	70,075	72,123	70,481	67,990	69,737
	未収受信料欠損償却費	32,653	61,086	50,580	41,758	10,784
	経常事業収支差金	17,869	8,856	22,987	43,119	32,721
経常事業外収支	経常事業外収入	3,464	3,815	8,184	8,560	11,976
	財務収入	2,997	3,157	6,326	6,009	9,563
	雑収入	467	657	1,857	2,551	2,412
	経常事業外支出	16,847	15,736	14,532	15,485	15,583
	財務費	16,847	15,736	14,532	15,485	15,583
	経常事業外収支差金	△13,382	△11,921	△ 6,347	△ 6,924	△ 3,607
経常収支差金		4,487	△ 3,064	16,640	36,194	29,114
特別収支	特別収入	10,439	16,721	10,069	4,192	1,670
	特別支出	7,410	9,347	3,231	2,813	3,195
当期事業収支差金		7,516	4,309	23,477	37,573	27,589

当期事業収支差金	7,516	4,309	23,477	37,573	27,589
資本支出充当	7,118	3,719	－	829	3,378
事業収支剰余金	398	590	23,477	36,744	24,211

（注）　（　）内は、対前年度増加率（%）を示す。

（番組アーカイブ業務勘定）

（単位　百万円）

区分 ＼ 年度		２０
経常事業収支	経常事業収入	50
	視聴料収入	50
	経常事業支出	1,416
	既放送番組配信費	1,112
	広報費	138
	給与	93
	退職手当・厚生費	35
	共通管理費	26
	減価償却費	11
	経常事業収支差金	△1,366
経常事業外収支	経常事業外収入	56
	財務収入	56
	雑収入	0
	経常事業外収支差金	56
経常収支差金		△1,309
当期事業収支差金		△1,309

（受託業務等勘定）

（単位　百万円）

区分＼年度		１６	１７	１８	１９	２０
経常事業収支	経常事業収入	920	1,007	1,030	1,020	1,868
	受託業務等収入	920	1,007	1,030	1,020	1,868
	経常事業支出	738	809	830	816	1,576
	受託業務等費	738	809	830	816	1,576
	経常事業収支差金	182	198	199	203	291
経常事業外収支	経常事業外支出	38	43	43	45	50
	財務費	38	43	43	45	50
	経常事業外収支差金	△　38	△　43	△　43	△　45	△　50
当期事業収支差金		144	154	156	158	240
当期事業収支差金		144	154	156	158	240
一般勘定への繰入れ		144	154	156	158	240

（資料４９）

キャッシュ・フロー

（協会全体）

（単位　百万円）

区　分 ＼ 年　度	２０
Ⅰ　事業活動によるキャッシュ・フロー	93,678
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	△100,390
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	△　1,389
Ⅳ　現金及び現金同等物の増減額	△　8,101
Ⅴ　現金及び現金同等物の期首残高	131,343
Ⅵ　現金及び現金同等物の期末残高	123,241

（資料５０）

収　入　支　出　決　算　表

（一般勘定）

（事業収支）

（単位　百万円）

区　　分	予　　算　　額					決算額	予算残額
	当初額	予算総則に基づく増減額			合　計		
		第４条第１項流用	第６条予備費	第13条受託研究			
事　業　収　入	657,505	－	－	169	657,675	664,473	△ 6,797
受　信　料	635,077	－	－	－	635,077	638,662	△ 3,584
交付金収入	3,346	－	－	－	3,346	3,339	6
副次収入	10,088	－	－	169	10,257	8,824	1,432
財務収入	5,809	－	－	－	5,809	9,563	△ 3,753
雑　収　入	500	－	－	－	500	2,412	△ 1,912
特別収入	2,684	－	－	－	2,684	1,670	1,013
事　業　支　出	647,248	－	－	169	647,417	636,884	10,533
国内放送費	277,460	－	295	－	277,756	272,652	5,103
国際放送費	11,122	－	－	－	11,122	10,693	428
契約収納費	59,020	－	388	－	59,408	59,357	51
受信対策費	1,657	－	－	－	1,657	1,612	45
広　報　費	3,590	－	－	－	3,590	3,438	152
調査研究費	9,233	－	666	135	10,035	9,916	119
給　　与	129,021	△ 2,820	－	22	126,224	124,404	1,819
退職手当･厚生費	51,258	2,820	－	9	54,087	54,072	15
共通管理費	12,729	－	－	－	12,729	12,219	510
減価償却費	71,865	△ 1,500	－	－	70,365	69,737	627
財　務　費	14,999	590	－	2	15,592	15,583	8
特別支出	2,288	910	－	－	3,198	3,195	2
予　備　費	3,000	－	△ 1,350	－	1,649	－	1,649
事業収支差金	10,257	－	－	－	10,257	27,589	△17,331
資本支出への充当	3,378	－	－	－	3,378	3,378	－
債務償還充当	3,378	－	－	－	3,378	3,378	－
翌年度以降の財政安定のための繰越金	6,879	－	－	－	6,879	24,211	△17,331

なお、翌年度以降の財政安定のための繰越金は、20年度末116,658百万円であった。

（注）本表における受信料は、損益計算書における受信料から未収受信料欠損償却費を控除した金額である。

（資本収支）

（単位　百万円）

区　分	予　算　額			決算額	繰越額	予算残額
	当初額	予算総則に基づく増減額 第５条第２項繰越	合　計			
資本収入	80,478	3,403	83,881	78,511	2,060	3,309
事業収支差金受入れ	3,378	－	3,378	3,378	－	－
減価償却資金受入れ	71,865	－	71,865	69,737	－	2,127
資産受入れ	2,675	3,403	6,078	5,395	1,518	△　836
長期借入金	2,560	－	2,560	－	541	2,018
資本支出	80,478	3,403	83,881	78,511	2,060	3,309
建設費	76,900	3,403	80,303	74,933	2,060	3,309
出資	200	－	200	200	－	－
放送債券償還積立資産繰入れ	2,600	－	2,600	2,600	－	－
長期借入金返還金	778	－	778	778	－	－
資本収支差金	－	－	－	0	－	△　0

（番組アーカイブ業務勘定）

（事業収支）

（単位　百万円）

区　　分	予　　算　　額			決　算　額	予算残額
	当　初　額	予算総則に基づく増減額 第４条第１項流　用	合　　計		
事　業　収　入	485	－	485	107	377
視聴料収入	418	－	418	50	367
財　務　収　入	66	－	66	56	9
雑　　収　入	－	－	－	0	△　0
事　業　支　出	1,887	－	1,887	1,416	470
既放送番組配信費	1,528	－	1,528	1,112	415
広　　報　費	142	－	142	138	4
給　　与	95	△　2	93	93	0
退職手当・厚生費	32	2	35	35	0
共通管理費	32	－	32	26	6
減価償却費	55	－	55	11	44
事業収支差金	△ 1,402	－	△ 1,402	△ 1,309	△　92

（資本収支）

（単位　百万円）

区　　分	予　　算　　額			決　算　額	予算残額
	当　初　額	予算総則に基づく増減額	合　　計		
資　本　収　入	55	－	55	11	44
減価償却資金受入れ	55	－	55	11	44
資　本　支　出	55	－	55	11	44
建　　設　費	55	－	55	11	44
資本収支差金	－	－	－	－	－

（受託業務等勘定）

（事業収支）

（単位　百万円）

区　　分	予　　算　　額			決　算　額	予算残額
	当　初　額	予算総則に基づく増減額	合　　計		
事　業　収　入	1,908	－	1,908	1,868	39
受託業務等収入	1,908	－	1,908	1,868	39
事　業　支　出	1,683	－	1,683	1,627	55
受託業務等費	1,626	－	1,626	1,576	49
財　務　費	57	－	57	50	6
事業収支差金	225	－	225	240	△　15

（資料５１）

衛星放送に係る収入と経費の推移

（単位　百万円）

区分＼年度	１６	１７	１８	１９	２０
衛星放送に係る収入（A）	122,437	119,303	123,398	128,956	134,131
衛星付加受信料	122,018	119,137	123,279	128,896	134,055
副次収入等	419	165	118	60	75
衛星放送の実施に要する経費（B）	121,933	118,225	121,322	124,434	127,485
事業運営費	106,008	102,656	106,534	109,416	113,666
減価償却費	13,970	13,648	12,854	12,940	11,659
財務費	1,955	1,920	1,933	2,077	2,158
差額（A－B）	503	1,077	2,075	4,522	6,645

（注）　一般勘定の事業収支のうち衛星放送に係る収入と経費を計上。
20年度末における収入と支出の差額の累計は2,673百万円。

（資料５２）

受信料、収納率、欠損率等の推移

（単位　百万円）

区分＼年度	１６	１７	１８	１９	２０
受信料	673,665	663,515	664,462	672,985	649,446
当年度収納額	636,282	599,350	609,603	627,107	633,591
当年度末収納率	94.45%	90.33%	91.74%	93.18%	97.56%
欠損引当金計上額	32,653	61,086	50,580	41,758	10,784
翌年度回収額	2,644	6,343	5,135	4,477	——
確定収納率	94.84%	91.29%	92.52%	93.85%	——
欠損率	5.16%	8.71%	7.48%	6.15%	——

（資料５３）

交 付 金 収 入 の 推 移

（単位　百万円）

区分＼年度	１６	１７	１８	１９	２０
総　　額	2,394	2,497	2,276	2,608	3,339
ラジオ国際放送関係 *1	2,273	2,273	2,256	2,157	1,806
テレビジョン国際放送関係 *1	－	－	－	300	1,522
選挙放送関係 *2	120	224	19	150	10

〔昭和26年度以降の交付金収入の累計額は61,273百万円であり、全額を当該年度の国際放送及び政見・経歴放送の実施経費に充てている。〕

＊１　総務大臣が放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送を行うことを要請したことによる費用の国庫負担分（放送法第33条、第35条）。

＊２　衆議院議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙に関する政見・経歴放送に要した費用の国庫又は当該都道府県負担分（公職選挙法第150条、第151条、第263条、第264条）。

（参考）国際放送実施経費の推移

ラジオ　（単位　百万円）

区分＼年度	１６	１７	１８	１９	２０
経費総額（A）	8,538	8,450	7,941	7,210	7,401
交付金（B）	2,273	2,273	2,256	2,157	1,806
協会負担額	6,265	6,177	5,685	5,053	5,594
交付金の比率 $\left[\frac{B}{A}\right]$	26.6%	26.9%	28.4%	29.9%	24.4%

テレビジョン　（単位　百万円）

区分＼年度	１６	１７	１８	１９	２０
経費総額（A）	2,746	2,703	3,061	4,818	7,636
交付金（B）	－	－	－	300	1,522
協会負担額	2,746	2,703	3,061	4,518	6,114
交付金の比率 $\left[\frac{B}{A}\right]$	－	－	－	6.2%	19.9%

（資料５４）

副　次　収　入　の　推　移

（単位　百万円）

区分＼年度	１６	１７	１８	１９	２０
総額	9,434	8,933	8,868	9,202	8,824
うち、子会社等からの副次収入	7,622	7,099	6,883	7,380	7,091
一般業務収入	8,570	7,992	7,946	8,264	7,698
放送番組の多角的活用	6,251	5,450	5,408	5,489	5,318
放送番組テキストの出版	653	727	566	436	574
技術協力・特許実施許諾	422	651	831	1,229	807
施設利用料	1,203	1,126	1,101	1,077	969
番組コンクール賞金等	39	36	37	31	27
番組アーカイブ業務収入	－	－	－	－	25
受託業務等収入	864	940	922	938	1,101
事業収入に占める割合	1.41%	1.41%	1.38%	1.40%	1.33%

（資料５５）

業務別事業経費の推移

（単位　百万円）

区分＼年度	１６	１７	１８	１９	２０
事業支出	(100.0) 659,228	(100.0) 630,087	(100.0) 619,803	(100.0) 618,217	(100.0) 636,884
業務別経費	(96.3) 634,970	(96.0) 605,003	(97.2) 602,039	(97.1) 599,918	(97.1) 618,104
国内放送	(73.2) 482,329	(72.6) 457,107	(73.5) 455,509	(73.8) 456,514	(74.0) 471,151
国際放送	(1.7) 11,285	(1.7) 11,154	(1.8) 11,002	(2.0) 12,029	(2.4) 15,038
契約収納	(12.2) 80,430	(13.0) 81,913	(13.2) 81,690	(12.6) 78,061	(11.9) 75,965
受信対策	(1.1) 7,211	(1.0) 6,577	(1.0) 6,372	(1.0) 6,097	(1.0) 6,260
広報	(0.6) 4,249	(0.7) 4,263	(0.7) 4,279	(0.7) 4,243	(0.7) 4,483
調査研究	(2.9) 19,412	(2.7) 16,583	(2.8) 16,941	(2.8) 17,127	(3.0) 19,238
管理	(4.6) 30,052	(4.3) 27,403	(4.2) 26,241	(4.2) 25,844	(4.1) 25,966
財務費等	(3.7) 24,257	(4.0) 25,084	(2.8) 17,763	(2.9) 18,299	(2.9) 18,779

（注）１　事業支出のうち、給与及び退職手当・厚生費については各業務別の要員数に応じて、減価償却費については資産の運用形態に応じて、各業務へ配分。
　　２　（ ）内は、構成比率（%）を示す。

（資料５６）

子 会 社 等 系 統 図

（平成２１年3月３１日現在）

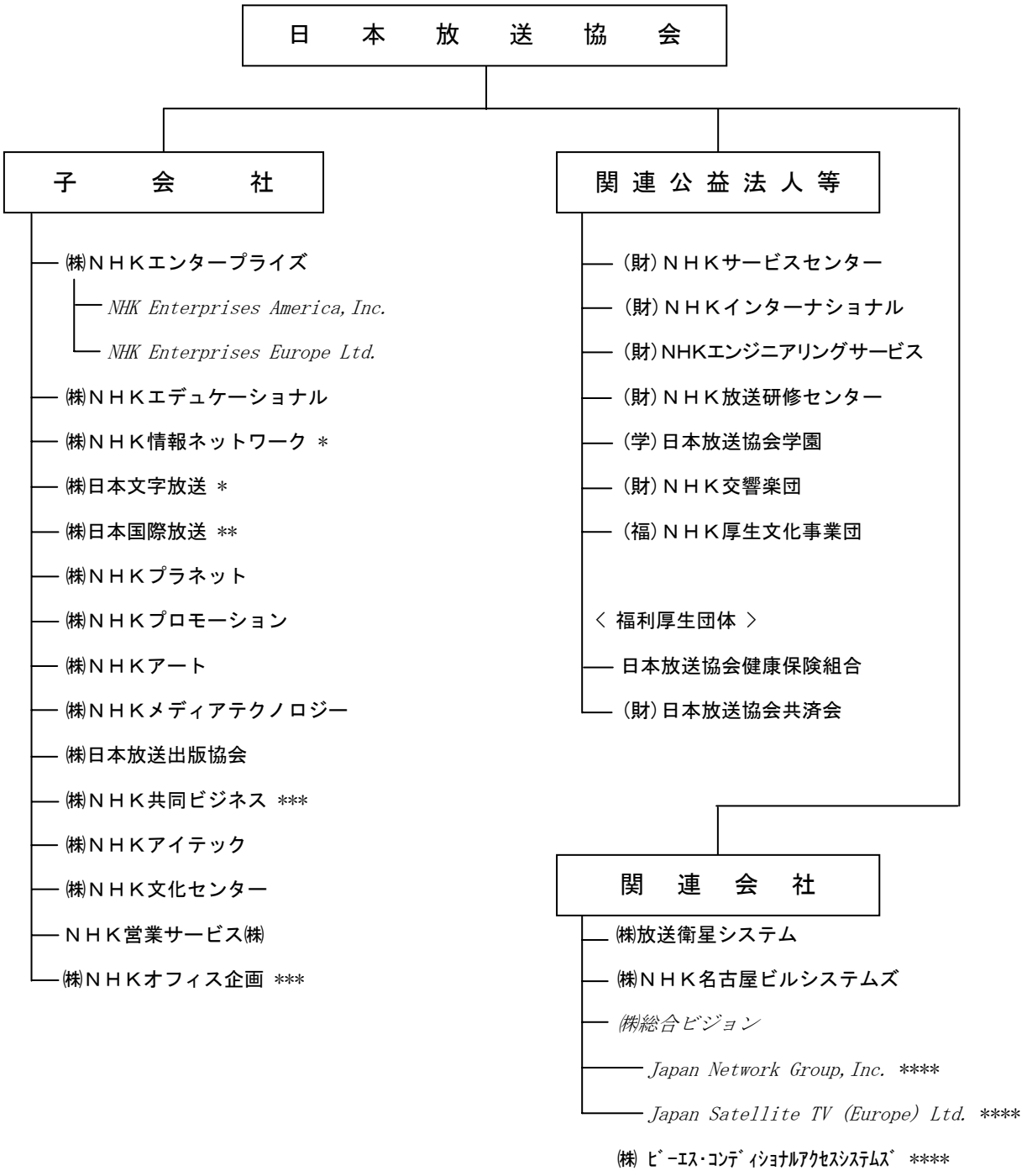

（注）１ (財)は財団法人、(学)は学校法人、(福)は社会福祉法人
２ 斜字体で表記している会社は、協会の直接出資のない会社
３ *の２社は、平成２１年４月１日付合併（新社名「㈱ＮＨＫグローバルメディアサービス」）
４ **の１社は、平成２０年４月４日付新設
５ ***の２社は、平成２１年４月１日付合併（新社名「㈱ＮＨＫビジネスクリエイト」）
６ ****の３社は、改正放送法の施行に伴い関連会社化

（資料５７）

子　会　社　等　の　概　要

（平成２１年３月３１日現在）

＜子会社＞

会社名 所在地 設立年月 代表者 ホームページ	事業内容	資本金 協会出資額 （比率%） (*1)	売上高 当期純利益 剰余金等 配当総額 協会の受取配当額 (*2)		役員数 役員兼任数 協会退職者数 従業員数 協会退職者数 (*3)	協会支払額 (*4)	協会の副次収入額 (*4)
			19年度	20年度			
NHKエンタープライズ 東京都渋谷区神山町4-14 平成元年6月 社長　小野　直路 http://www.nhk-ep.co.jp/	○協会の委託による放送番組の制作、購入、販売 ○協会の委託による映像国際放送業務 ○協会の委託によるケーブルテレビ事業者への放送番組の提供 ○各種映像ソフトの制作、販売 ○各種催物の企画、実施　等	万円 125,000 101,890 (80.7) [97.3]	百万円 44,039 709 14,504 2,748 2,218	百万円 46,542 645 12,402 626 505	人 15(9) 2(0) 8(6) 449 113	百万円 34,446 (31,504)	百万円 1,348 (1,509)
NHKエデュケーショナル 東京都渋谷区神山町9-2 平成元年5月 社長　軍司　達男 http://www.nhk-ed.co.jp/	○協会の委託による教育・教養番組の制作、購入 ○放送大学学園番組の制作 ○主として教育に関する映像ソフトの制作、販売 ○主として教育に関する催物の企画、実施　等	10,000 6,700 (67.0) [100.0]	18,204 580 4,963 1,003 672	19,957 427 4,387 149 99	9(6) 2(0) 7(6) 208 38	14,742 (12,703)	1,652 (1,678)
NHK情報ネットワーク 東京都渋谷区神山町9-2 昭和63年2月 社長　平田　哲 http://www.nhk-jn.co.jp/	○協会の委託によるニュース、スポーツ番組の制作、購入 ○協会の委託による回線コーディネーション業務　等	30,000 20,950 (69.8) [90.7]	14,940 887 8,539 1,810 1,264	15,230 329 7,058 315 220	11(7) 3(0) 8(7) 292 100	12,606 (12,325)	740 (814)
日本文字放送 東京都渋谷区宇田川町7-13 昭和60年11月 社長　三代　修 http://www.telemo.co.jp/	○協会の委託による補完放送番組の制作 ○文字・図形情報コンテンツ及びデータベースの研究開発・制作、提供、販売　等	16,100 4,000 (24.8) [100.0]	1,801 270 1,103 － －	1,601 176 668 121 36	6(2) 2(0) 3(2) 35 13	1,405 (1,458)	11 (88)
日本国際放送 東京都渋谷区宇田川町7-7 平成20年4月 社長　髙島　肇久 http://jibtv.com/	○協会の委託による外国人向けテレビジョン国際放送番組の制作、送出、受信環境整備 ○外国人向け独自番組の制作、放送、販売　等	39,000 20,000 (51.3) [61.5]	－ － － － －	763 △125 △125 － －	12(2) 3(0) 4(2) 34 5	800 (－)	1 (－)

＊1　比率は議決権保有割合。[ ]内は子会社保有分を含めた議決権保有割合。

＊2　百万円未満切捨て。売上高・事業収入の※は消費税込み。
剰余金等は利益処分前の額で、利益準備金を含み、資本準備金、評価差額金を含まない。
20年度の額には、21年6月23日現在の見込みを含む。

＊3　( )内は常勤役員数の再掲。役員兼任数は協会職員（関連公益法人等は協会役職員）による兼任数。

＊4　百万円未満切捨て。消費税込み。( )内は19年度の額。

会社名 所在地 設立年月 代表者 ホームページ	事業内容	資本金 協会出資額 （比率%） (*1)	売上高 当期純利益 剰余金等 配当総額 協会の受取配当額 (*2) 19年度	 20年度	役員数 役員兼任数 協会退職者数 従業員数 協会退職者数 (*3)	協会支払額 (*4)	協会の 副次収入額 (*4)
NHKプラネット 東京都渋谷区神山町4-14 昭和63年12月 社長　佐藤　悠 http://www.nhk-pn.jp/ ※4月1日、NHKきんきメディアプラン、NHK中部ブレーンズ、NHKちゅうごくソフトプラン、NHK九州メディス、NHK東北プランニング、NHK北海道ビジョンが、NHKきんきメディアプランを存続会社として合併	○協会の委託による主に地域文化・社会を素材とした放送番組の制作 ○各種映像ソフトの制作、販売 ○各種催物の企画、実施　等	万円 35,850 18,594 (52.2) [84.8]	百万円 (きんき) 3,064 106 896 37 19 (中部) 1,657 11 257 2 1 (ちゅうごく) 553 3 99 2 1 (九州) 539 7 225 2 1 (東北) 605 5 318 2 1 (北海道) 616 23 101 2 1	百万円 8,088 78 1,938 25 13	人 9(3) 3(0) 5(3) 195 36	百万円 4,539 (きんき) (1,302) (中部) (639) (ちゅうごく) (310) (九州) (389) (東北) (319) (北海道) (512)	百万円 194 (きんき) (181) (中部) (8) (ちゅうごく) (0) (九州) (5) (東北) (2) (北海道) (6)
NHKプロモーション 東京都渋谷区神山町5-5 昭和52年10月 社長　横里　幸一 http://www.nhk-p.co.jp/	○協会の放送番組に関連した催物の企画、実施 ○各種催物の企画、実施　等	10,000 5,700 (57.0) [94.0]	※6,796 82 1,388 16 9	※5,903 189 1,561 236 134	10(5) 2(0) 6(5) 48 6	637 (630)	186 (246)
NHKアート 東京都渋谷区富ヶ谷1-14-7 昭和36年7月 社長　溝田　謙 http://www.nhk-art.co.jp/	○協会の委託による放送番組の制作に係る美術業務 ○コンピューターグラフィックソフトの企画、制作 ○展示装飾等の一般美術業務等	20,000 12,670 (63.4) [96.9]	14,144 334 1,150 10 6	14,919 452 1,592 20 12	8(4) 3(0) 4(3) 234 10	9,891 (9,323)	3 (3)

会社名 所在地 設立年月 代表者 ホームページ	事業内容	資本金 協会出資額 （比率%） (*1)	売上高 当期純利益 剰余金等 配当総額 協会の受取配当額 (*2) 19年度	 20年度	役員数 役員兼任数 協会退職者数 従業員数 協会退職者数 (*3)	協会支払額 (*4)	協会の副次収入額 (*4)
NHKﾒﾃﾞｨｱﾃｸﾉﾛｼﾞｰ 東京都渋谷区神山町4-14 昭和59年10月 社長　近藤　達彦 http://www.nhk-mt.co.jp/ ※4月1日、NHKテクニカルサービス（NTS）とNHKコンピューターサービス（NCS）が、NTSを存続会社として合併	○協会の委託による放送番組の制作に係る技術業務 ○各種映像ソフトの制作に係る技術業務 ○協会の委託によるコンピューターシステムの管理運用、情報処理 ○ソフトウェアの開発、販売、情報提供、コンサルティング　等	万円 38,000 26,698 (70.5) [93.3]	百万円 (NTS) 17,448 598 7,216 567 397 (NCS) 7,311 130 1,558 32 22	百万円 26,280 547 8,752 191 135	人 13(8) 4(0) 9(8) 1,107 305	百万円 19,441 (NTS) (11,463) (NCS) (6,690)	百万円 38 (NTS) (39) (NCS) (0)
日本放送出版協会 東京都渋谷区宇田川町41-1 昭和6年4月 社長　遠藤　絢一 http://www.nhk-book.co.jp/	○協会の放送番組に係るテキストの発行 ○協会の放送番組に関連する図書、雑誌の出版 ○各種書籍、ビデオ、CD-ROM等の発行 ○音楽著作権の管理　等	6,480 3,300 (50.9) [68.9]	21,234 △657 12,190 7 3	21,439 652 12,834 7 3	10(7) 2(0) 6(5) 295 23	65 (53)	817 (689)
NHK共同ビジネス 東京都渋谷区神南1-13-8 昭和56年2月 社長　土谷　信夫 http://www.nhk-kb.co.jp/	○協会の建物、設備等の総合管理業務 ○協会子会社等入居ビルの所有、管理、運営 ○協会及び子会社等所有の車両の運行管理　等	15,500 4,000 (12.8) [73.6]	5,939 431 5,487 151 19	6,192 419 5,755 147 19	10(6) 2(0) 7(6) 262 48	2,874 (2,868)	35 (40)
NHKアイテック 東京都渋谷区神南1-4-1 昭和44年7月 社長　中西　義明 http://nhkitec.com/	○協会の委託による放送設備、共同受信設備の建設、保全 ○スタジオ設備等の設計、施工等	30,000 15,100 (50.3) [58.7]	38,903 798 10,550 279 140	45,774 1,758 12,029 1,020 513	14(8) 3(0) 6(6) 769 159	24,251 (15,870)	78 (79)
NHK文化センター 東京都港区南青山1-1-1 昭和53年12月 社長　出田　幸彦 http://www.nhk-cul.co.jp/	○教養、趣味、実用、健康等の各種講座の運営を通じた協会の放送番組の利用促進 ○各種講演会等の企画、実施	20,000 2,000 (10.0) [75.0]	9,599 46 1,538 14 1	9,545 3 1,528 — —	8(4) 2(0) 5(4) 194 53	28 (27)	96 (96)
NHK営業サービス 東京都渋谷区富ヶ谷1-17-10 平成2年1月 社長　井橋　光平 http://www.nhk-nbs.co.jp/	○協会の委託による受信料関係の事務、情報処理、受信相談の受付　等	15,000 12,000 (80.0) [95.0]	7,825 389 3,005 640 512	8,526 274 2,639 96 76	8(5) 2(0) 6(5) 621 126	8,299 (7,513)	— (—)
NHKオフィス企画 東京都渋谷区神山町7-10 昭和40年4月 社長　岡野　輝男 http://www.nhk-office.co.jp/	○協会の委託による編成に関する各種データの処理 ○協会の放送番組の台本等の印刷 ○協会の委託による固定資産・物品等の調達・管財業務、協会の勤務・給与業務の人事管理業務　等	5,000 1,000 (20.0) [96.2]	3,279 110 1,677 39 7	4,202 42 1,626 54 12	8(4) 3(0) 4(4) 167 13	2,635 (2,075)	0 (0)

会社名 所在地 設立年月 代表者 ホームページ	事業内容	資本金 協会出資額 （比率%） (*1)	売上高 当期純利益 剰余金等 配当総額 協会の受取配当額 (*2)		役員数 役員兼任数 協会退職者数 従業員数 協会退職者数 (*3)	協会支払額 (*4)	協会の副次収入額 (*4)
			19年度	20年度			
NHK Enterprises America 437 Fifth Avenue, New York, N.Y. 10016 U.S.A. 1988年8月 社長　布施　実	○アメリカ地域における協会関連番組の制作とその支援業務 ○協会関連番組の制作等に関するリサーチ・コーディネーション業務　等	万$ 250 — (　0) [52.0]	万$ 1,989 51 907 20 —	万$ 1,838 15 902 — —	人 3(　1) 0(　0) 3(　1) 16 0	百万円 2 (3)	百万円 — (—)
NHK Enterprises Europe 4 Millbank, Westminster London, SW1P 3JA U.K. 1990年11月 社長　岡田　俊郎	○ヨーロッパ地域における協会関連番組の制作とその支援業務 ○協会関連番組の制作等に関するリサーチ・コーディネーション業務　等	万£ 41 — (　0) [51.2]	万£ 345 13 272 — —	万£ 481 24 297 — —	3(　1) 0(　0) 3(　1) 10 0	0 (—)	— (—)

＜関連会社＞

会社名 所在地 設立年月 代表者 ホームページ	事業内容	資本金 協会出資額 （比率%） (*1)	売上高 当期純利益 剰余金等 配当総額 協会の受取配当額 (*2) 19年度	 20年度	役員数 役員兼任数 協会退職者数 従業員数 協会退職者数 (*3)	協会支払額 (*4)	協会の副次収入額 (*4)
放送衛星システム 東京都渋谷区富ヶ谷1-16-4 平成5年4月 社長　竹中　一夫 http://www.b-sat.co.jp/	○放送衛星の調達 ○放送衛星の中継器の譲渡、リース ○放送衛星の管制 ○受託放送事業　等	万円 1,500,000 749,970 (49.998) [49.998]	百万円 7,442 870 4,839 — —	百万円 8,954 663 5,503 — —	人 16(5) 4(0) 3(2) 57 15	百万円 2,956 (2,117)	百万円 166 (196)
NHK名古屋ビルシステムズ 名古屋市東区東桜1-13-3 平成2年12月 社長　長縄　年延 http://www.nhk-nb.co.jp/	○NHK名古屋放送センタービル施設の維持、管理、運営等	2,000 1,000 (50.0) [50.0]	666 0 59 — —	646 1 61 — —	8(2) 3(0) 1(1) 6 3	457 (487)	18 (20)
総合ビジョン 東京都港区赤坂9-5-24 昭和61年1月 社長　秋田　敏彰 http://www.sogovision.co.jp/	○放送、有線テレビジョン、ビデオソフト用映像素材の企画、制作、販売　等	20,000 — (　0) [25.0]	2,150 101 959 10 —	2,910 156 1,106 10 —	9(4) 0(0) 5(3) 12 2	1,328 (1,211)	169 (140)
Japan Network Group 100 Broadway,15th floor,N.Y. 10005 U.S.A. 1990年12月 社長　谷村　啓	○北米地域における衛星、ケーブルテレビ等を利用した番組供給事業　等	万$ 1,612 — (　0) [19.9]	万$ 1,266 306 △936 — —	万$ 1,281 277 △658 — —	9(3) 0(0) 5(2) 18 0	0 (—)	— (—)
Japan Satellite TV(Europe) 65 Clifton Street, London, EC2A 4JE, U.K. 1989年11月 社長　西村　泰顕	○欧州地域における衛星、ケーブルテレビ等を利用した番組供給事業　等	万£ 1,225 — (　0) [13.8]	万£ 634 75 △598 — —	万£ 668 52 △549 — —	8(3) 0(0) 5(2) 14 0	0 (0)	— (—)
ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ 東京都渋谷区神宮前6-23-17 平成12年2月 社長　浦崎　宏 http://b-cas.co.jp	○BSデジタル放送の有料放送・自動表示メッセージ及びデジタル放送の番組の著作権保護等に使用する限定受信方式(B-CAS方式)の統括的な運用・管理　等	万円 150,000 27,630 (18.4) [18.4]	百万円 9,869 313 614 — —	百万円 9,825 △52 562 — —	12(4) 1(0) 1(1) 13 3	1,207 (1,341)	— (—)

＜関連公益法人等＞

会社名 所在地 設立年月 代表者 ホームページ	事業内容	基本財産	事業収入 (*2)		役員数 役員兼任数 協会退職者数 従業員数 協会退職者数 (*3)	協会支払額 (*4)	協会の副次収入額 (*4)
			19年度	20年度			
NHKサービスセンター 東京都渋谷区宇田川町41-1 昭和26年2月 理事長 大島 敏男 http://www.nhk-sc.or.jp/	○協会の委託による番組情報誌の発行及び番組公開、展示、広報業務 ○協会の委託による放送番組・素材の保存 等	万円 30,000	百万円 12,583	百万円 12,336	人 13(6) 1(0) 3(3) 274 106	百万円 6,594 (6,828)	百万円 811 (624)
NHKインターナショナル 東京都渋谷区宇田川町7-13 昭和55年7月 理事長 諸星 衛 http://www.nhkint.or.jp/	○協会の委託による外国の放送事業者等への放送番組の提供 ○協会の放送番組を中心とした国際番組ライブラリー事業の運営 等	10,000	1,277	1,791	10(3) 1(0) 3(3) 27 11	1,082 (619)	29 (18)
NHKｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞｻｰﾋﾞｽ 東京都世田谷区砧1-10-11 昭和56年12月 理事長 市川 和哉 http://www.nes.or.jp/	○協会の委託による協会の研究開発に基づく技術移転、特許の周知、斡旋 ○音響、映像、無線等に関する調査研究並びに機器の試験、評価 等	3,000	※986	※1,619	11(3) 1(0) 3(3) 58 19	732 (540)	625 (822)
NHK放送研修センター 東京都世田谷区砧1-10-11 昭和60年8月 理事長 内村 正教 http://www.nhk-cti.jp/	○協会の委託による協会職員に対する研修 ○一般放送事業者の従業員等に対する研修 ○ことば、映像によるコミュニケーション技術の普及 等	10,000	※1,548	※1,586	13(3) 1(0) 3(3) 70 37	722 (1,070)	57 (57)
日本放送協会学園 国立市富士見台2-36-2 昭和37年10月 理事長 中村 克史 http://www.n-gaku.jp/	○協会の放送を利用する通信制高等学校の運営 ○生涯学習通信講座の実施等	363,164	※4,271	※4,349	9(5) 3(0) 4(4) 127 8	316 (260)	― (―)
NHK交響楽団 東京都港区高輪2-16-49 昭和17年4月 理事長 野島 直樹 http://www.nhkso.or.jp/	○協会の放送での利用を目的とする演奏の実施 ○公開演奏会の実施 等	800	※2,931	※3,026	11(3) 1(0) 3(3) 133 1	1,360 (1,308)	4 (4)
NHK厚生文化事業団 東京都渋谷区神南1-4-1 昭和35年8月 理事長 中村 季惠 http://www.npwo.or.jp/	○障害者、高齢者福祉事業への助成 ○協会の社会福祉番組の普及、周知及び制作協力 等	10,040	※438	※532	12(2) 2(0) 4(2) 15 6	173 (174)	3 (3)
日本放送協会共済会 東京都渋谷区宇田川町41-1 昭和30年2月 理事長 中澤 俊明 (http://www.disclo-koeki.org/02b/00523/)	○協会役職員への福利厚生事業 等	275,447	※4,301 〈一般会計〉 ※6,027 〈特別会計〉	※4,162 〈一般会計〉 ※6,232 〈特別会計〉	20(7) 12(0) 5(5) 169 17	1,171 (1,294) 〈一般会計〉 3,211 (3,338) 〈特別会計〉	― (―)

このほか、健康保険法に基づく日本放送協会健康保険組合(昭和18年4月設立、理事長 石渡良夫)がある。

（資料５８）

子会社等の業務運営状況調査の概要

１　対象団体

計２８団体　（子会社１６社、関連会社３社、関連公益法人等９団体）

２　実施時期

平成２０年９月～平成２１年２月

３　委嘱先

外部監査法人

４　委嘱事項

子会社等の事業活動が運営基準に照らして適正に行われているかについて調査を委嘱しました。具体的には、業務範囲（第６条）、遵守事項（第８条）、事前協議・事前説明（第１１・１２条）の３点の調査を委嘱しました。

５　対象期間

前年度に業務運営状況調査を実施して以降、今年度に業務運営状況調査を実施するまでの期間を対象としました。

６　実施方法

各子会社等について、外部監査法人所属の公認会計士が数名、２日間程度訪問のうえ、合意された調査手続に基づき、各種書面の点検ならびに関係者への聞き取りにより実施しました。

７　結果概要

調査の結果、外部監査法人からは、２団体２件の検出事項の報告がありましたが、協会はその内容を確認し、いずれも不適切なレベルにはないと判断しました。

（資料５９）

子会社、関連会社からの出資先（議決権保有割合３％以上）

（平成２１年３月３１日現在）

＜子会社の出資＞

会社名	事業内容	議決権保有割合（％）
㈱アイテックリース	放送用設備等の賃貸等	14.9
㈱エクサート松崎	放送、舞台の照明、音声業務等	14.7
㈱放文社	書籍の販売等	14.6
㈱ネオテック	番組制作技術業務等	14.3
㈱サンセイ	清掃、警備等	14.0
㈱ＳＥＣ企画	放送番組等の制作、販売等	14.0
㈱Ｊリーグメディアプロモーション	Ｊリーグ公式試合映像の販売等	14.0
アイシン共聴開発㈱	ＣＡＴＶ施設の調査、保守等	14.0
Nippon Production Service　（タイ国）	番組の制作、コーディネイト等	13.6
㈱アート制作工房	スタジオ美術装置の操作等	13.0
㈱千代田ビデオ	スタジオ、附属設備の賃貸等	12.5
㈱電波タイムス社	電波タイムズの発行等	11.3
有線テレビサービス㈱	有線放送設備工事の設計、施工等	11.2
㈱日本プレスセンター	プレスセンタービルの賃貸等	8.8
東新紙業㈱	用紙の販売等	8.4
オールニッポンヘリコプター㈱	ヘリコプターの運行等	8.0
江刺開発振興㈱	「えさし藤原の郷」の管理等	7.0
㈱アストロメディア広島	大型映像システムの操作等	7.0
㈱ウイル	アンテナ設備等の設計・施工	3.2

このほか、議決権保有割合３％未満の出資先が２４社ある。

＜関連会社の出資＞

会社名	事業内容	議決権保有割合（％）
栄公園振興㈱	公園、テナント施設等の管理等	3.3

このほか、議決権保有割合が３％未満の出資先が２社ある。

（注）・資料５６に掲載している会社を除く。
・議決権保有割合は、自己株式を除いたもの。

（資料６０）

子 会 社 等 以 外 へ の 出 資

（平成２１年３月３１日現在）

団体名	協会との関係	設立年月	資本金	発行済株数	持株数（比率*）
福岡タワー㈱	電波塔の管理運用等を実施	昭和62年10月	300,000	60,000	3,200（ 5.3）
㈱国際電気通信基礎技術研究所	協会と共同して放送を含む電気通信に係る基盤的技術の調査研究開発を実施	昭和61年 3月	10,000	440,704	1,878（ 0.9）

＊比率は議決権保有割合

このほか、独立行政法人情報通信研究機構に対する無利子貸付金（注）が、1 億 1,275 万円ある。

（注） 協会の委託による放送衛星の管理運用等を実施していた通信・放送機構に対する出資金が、「通信・放送機構法の一部を改正する法律」（平成 11 年法律第 39 号）に基づき、平成 11 年 12 月 20 日をもって無利子貸付金に転換され、さらに「独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律」（平成 14 年法律第 134 号）附則第 3 条に基づき、独立行政法人情報通信研究機構に承継されたもの。

（資料６１）

「平成２１～２３年度　ＮＨＫ経営計画」の概要

この経営計画で描くのは、新しい公共放送ＮＨＫを創っていく３年です。

すべては視聴者のみなさまのために　ＮＨＫは挑戦します

〔放送環境の激変への対応〕

この３年、放送をめぐる環境は激しく変わります。

２０１１（平成２３）年、国の政策に基づいて、地上と衛星のテレビが完全にデジタル放送に切り替わります。技術の進展はめざましく、放送だけでなく通信ネットワークでも、高画質のコンテンツが届けられるようになります。放送と通信の総合的な法制度の整備も進められています。

放送と通信が融合する本格的なデジタル時代に、放送を軸としつつ、インターネットや携帯端末等視聴者のみなさまにとって最も身近なメディアに、信頼できる情報や豊かで多様なコンテンツをお届けすることで、「いつでも、どこでも、もっと身近にＮＨＫ」をめざします。

〔公共放送の使命の遂行〕

さまざまなメディアに情報があふれる時代だからこそ、公平・公正であること、放送の自主・自律と不偏不党を貫くこと、健全な民主主義の発達に資することなど、公共放送として大切にしてきた理念や使命は、一層重要性を増すと考えます。

ＮＨＫは、温暖化などの地球規模の課題、社会保障、格差、地域再生などの日本の課題に正面から向きあい、解決への手立てを提示していきます。そして、社会から公共の意識が薄れ、つながりが失われているとされる中、放送やさまざまな活動を通じて、人と人、人と社会を結ぶ“公共の広場”の役割を果たしていきます。

私たちは、相次ぐ不祥事への反省を踏まえ、信頼回復に全力をあげます。高い志と倫理観をもつ公共放送の担い手のプロフェッショナルを育てる改革に取り組み、ジャーナリズムの役割を全うします。

〔放送充実のための構造改革の推進〕

放送環境の激変に的確に対応し、視聴者のみなさまに質の高い放送・サービスを届け続けるため、すべての部門を聖域なく見直し、放送現場に経営資源をシフトする構造改革をすすめて、取材・制作体制を強化し、豊かな創造性が発揮できる環境を育みます。

ＮＨＫは、視聴者のみなさま一人ひとりに支えていただく受信料制度の上に、本格的なデジタル時代の公共放送の務めを果たしていきます。

※本計画は、社会・経済情勢の変化等に応じて見直します。また、放送法の規定により、各年度の計画は、予算・事業計画の国会承認をもって確定されます

※計画の進ちょく状況は、四半期ごとに経営委員会に報告し、視聴者のみなさまに公表します

ＮＨＫと視聴者のみなさまをつなぐ経営２目標

組織が一丸となって実現をめざします

①ＮＨＫへの接触者率　　３年後　８０％
②受信料の支払率　　３年後　７５％　５年後　７８％

□「ＮＨＫへの接触者率」（放送外のメディアへの接触も含めた接触者率）と「受信料の支払率」は、視聴者のみなさまにとって「いつでも、どこでも、もっと身近にＮＨＫ」となっているかどうかを測る指標です。

□本格的なデジタル時代、ＮＨＫは放送を基本としつつ、インターネットや携帯端末、ＤＶＤ等さまざまなメディアに確かな情報・より豊かなコンテンツを積極的にお届けし、ＮＨＫに触れていただく方を増やしていきます。

□受信料の公平負担は、制度を堅持していくために取り組まなければならない極めて重要な課題です。すべての視聴者のみなさまに公平に支えていただくことをめざしつつ、平成１９年度末で７１％の支払率を５年後にまず７８％まで高めることを目標にします。そのために、信頼の回復に努め、放送・サービスへの期待・満足度の向上を図り、契約・収納の体制を改革して取り組みを一層強化することで、ＮＨＫを受信料で支えていただく方を増やします。

経 営 ９ 方 針

経営２目標の実現に向け
“ＮＨＫを変える”を実践します

方針１．視聴者のみなさまの信頼を高めるため組織風土改革に全力をあげます。

○「すべては、視聴者のみなさまのために」を貫き、経営を変えます
○一人ひとりが公共放送の担い手のプロフェッショナルになります

方針２．日本の課題、地球規模の課題に真正面から向きあいます。

○報道・ジャーナリズムを強化します
○高品質で、インパクト・競争力のある大型コンテンツを提供します
○幅広い視聴者層に公共放送ならではの多様で質の高い番組を届けます
○衛星デジタル放送のハイビジョン２波への再編を検討し、独自編成で多様なニーズに応えます

方針３．放送・通信融合時代の新サービスで、公共放送の役割を果たします

○新サービス「ＮＨＫオンデマンド」（２０年１２月開始予定）をさらに充実します
○「いつでも、どこでも、もっと身近に」（“3-Screens”）を実現します
○放送・通信融合時代を先導する技術の研究・開発を推進します

方針４．地域を元気にするための拠点となります。

○「放送局のちから」を発揮して、個性を引き出す放送・サービスを展開します
○地域に密着した多様なサービスの実現のため、体制を強化します
○完全デジタル化への移行をめどに、群馬県、栃木県で県域テレビ放送サービスを開始することを検討します

方針５．日本を、そしてアジアを、世界に伝えます。

○国際放送で、世界に向け、日本とアジアの情報発信を強化します
○さまざまなメディアを使って、効果的・効率的に世界に届けます
○国際報道・国際放送の取材・制作体制を強化します

方針６．円滑な完全デジタル化に向けて 重点的に取り組みます。

○地上テレビ放送の完全デジタル化に向けて、送信設備等の整備をさらに計画的に進めます
○デジタル化により電波が届かなくなる地域への新たな難視聴対策等、受信環境整備については、国や民放等と協力しながら、公共放送が負担すべき範囲を見定めつつ、追加の経費を計上します
○視聴者のみなさまがデジタル放送のメリットを享受できるよう 対策を進めます

方針７．構造改革を推し進め 効率的な体制で 受信料の価値をより大きくします。

○構造改革を推し進め、受信料の価値がより大きくなるように 取材・制作の現場に経営資源をシフトします
○支出は、強化すべき項目に重点配分しつつ、一定のシーリング内で抑制します
○ＮＨＫ企業年金の財政安定化に向け、確定拠出型年金制度の導入も含め 制度改革の検討に着手します
○ＮＨＫグループ全体で最適な経営をめざします
○ＮＨＫと子会社等の取り引きの改革を進め、競争を拡大します
○転籍制度の運用を見直します
○“3-Screens”展開等を積極的に進め、受信料外収入の拡大に努めます

方針８．受信料を公平に負担していただくための取り組みを強化します。

○受信料の公平負担の取り組み強化で ５年後 支払率７８％をめざします
○効率化を進め、５年後に営業経費率１０％を実現します
○今後、完全デジタル化への移行を見定めつつ、受信料の公平負担への取り組みを徹底し、構造改革を進めることで、収支差金を生み出す努力を続け、平成２４年度から、受信料収入の１０％の還元を実行します

方針９．環境経営に着実に取り組みます。

○放送やイベントで環境問題を継続的かつ重点的に取り上げます
○目標値を決め、自ら排出するCO_2や事業系廃棄物の削減に取り組みます

収支計画（平成２１～２３年度）

■ 収入：受信料の公平負担に向けた取り組み強化などで、平成２３年度の事業収入は 7,027 億円を見込みます
■ 支出：経営資源を報道体制の強化等に重点配分する一方、構造改革を進めることで、事業支出は３年間ほぼ横ばいで、２３年度は 6,569 億円に抑制します。
■ 収支差：上記により、デジタル追加経費の計上前では、各年度、収支差金を確保します

デジタル追加経費と最終的な収支

●デジタル化により電波が届かなくなる地域への新たな難視聴対策等、受信環境整備については、国や民放等と協力しながら公共放送が負担すべき範囲を見定めつつ、追加経費を計上します。
●その結果、最終的な収支は２１、２２年度については赤字を見込まざるをえません。

（単位：億円）	20 年度	21 年度		22 年度		23 年度	
	（予算）	（計画）	増減額	（計画）	増減額	（計画）	増減額
事　業　収　入	6,575	6,697	122	6,852	155	7,027	175
事　業　支　出	6,472	6,628	156	6,568	△ 60	6,569	1
事業収支差金	102	69	—	284	—	458	—
債務償還充当	33	26	—	13	—	62	—
地上デジタル追加経費	0	100	—	290	—	270	—
収支過不足	68	△ 57	—	△ 19	—	126	—

今後の受信料体系の見直しについての考え方

○この経営計画の策定にあたって、平成２１年度から３年間の収支の状況を踏まえて、公共放送の使命をきちんと果たしつつ、業務の一層の効率的な運営などを進める改革努力により、収支差金を生み出し、これを視聴者のみなさまの負担の軽減に充てたいと考えました。
○しかし、２０１１（平成２３）年７月の地上テレビ放送の完全デジタル化を間近に控えて、調査などが進むにつれて、デジタル化によって電波が受信できなくなる地域への新たな難視聴対策や混信対策などがさらに必要であることがわかってきました。
○完全デジタル化は、国家的なプロジェクトであり、有限な電波を有効に使うための国の政策です。視聴者のみなさまには、デジタル化が拓く可能性を最大限に享受していただきたいと考えます。そのため、公共放送として負担すべき範囲を見定めつつ、追加経費を計上する必要があると判断しました。
○今回の３か年計画で、すべての部門を聖域なく見直し、構造改革によって収支差金を生み出す努力を行いましたが、新たに必要となる追加経費（３か年で約６６０億円）を計上することから、平成２１、２２年度について、収支は赤字を見込まざるを得ない状況です。
○このため、収支の状況、さらに、デジタル化などにともなう今後のリスクや厳しさを増す経済情勢などを総合的に勘案して、平成２３年度までに受信料の引き下げを行うことは困難であると判断しました。
○本経営計画は、収支計画は３か年で示していますが、その基本構想はデジタル化後も睨み５か年を見通すものとなっています。
○平成２１年度から本計画において掲げた施策を着実に遂行することで、平成２４年度から受信料収入の１０％を視聴者のみなさまに還元できる収支構造を構築します。
○具体的な還元方法はいくつか考えられることから、平成２１年度から受信料体系全体の総合的な検討に着手し、最適な方法を決定して、視聴者のみなさまにお示しし、平成２４年度から受信料収入の１０％の還元を実行します。

なにとぞご理解いただきますよう お願いいたします。

（資料６２）

個人情報の開示等の状況（平成２０年度）

１　「個人情報の開示等の求め」の受け付け件数とその内容

５件

（内訳）　開示の求め　５件
利用目的の通知の求め　０件
利用の停止の求め　０件
消去の求め　０件

２　「個人情報の開示等の求め」に対する判断結果

判断結果	件数
開示	5

３　「再検討の求め」の受け付け件数

なし